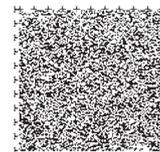


杉並区保健福祉計画(子ども家庭分野)

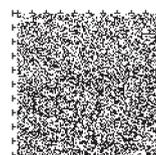
杉並区 子ども家庭計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
令和7年改定

令和7(2025)年



第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	5
4 計画の目標.....	5
5 SDGsへの取組について.....	6
6 分野横断的な取組等について.....	6
第2章 区を取り巻く状況	7
1 区のこれまでの主な取組.....	8
(1) 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	
(2) 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	
(3) 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	
(4) 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実	
(5) 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	
2 国のこども政策の主な動向.....	11
(1) 「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の創設	
(2) 「こども大綱」の策定	
(3) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定	
(4) 「こども未来戦略」と子ども・子育て支援法等の改正	
(5) 「児童福祉法」の改正	
(6) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正	
3 子どもと家庭の状況.....	13
(1) 出生数・合計特殊出生率の推移	
(2) 年齢3区分別人口の推移と推計	
(3) 年代別子ども人口の推移と推計	
第3章 計画内容	15
1 計画の体系.....	16
2 施策別の計画内容.....	22
施策1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	
施策2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	
施策3 安心して子育てできる環境の整備・充実	
施策4 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	



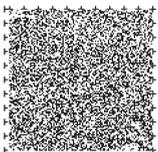
第4章 子ども・子育て支援事業計画(第3期) 77

- I 子ども・子育て支援事業計画(第3期の趣旨)
- II 区域の設定
- III 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策
 - 1 就学前の教育・保育 81
 - (1) 教育施設(私立幼稚園、区立子供園(短時間保育))
 - (2) 保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等)
 - 2 地域子ども・子育て支援事業 84
 - (1) 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)
 - (2) すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)
 - (3) 利用者支援事業(利用者支援事業)
 - (4) 産後ケア事業(産後ケア事業)
 - (5) 乳幼児親子のつどいの場(地域子育て支援拠点事業)
 - (6) 乳幼児の一時預かり(一時預かり事業)
 - (7) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)
 - (8) 延長保育(延長保育事業)
 - (9) 病児保育事業(病児保育事業)
 - (10) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
 - (11) 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)
 - (12) 子どもショートステイ事業(子育て短期支援事業)
 - (13) 養育支援訪問事業等
(養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業)
 - (14) 保護者の実費徴収に係る補助(実費徴収に係る補足給付事業)
 - (15) 新規参入施設への巡回支援等(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

第5章 計画の推進に当たって 107

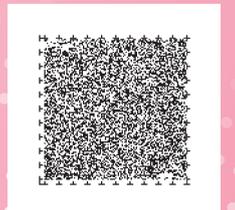
資料編 109

- 杉並区子どもの権利に関する条例 110
- 「子どもワークショップ」で作成した「子どもの権利広報誌」や
みんながデザインした「子どもの権利」なみすけ 116
- 杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査(抜粋) 125
- 用語一覧(五十音順) 161



第1章

計画の基本的事項



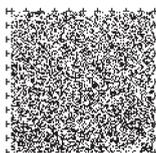
1 計画改定の趣旨

- 区では、令和5年度(2023年度)に、杉並区総合計画・実行計画(以下「総合計画等」という。)の上位計画との整合を図りつつ、分野(地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野)ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、区の保健福祉施策全体を網羅した「杉並区保健福祉計画」を各分野別の体系ごとに統合・再編を行い、子ども家庭分野の計画として、「杉並区子ども家庭計画(令和5(2023)年度～令和6(2024)年度)」を策定しました。
- その後、子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査、子どもと子育て家庭の実態調査及びヤングケアラー実態調査を実施したほか、「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの居場所づくり基本方針※」の策定等に伴い、令和6年度(2024年度)に、総合計画等の一部修正を行いました。
- 新たな「杉並区子ども家庭計画(以下「本計画」という。)」は、これらの調査の結果及び総合計画等の一部修正並びに計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」が一期5年と法定されていること等を踏まえ、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの計画として改定することとしました。
- 区は、こうした考えにより改定した本計画に基づき、子どもの権利を尊重し育ちを支える環境と、安心して子育てできる環境の整備・充実に加え、子どもの育成支援等の充実につなげる取組とともに、個別のニーズに応じた支援体制の整備等を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえ、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として策定するものであり、以下の計画を包含するものとします。

包含する計画	根拠法令等
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
母子保健に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
子どもの権利の保障に関する施策についての計画	杉並区子どもの権利に関する条例第11条

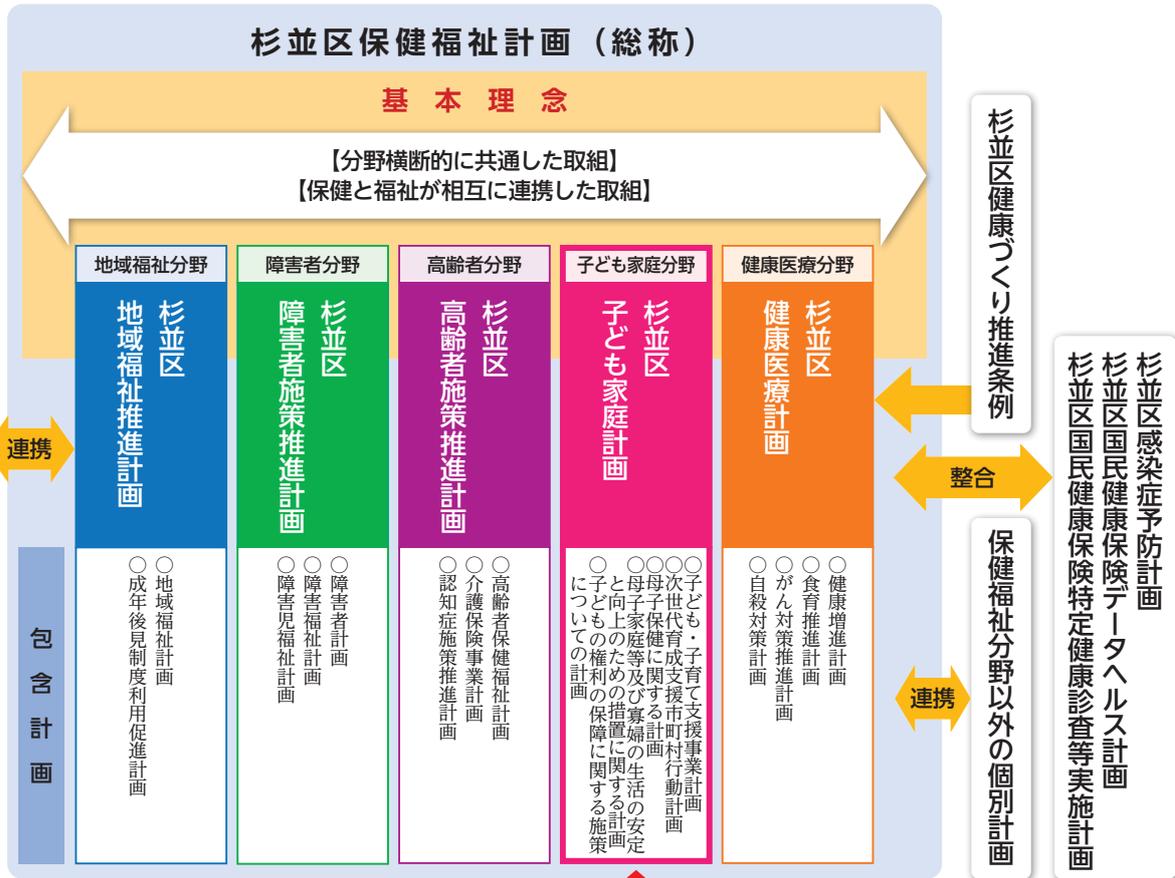


※ 杉並区子どもの居場所づくり基本方針：今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定

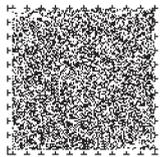
■計画の位置付け（イメージ図）

杉並区基本構想
 区の最上位の計画、区政運営の指針

杉並区総合計画・実行計画
 基本構想実現の具体的道筋となる計画・財政上の裏付けを有する計画



区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画



■ 杉並区保健福祉計画の基本理念

① 人間性の尊重

日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

② 自立の促進

すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。

③ 予防の重視

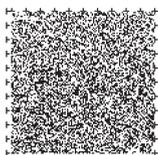
誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機*などを軽減する予防の取組を重視します。

④ 支え合いの醸成

様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。

⑤ 孤立の防止

必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。



* 健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

3 計画期間

- 計画期間は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の計画期間となる、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。
- なお、上位計画の改定等を踏まえて、適宜必要な改定・見直しを行うとともに、本計画の計画期間内に、こども基本法が定める「こども施策」に含まれる若者に係る施策等について検討し、同法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」として改定することとします。

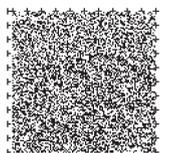


4 計画の目標

- 計画の目標は、杉並区基本構想における子ども分野の将来像を「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」と定め、子どもたちが、家庭や地域で子どもの権利を守られ、様々な経験を通して未来をつくる力を育むまち、子どもと家庭を地域社会全体で支えるまちの実現を目指すこととしたことを受けて、次のとおりとします。

【目標】

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちの実現

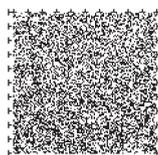


5 SDGsへの取組について

- 平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際目標である「SDGs」(持続可能な開発のための2030アジェンダ)が採択されました。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標と169のターゲットが掲げられています。
- 区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有した上で、各事業を推進していくこととしています。
- このことを踏まえて、本計画においてもSDGsの項目と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と軸を一にした取組を進めていきます。

6 分野横断的な取組等について

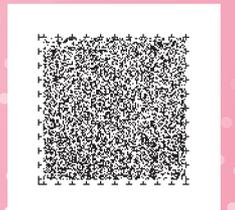
- 各分野(地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療)の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題、支援対象を世帯と捉えた複合的な課題を解決するためには、相談支援機関を中心とした各分野による連携を一層強化する必要があります。また、保健と福祉が相互に連携した取組やライフステージ*に応じた保健福祉のサービス展開等においても、分野横断的な対応が欠かせません。
- こうした取組については、杉並区地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」(巻末資料)として明らかにするとともに、関係部局の職員で構成する「保健福祉施策推進連絡会議」により、組織間の更なる連携強化を図っていきます。
- また、各分野別計画の取組については、地域や関係団体と連携して課題解決を図り、分野や組織を超えて切れ目なく、きめ細やかに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。



※ ライフステージ：乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老齢期など、人が生まれてから亡くなるまでの生活環境の段階のこと

第2章

区を取り巻く状況



1 区のこれまでの主な取組

(1) 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

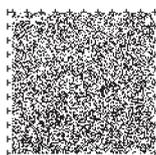
- 令和5年(2023年)4月に、高井戸子ども家庭支援センターを開設し、児童虐待の予防・重篤化の防止の強化のため、令和元年度(2019年度)から取り組んできた基幹型の杉並子ども家庭支援センターと地域型子ども家庭支援センター3か所からなる、身近な地域における相談支援体制を整えました。併せて、要保護児童対策地域協議会を構成する関係団体との連携強化や、要支援家庭向けサービスの充実に取り組み、子どもが安心して地域で過ごすことができる環境づくりに努めました。
- また、令和8年(2026年)11月の区立児童相談所開設に向けて、施設整備の取組として設計及び既存施設の解体工事を実施し、令和6年(2024年)11月から建設工事に着手しました。併せて、専門性の高い人材の育成・確保、子どもの意見表明等支援員の養成などを実施し、区立児童相談所設置後の子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築に向けた取組を推進しました。
- 収入や子どもの養育等の様々な場面で困難に直面することがあるひとり親家庭に対しては、養育費確保支援事業や就労自立に向けた資格取得支援を実施し、子育てを支える経済的基盤づくりに取り組みました。
- 令和5年(2023年)8月に「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」を設置し、子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について諮問し、令和6年(2024年)7月に答申がなされました。また、こども基本法の規定を踏まえ、子どもを対象にしたワークショップや小・中学校等における意見交換会等を行い、子どもの権利擁護の考え方等について子ども等から意見を聴く取組を実施しました。当該審議会の答申や子ども等からの意見を踏まえ、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けて取り組みました。

(2) 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- 区ではこれまで、増大する学童クラブ需要や子育て支援施策の強化等に対応するため、小学校内での放課後等居場所事業やコミュニティふらっと永福での中・高校生の新たな居場所の整備など、児童館再編の取組を中心に子どもの居場所づくりを進めてきましたが、児童館の廃止を伴う取組には様々なご意見があったことから、令和4年(2022年)10月、原則として再編の取組を一旦休止し、改めて、取組の検証を行うこととしました。

令和5年(2023年)9月に取りまとめた児童館再編の取組の検証結果*においては、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があることや、学校内の居場所には見られない「児童館ならではの特性」があること等も確認できました。また、共働き世帯の増加や少子化の進展などに伴い、子どもの居場所に対するニーズが複雑・多様化しているほか、児童虐待や不登校件数の増加などにより、子どもが安心して過ごすことができる居場所のより一層の充実が求められるようになりました。

このような状況の変化等を踏まえ、すべての子どもを対象としたより良い子どもの居場所のあり方について、当事者である子どもの意見を聴きながら検討を行い、令和7年(2025年)1月に、今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関する取組の指針となる「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(以下「子どもの居場所づくり基本方針」という。))」を策定しました。子どもの居場所づくり基本方針においては、児童館再編の考え方の見直しや中・高校生の



* 児童館再編の取組の検証結果：この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を「杉並区区立施設再編整備計画検証報告書」においてまとめた

居場所の充実など、区が取り組むこれからの子どもの居場所づくりの方向性や推進に向けた取組について示しました。

- 次世代育成基金については、令和5年度(2023年度)と令和6年度(2024年度)を合わせ、区主催で延べ16事業(見込数)、助成制度により採択した民間事業者主催の事業を延べ9事業(見込数)実施し、延べ1,667名(見込数)の児童・生徒が参加しました。

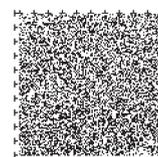
(3) 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

- 子育て家庭の生活環境の変化に伴ってニーズが多様化する中、不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、区では、ゆりかご事業(出産・子育て相談支援事業)による、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない伴走型相談支援を行いました。また、令和5年度(2023年度)からは、出産・子育て応援事業及びバースデーサポート事業を開始し経済的支援と妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない伴走型相談支援を一体化した取組を進めました。
- 令和5年(2023年)9月には、子ども・子育てプラザ下高井戸の開設により、区内7地域に1か所ずつ子ども・子育てプラザ*を整備し、乳幼児親子等が身近な場所で気軽に集い、子育て相談や情報交換・交流などができる環境の充実を図りました。
- 子育て家庭と地域の子育て支援者の交流を促進し、地域の子育て力を高めることを目的に実施してきた子育て応援券事業は、利用者の利便性向上等を図るため、令和6年(2024年)4月にアプリ版応援券の導入及び有償券購入手続の電子申請・電子決済等を開始しました。

(4) 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

- 保育施設については、認可保育所等を核とした施設整備を進め、地域別・歳児別に必要な保育定員の確保に取り組んできた結果、令和6年(2024年)4月には7年連続で待機児童ゼロを実現し、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を概ね実現しました。
- 区立保育園の園長経験者や心理専門職等が区内保育施設を訪問し、継続的に支援を行うとともに、令和5年度(2023年度)に中核園を7園から10園に拡大し、地域懇談会や保育士・園児の交流、園内研修などの取組を充実することで地域の保育施設と連携を促進し、保育の質の向上を図りました。
- 令和6年(2024年)6月に区内5所目となる病児保育室を開設したほか、区立保育園及び区立子供園に登降園管理システムを導入し、多様なニーズに対応した保育サービスの提供を推進しました。
- 学童クラブについては、既存学童クラブの受入枠の拡大や小学校内等への整備により、令和5年度(2023年度)と令和6年度(2024年度)で合わせて307名の受入枠を拡大するとともに、令和6年度(2024年度)には、新たに区内2所目となる重度重複障害児受入れ学童クラブの整備を行いました。しかしながら、小学校児童数の増加や共働き家庭の増加等により、学童クラブの需要は引き続き増加傾向であることから、待機児童の解消に向け、子どもの居場所づくり基本方針において、今後の整備の方向性に加え、放課後等居場所事業の充実を図っていくことを示し、待機児童の受け皿となる取組を推進していくこととしました。
- 就学前教育については、就学前教育支援センターを拠点として、区立子供園で行う就学前教育の研究成

※ 子ども・子育てプラザ：乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊び場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点



果を区全域の就学前教育施設に発信・共有することに加え、各施設を対象とした研修企画に生かし、幼児教育研修や特別支援教育研修の充実を図ることで、幼児の実態に応じた教育を更に推進しました。

(5) 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

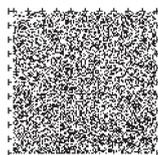
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児等の放課後等デイサービス事業所^{※1}の事業継続と新規開設を促進し、令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)に、それぞれ1所ずつ新たな事業所を開設しました。
- こども発達センターでは、地域での療育体制の充実を図るため、療育が必要な子どもやその家族を対象に療育講座を開催し、医療相談・専門相談を実施したほか、区民や保育園、幼稚園の職員等に対し、発達に課題を抱える子どもや発達支援への理解促進に取り組みました。
- 医療的ケア児^{※2}が、住み慣れた地域で生活を継続できるように、保育園・学童クラブ・区立小学校での受入れを引き続き行いました。保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携し、医療的ケア児やその家族が切れ目なく相談や支援などを受けられる体制を整えるため、庁内の関係部署が集まる庁内連絡会において横断的に検討を行ったほか、地域自立支援協議会^{※3}の医療的ケア児等支援検討部会において、関係機関との情報共有や連携強化を図りました。
- また、通園・通所に関する保護者の負担の軽減や受入れ施設等の関係部署によるスムーズな連携を図るため、令和5年度(2023年度)に、通所先等の総合的な相談・調整を行う医療的ケア児等コーディネーター^{※4}を区に配置しました。

※1 放課後等デイサービス事業所：学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く)又は専修学校等(専修学校及び各種学校)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業所

※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

※3 地域自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者の地域生活を支えるために相談支援事業の運営や地域の関係機関との連携体制等に関する意見を聴くことを目的に設置された協議会

※4 医療的ケア児等コーディネーター：保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ



2 国のこども※政策の主な動向

(1) 「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の創設

令和5年(2023年)4月、こども政策を社会のまんやかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進する新たな行政機関として、「こども家庭庁」が発足しました。

同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年(2023年)4月に施行されました。同法は、「日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する」ことを目的とし、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

(2) 「こども大綱」の策定

令和5年(2023年)12月、こども基本法に基づき、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんか社会」の実現を目指し、「こども大綱」が定められました。こども大綱では、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められるとともに、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されました。

(3) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定

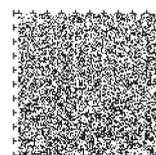
令和5年(2023年)12月、地域コミュニティの変化、児童虐待の相談対応件数や不登校の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増していること等を背景に、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で将来にわたって成長していけるよう、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国としての考え方を整理した「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定されました。

(4) 「こども未来戦略」と子ども・子育て支援法等の改正

令和5年(2023年)12月、「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」が閣議決定されました。「こども未来戦略」では、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つの基本理念のもと、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間に実施する集中的な取組を「加速化プラン」として掲げています。

加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、改正子ども・子育て支援法等が令和6年(2024年)10月に施行されました。具体的な施策として、「子ども・子育て支援法」に児童手当の拡充、出産等の経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の提供体制の整備などが盛り込まれたほか、「子ども・若者育成支援推進法」において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

※ こども：本項において、法令等に定めのあるものについては、各法令等に沿って「こども」「子ども」「子供」と区別して表記



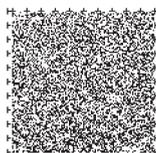
(5) 「児童福祉法」の改正

児童虐待対応件数が引き続き増加する中、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施や区市町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする改正児童福祉法が、令和6年(2024年)4月に施行されました。

この改正では、区市町村において、児童福祉と母子保健が連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることや要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援の充実を図ることを目的として子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の新設等が示されました。

(6) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

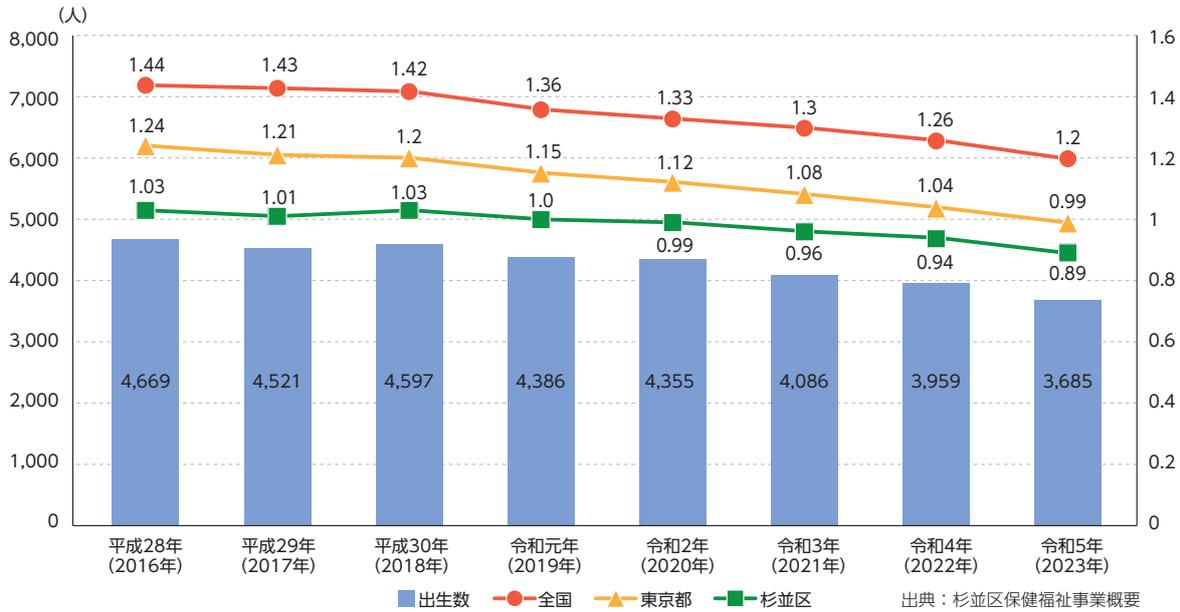
こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、令和6年(2024年)9月に施行されました。法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、基本理念に、「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」こと等が明記されました。



3 子どもと家庭の状況

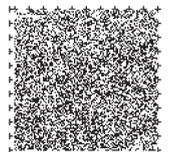
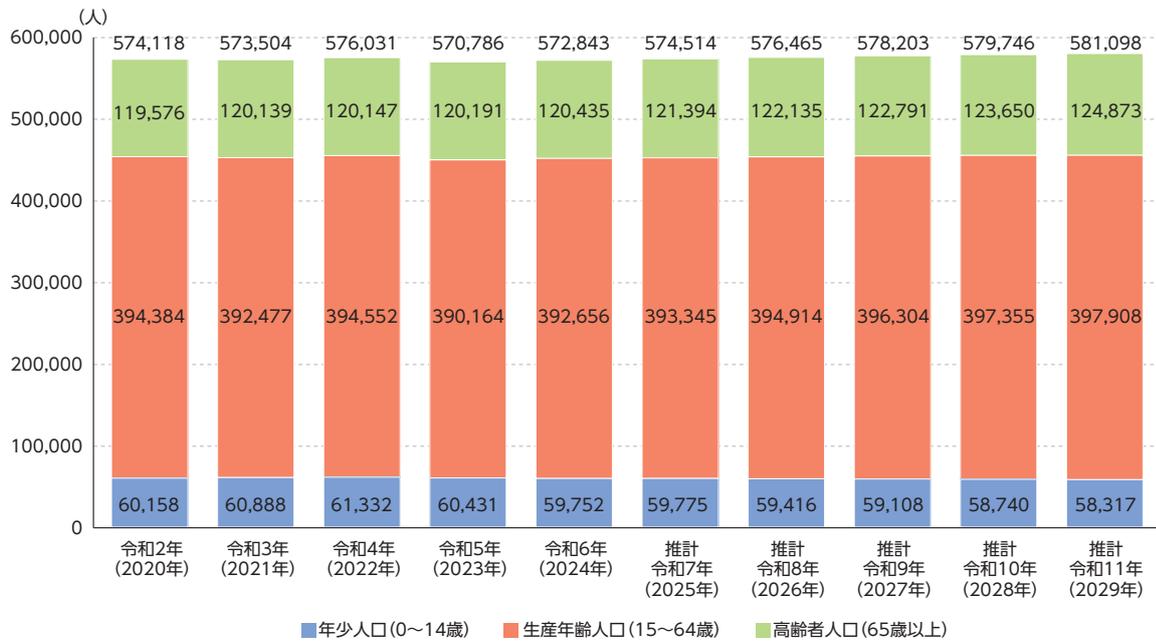
(1) 出生数・合計特殊出生率の推移

杉並区の出生数は令和元年(2019年)以降減少傾向にあり、令和5年(2023年)で3,685人となっています。杉並区の「合計特殊出生率」(一人の女性が15~49歳の間に産む子どもの数を示す指標)は、全国・東京都より低い状況にあります。



(2) 年齢3区分別人口の推移と推計

区の総人口は、引き続き増加が見込まれます。年少人口は減少傾向にあります。

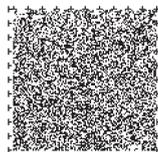


(3) 年代別子ども人口の推移と推計

区の0歳から17歳の子どもの人口は、令和7年度(2025年度)以降、減少傾向となっています。

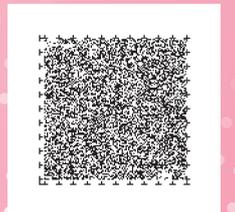


出典：杉並区統計書(各年1月1日現在・外国人登録含む)、杉並区総合計画・実行計画(第2次)(令和6年(2024年)3月発行)



第3章

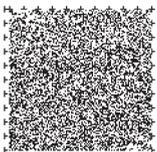
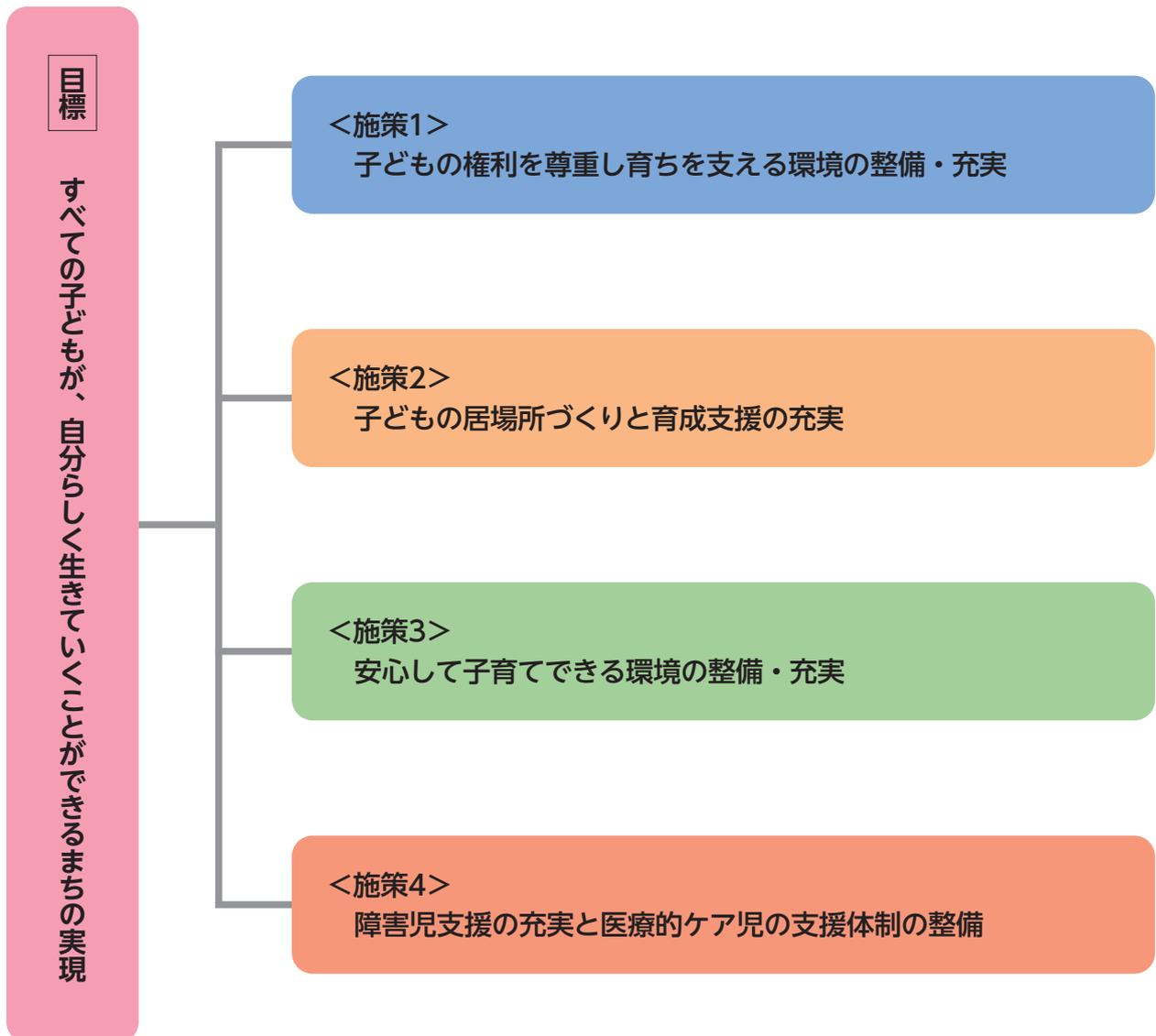
計画内容



1 計画の体系

- 計画の体系は、基本構想に掲げた子ども分野の将来像を踏まえ目標を定めたことから、次のとおり上位計画である総合計画等の施策等の体系を基本とし、具体的な取組を推進します。
- なお、総合計画に定めた施策の指標の現状と目標値を掲載し進捗状況の検証・評価に活用していきます。

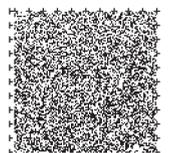
■「子ども・子育て支援事業計画(第3期)」については、第4章に掲載しています。



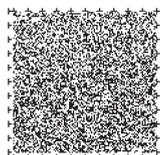
【計画の体系】

実…実行計画事業及び実行計画関連事業

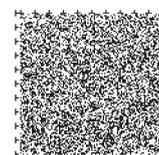
施策	事業	主な取組
施策1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実 P22	1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 実 P24	(1) 子どもの権利に関する普及啓発 P24 (2) 子どもの意見表明・参画の推進 P24 (3) 相談・救済機関の設置 P24
	2 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 実 P26	(1) 教育の支援 P26 (2) 生活の安定に資するための支援 P27 (3) 保護者の就労支援 P27 (4) 経済的な支援 P27 (5) 支援につなげる体制の強化 P28 (6) 子どもの貧困に関する実態調査の実施 P28
	3 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 実 P29	(1) 区立児童相談所の開設 P29 (2) 児童相談システムの導入 P29 (3) 人材の育成と確保 P29 (4) 子どもアドボカシーに関する取組の推進 P29 (5) 社会的養護に関する取組の推進 P29 (6) 児童福祉施設等の指導検査事務の検討 P30 (7) 児童福祉・母子保健の一体的相談支援 P30 (8) 子ども家庭支援センター相談事業の実施 P30 (9) 要保護児童及び要支援家庭児童への支援 P30 (10) 子育て短期支援事業の実施 P31 (11) 養育支援訪問事業の実施 P31 (12) 子育て世帯訪問支援事業の実施 P31 (13) 児童育成支援拠点事業（子どもイブニングステイ）の運営 P31 (14) 親子関係形成支援事業の実施 P31 (15) 要支援家庭産後ケア事業の実施 P32 (16) 見守り強化事業の実施 P32 (17) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 P32 (18) 児童虐待対策等に関する普及啓発 P32
	4 ヤングケアラー支援の推進 実 P35	(1) ヤングケアラー支援体制の強化 P35 (2) 関係機関等研修の実施 P35 (3) ヤングケアラー支援事業の実施 P35



施策	事業		主な取組																																		
施策2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実 P36	1	より良い子どもの居場所づくりの推進 実	P38	<table border="1"> <tr><td>(1)</td><td>児童館の整備検討・機能の強化</td><td>P38</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>小学生の放課後等居場所事業</td><td>P39</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>校庭開放（遊びと憩いの場事業）の実施</td><td>P40</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>小学校始業前の朝の居場所</td><td>P40</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>子ども・子育てプラザの小学生タイム拡充</td><td>P40</td></tr> <tr><td>(6)</td><td>中・高校生の居場所づくり</td><td>P40</td></tr> <tr><td>(7)</td><td>一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実</td><td>P41</td></tr> <tr><td>(8)</td><td>個別のニーズに応じた居場所づくり</td><td>P41</td></tr> <tr><td>(9)</td><td>多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進</td><td>P41</td></tr> <tr><td>(10)</td><td>子どもの居場所ネットワークの構築</td><td>P41</td></tr> <tr><td>(11)</td><td>子どもと居場所をつなぐ情報発信</td><td>P41</td></tr> </table>	(1)	児童館の整備検討・機能の強化	P38	(2)	小学生の放課後等居場所事業	P39	(3)	校庭開放（遊びと憩いの場事業）の実施	P40	(4)	小学校始業前の朝の居場所	P40	(5)	子ども・子育てプラザの小学生タイム拡充	P40	(6)	中・高校生の居場所づくり	P40	(7)	一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実	P41	(8)	個別のニーズに応じた居場所づくり	P41	(9)	多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進	P41	(10)	子どもの居場所ネットワークの構築	P41	(11)	子どもと居場所をつなぐ情報発信	P41
	(1)	児童館の整備検討・機能の強化	P38																																		
	(2)	小学生の放課後等居場所事業	P39																																		
(3)	校庭開放（遊びと憩いの場事業）の実施	P40																																			
(4)	小学校始業前の朝の居場所	P40																																			
(5)	子ども・子育てプラザの小学生タイム拡充	P40																																			
(6)	中・高校生の居場所づくり	P40																																			
(7)	一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実	P41																																			
(8)	個別のニーズに応じた居場所づくり	P41																																			
(9)	多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進	P41																																			
(10)	子どもの居場所ネットワークの構築	P41																																			
(11)	子どもと居場所をつなぐ情報発信	P41																																			
2	次世代育成基金の活用推進 実	P42	<table border="1"> <tr><td>(1)</td><td>基金を活用した体験・交流事業の実施</td><td>P42</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>民間からの基金活用事業の提案公募の実施</td><td>P42</td></tr> </table>	(1)	基金を活用した体験・交流事業の実施	P42	(2)	民間からの基金活用事業の提案公募の実施	P42																												
(1)	基金を活用した体験・交流事業の実施	P42																																			
(2)	民間からの基金活用事業の提案公募の実施	P42																																			
3	その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組	P43	<table border="1"> <tr><td>(1)</td><td>子どもプレーパーク事業の実施</td><td>P43</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>地域子育てネットワーク事業の実施（再掲）</td><td>P51</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>友好都市事業の実施</td><td>P43</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>地域・団体との連携による青少年健全育成の推進</td><td>P43</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>青少年問題協議会の運営</td><td>P43</td></tr> <tr><td>(6)</td><td>青少年善行表彰の実施</td><td>P43</td></tr> <tr><td>(7)</td><td>二十歳のつどいの実施</td><td>P43</td></tr> </table>	(1)	子どもプレーパーク事業の実施	P43	(2)	地域子育てネットワーク事業の実施（再掲）	P51	(3)	友好都市事業の実施	P43	(4)	地域・団体との連携による青少年健全育成の推進	P43	(5)	青少年問題協議会の運営	P43	(6)	青少年善行表彰の実施	P43	(7)	二十歳のつどいの実施	P43													
(1)	子どもプレーパーク事業の実施	P43																																			
(2)	地域子育てネットワーク事業の実施（再掲）	P51																																			
(3)	友好都市事業の実施	P43																																			
(4)	地域・団体との連携による青少年健全育成の推進	P43																																			
(5)	青少年問題協議会の運営	P43																																			
(6)	青少年善行表彰の実施	P43																																			
(7)	二十歳のつどいの実施	P43																																			

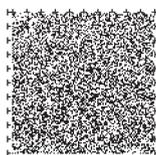


施策	事業	主な取組
施策3 安心して子育てできる環境の整備・充実 P44	1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 実 P46	(1) ゆりかご事業の実施～産前・産後の支援 P46 (2) 多胎児家庭支援事業の実施 P47 (3) 出産・子育て応援事業の実施 P48 (4) バースデーサポート事業の実施 P48 (5) 母子保健医療費助成等による支援 P48 (6) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援 P48
	2 地域における子育て支援体制の充実 実 P51	(1) 子ども・子育てプラザの運営・機能の充実 P51 (2) 乳幼児親子の居場所の充実 P51 (3) 地域子育てネットワーク事業の実施 P51 (4) 利用者支援事業の実施 P52 (5) ファミリー・サポート・センター事業の実施 P52 (6) 訪問育児サポーター事業の実施 P52 (7) 一時預かり事業の実施 P52 (8) 子育て応援券事業の実施 P52 (9) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施 P53 (10) 地域における子育てグループの活動支援 P53 (11) 子育てを応援する企業・事業者への支援 P53 (12) 子育てサイトの充実・すぎらボの運営 P53 (13) 子どもの医療費助成 P53 (14) 児童手当の支給 P53
	3 保育の質の向上 実 P54	(1) 保育施設の巡回指導・訪問等 P54 (2) 中核園による保育の質の維持・向上の取組 P54 (3) 私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 P54 (4) 区立保育園の改築・改修 P54 (5) 保育に関する利用相談・情報提供の充実 P55
	4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 実 P57	(1) 障害児保育の充実 P57 (2) 病児保育事業の充実 P57 (3) ベビーシッターの利用支援 P57 (4) 私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実 P57 (5) こども誰でも通園制度の実施 P58 (6) デジタル技術を活用した保育サービスの提供 P58 (7) 医療的ケア児の受入れ体制の充実（保育園等での受入れ）（再掲） P74 (8) 延長保育の実施 P58 (9) 区立保育園における緊急一時保育の実施 P58



施策	事業	主な取組
施策3 安心して子育てできる環境の整備・充実 P44	5 学童クラブの整備・充実 実	(1) 学童クラブの整備 P59 (2) 入退室管理アプリケーションの運用 P59 (3) 質の向上のための取組 P59 (4) 特別支援児の受入れ P60 (5) 医療的ケア児の受入れ体制の充実（学童クラブでの受入れ）（再掲） P74 (6) 大規模学童クラブでの育成環境の向上 P60
	6 ひとり親家庭支援の充実 実	(1) ひとり親家庭相談 P62 (2) ひとり親家庭生活支援 P62 (3) 就労自立に向けた資格取得支援 P63 (4) 養育費確保に関する支援 P63 (5) ひとり親家庭実態調査の実施 P63
	7 就学前教育の充実 実	(1) 就学前教育の調査・研究及び幼保小連携の充実に向けた取組の実施 P64 (2) 就学前教育を支える保育者の育成 P64 (3) 就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施 P64
	8 子育てにやさしいまちづくりの推進	(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知 P65 (2) ユニバーサルデザインのまちづくり推進 P65 (3) 街路灯等の整備 P65 (4) 小学校周辺のパトロールや子ども見守り情報のメール配信の実施 P65 (5) 災害時のメール等の活用 P65 (6) 区営住宅の優遇抽せんの実施と民間賃貸住宅への入居支援 P66

施策	事業	主な取組
施策4 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備 P68	1 未就学児の療育体制の充実 実	(1) 障害児の発達相談支援の充実 P70 (2) 療育支援の充実 P70 (3) 地域支援の充実 P71 (4) 障害児保育の充実（再掲） P57
	2 学齢期の障害児支援の充実 実	(1) 学齢期の発達障害児の相談・療育の充実 P72 (2) 障害児の放課後の居場所の拡充 P72 (3) 地域支援の充実 P73 (4) 学童クラブでの特別支援児の受入れ（再掲） P60
	3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 実	(1) 医療的ケア児の受入れ体制の充実 P74 (2) 関係機関との連携強化による相談支援の充実 P74



【凡例】第3章の見方

施策と関連のある「SDGs」のゴールを示しています。

施策を推進するに当たり、目指すべき状態や姿を記載しています。

計画目標、目指す姿の達成に向け必要となる事業です。

施策を取り巻く現状と課題を記載しています。

施策指標の現状値と目標値です。目標値は、計画最終年度まで、2年ごとに記載しています。

事業の具体的な内容です。実 は、実行計画事業です。

第4章子ども・子育て支援事業計画（第3期）の関連事業名と掲載ページを記載しています。

主な取組と内容を記載しています。実行計画事業に定めた取組以外の関連する取組を含みます。

妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

現状と課題

施策を推進するに当たり、目指すべき状態や姿を記載しています。

SDGsのゴールとの関係

施策を推進するに当たり、目指すべき状態や姿を記載しています。

計画目標、目指す姿の達成に向け必要となる事業です。

施策を取り巻く現状と課題を記載しています。

施策指標の現状値と目標値です。目標値は、計画最終年度まで、2年ごとに記載しています。

事業の具体的な内容です。実 は、実行計画事業です。

第4章子ども・子育て支援事業計画（第3期）の関連事業名と掲載ページを記載しています。

主な取組と内容を記載しています。実行計画事業に定めた取組以外の関連する取組を含みます。

2 施策別の計画内容

施策

1

子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

基本方針

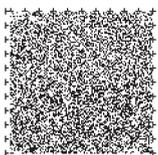
子どもの権利^{※1}が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

現状と課題

すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。

子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。

全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※2}の環境の整備が求められています。



※1 **子どもの権利**：「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で定められている権利

※2 **社会的養育**：虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

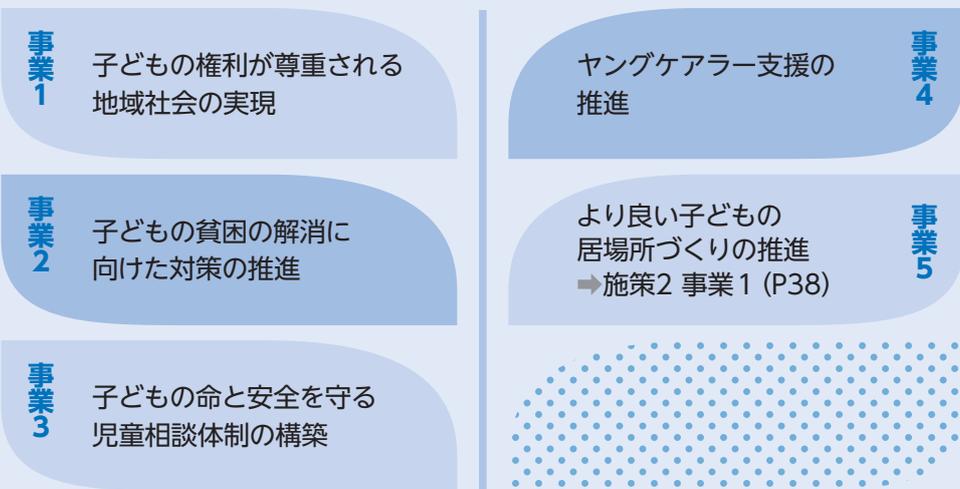
目指す姿

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、必要とされるところへ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

◆ SDGsのゴールとの関係

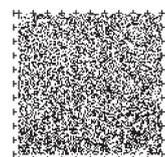


施策を構成する事業



施策の成果指標の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		令和7年度 (2025)	令和9年度 (2027)	令和11年度 (2029)
1 子どもの権利について知っている区民の割合 区民意向調査	33.8% (5年度)	35.0%	37.0%	39.0%
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	24.8% (5年度)	24.0%	22.0%	20.5%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	69.3% (5年度)	71.0%	73.0%	74.5%



事業① 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 **実**

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約*)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例に基づく取組を進めていきます。子どもの権利について、周知リーフレット等を作成し、区民等を対象に広く普及啓発に取り組むとともに、区職員を対象に研修を実施します。また、子どもが自分の思いや考え、意見を表明できる環境を整え、社会的活動に参画する機会を確保していきます。さらに、子どもの権利に関する相談と救済の仕組みを整えていきます。

●主な取組と内容

(1) 子どもの権利に関する普及啓発

子どもの権利保障の取組を推進するためには、子どもと大人がともに、子どもの権利について理解を深める必要があります。子どもの権利と子ども参画の意義について、職員を対象に研修を実施するほか、対象年齢等に応じた周知リーフレット等を作成し、学校等で配布するなど効果的な普及啓発に取り組めます。

(2) 子どもの意見表明・参画の推進

子ども自身が子どもに関わる事柄について意見や思いを表明する場として「子どもワークショップ」等の取組を実施します。また、職員が、子どもの意見聴取と取組への反映について理解を深め、実践していく際の留意点や工夫、事例等を提供することを目的として、有識者の助言を得て子どもの意見聴取に関するガイドラインを作成するとともに、子どもの意見聴取のよりよい手法の検討を行います。

(3) 相談・救済機関の設置

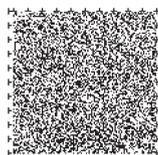
子どもが困ったときやつらいと思ったときに安心して相談ができる体制を整備するため、区長の附属機関として「杉並区子どもの権利救済委員」を設置します。

「杉並区子どもの権利救済委員」は、子どもの権利に関して優れた識見を有する学識経験者で構成され、子ども等の声を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。

※子どもの権利条約とは (日本ユニセフホームページから抜粋)

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとな同様にひとり一人の人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

1989年の国連総会で採択され、1990年に発効しました。日本は、1994年に批准しました。



「子どもワークショップ」の取組 ～子どもの意見表明・参画の推進～

区では、杉並区基本構想に掲げる子ども分野の将来像である「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの考えや思いなどを幅広く聴くための取組の1つとして、令和5年度(2023年度)から「子どもワークショップ」を実施しています。

より多くの人に「子どもの権利」を広めるためにはどんなことが必要かをテーマにしたワークショップでは、様々な意見が出されました。



●子どもからの意見

子どもの権利について、子どもも大人も知っていると思いますか？

<知っていると思う>

○新聞や広報すぎなみに子どもの権利について載っていたりすることがあるから

<知らないと思う>

○子どもワークショップに参加するまで知らなかったから

○普段、大人の言動を見ていると「知らないな」と思うことがよくある

子どもの権利を広めるために区でやってほしいことは？

○母子手帳とか、必ず大人が目を通すものに子どもの権利について記載をする

○親が子育ての際に、子どもの権利の観点からどんなことに気を付けたいのかを知らせる機会を設けてほしい

○子どもの権利に関する広告チラシを作成し、掲示板や児童館、回覧板に掲載する

○子どもワークショップをもっと気軽に参加できるものにしてほしい(親子参加型、保育園への出張型など)

○学校で子どもの権利について学ぶ機会を設けてほしい

いただいた意見は、区が取り組む「子どもの権利に関する普及啓発」に活かしていきます。

<子どもから意見を聴く取組>詳しくは区公式ホームページに掲載しています。⇒



※「子どもワークショップ」で作成した「子どもの権利広報誌」やみんながデザインした「子どもの権利」なみすけを巻末資料に掲載しています。

【「子どもの権利」なみすけを基に作られた、大切な子どもの権利なみすけ】



安心して生きる権利



自分らしく生きる権利



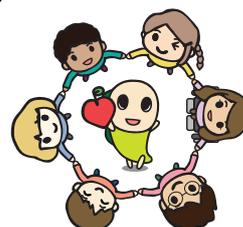
育つ権利



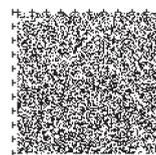
意見を聞かれる権利



守られる権利



個別の必要に応じて支援を受ける権利



事業② 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 **実**

子どもの貧困は、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体の問題と捉えて解消に向けた対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和5年度(2023年度)に実施した実態調査の結果も踏まえて、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等の必要な支援が必要なところへ届くよう、各分野における子どもの貧困の解消に向けた対策に資する取組を総合的に推進していきます。

●主な取組と内容

(1) 教育の支援

学校教育においては、就学前教育から義務教育に至るまで、全ての子どもが家庭等の環境に関わらず、等しく教育を受け、生涯にわたり学習する基礎を培うことができるよう取り組みます。加えて、次のとおり、多角的な教育の支援を実施します。

①子どもの学習等支援

子どもたち一人ひとりの学習状況に応じて、各学校と教育委員会、学校支援本部等との連携による小中学生パワーアップ教室を行い、つまずきや学び残しの解消を支援します。また、生活困窮世帯等に対する子どもの学習等支援事業を拡充するとともに塾代助成を実施します。

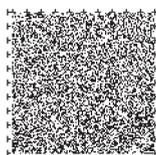
②教育相談等

不登校や子どもの情緒の悩みなどの教育相談をきめ細やかにを行い、全小中学校に配置したスクールカウンセラーと連携を図りながら、学校生活や教育環境等の改善・充実を支援します。また、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが学校や家庭等からの依頼を受けて、問題の解決・軽減をサポートします。

③教育費の負担軽減

家庭の所得水準に関わらず、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育にかかる教材や移動教室に要する経費は一部を除き公費で負担します。区立学校の給食費無償化を実施し、国立・私立等へ通学する児童・生徒のいる世帯に対しては給食費相当給付金を支給します。

また、私立の幼稚園に通園する児童の保護者に対し、所得に応じて保育料等を補助するほか、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を支給します。



(2) 生活の安定に資するための支援

困難を抱えている子ども・若者、家庭を、母子保健や居場所事業など様々な場面で把握し、適切な支援や見守りにつなげるため、妊娠期から成人期までの切れ目ない支援を行います。

①子ども・保護者の健康づくり

ゆりかご事業など、乳幼児や保護者を対象とした事業を通じて、親子の心身の状態や養育環境の把握に努めます。また、正しい健康の知識の啓発など、心身の健康に資する情報提供を行うことで、適切な支援や見守りにつなげます。

②子ども・乳幼児親子の居場所づくり、子どもの交流・体験機会の提供

乳幼児親子の社会的孤立を防ぐため、つどいの広場や児童館におけるゆうキッズ事業、子ども・子育てプラザの運営等により、地域とつながる機会を創出します。また、学齢期の子どもたちが、地域の大人などによる見守りの中、放課後等に安心して過ごせるよう、児童館のほか、遊び・学習等を行う放課後子ども教室、放課後等居場所事業等により、多様な居場所づくりに取り組みます。さらに、次世代育成基金を活用し、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず、自然・文化・芸術・スポーツなど、国内外の様々な体験・交流事業へ参加できる機会を提供します。

③若者の就労支援

就労支援を希望するおおむね15歳以上の若者等に対して、就労準備相談などの事業により就労を支援します。

④生活困窮世帯等への生活支援

生活に困窮する保護者等に対して、自立に向けた相談支援や家計改善支援を行います。また、ひとり親家庭に対しては、養育費の確保のために保証会社と養育費の立替保証契約をする際に係る経費を助成する事業や家事・育児を支援するヘルパーの派遣等を行い、生活の安定に向けて支援します。

(3) 保護者の就労支援

子育てと仕事の両立を支援するため、必要な保育定員の確保や学童クラブの整備等に取り組んでいます。また、生活に困窮する世帯の保護者に対して、自立支援のための計画の策定やハローワークと連携した就労相談を行うほか、経済的・社会的に不安定な状況に置かれることの多いひとり親家庭に対しては、自立支援給付金事業等により、安定した就業につながる資格取得の支援など、就労機会の拡大に努めます。

(4) 経済的な支援

各種手当等の支給や生活資金の貸付け等を行い、子どもの健全な養育環境の確保につながる取組を進めます。

①手当等の支給

児童手当や児童扶養手当などの支給、医療費の助成、保育料に対する補助等により、子育てに係る経済的な負担を軽減します。

②東京都母子及び父子福祉資金の貸付

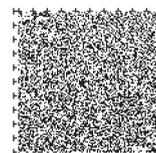
ひとり親家庭へ必要とする資金の貸付を行い、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう支援します。

③生活保護受給者への支援

生活が困窮する方に、その困窮の程度に応じて必要な保障を行い、相談しながら、自立を助長していきます。

④住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図ります。



(5) 支援につなげる体制の強化

相談の機会などを通じて把握した生活に困窮している方を、必要な支援につなげていきます。また、社会福祉協議会が支援する杉並子ども食堂ネットワーク等を通じて、子ども食堂等、子どもの貧困対策に資する取組を行う団体の相互連携を支援します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、子どもの貧困の解消に向けて、基本理念に、子どもの各段階において、支援が切れ目なく行われるよう、推進することが明記されました。このこと等を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進するため、引き続き、子ども、教育、生活困窮、保健、産業等の各分野で構成する会議体において組織横断的な検討を進めます。

①早期の支援に向けた相談機能の連携

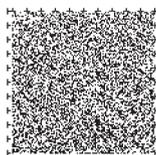
住民税・国民健康保険料等の納付相談や子ども家庭支援センターにおける相談事業の聞き取り内容などから、必要に応じて「くらしのサポートステーション」等の、生活に関する困りごとの相談機関等を案内するなど、早い段階で支援につなげていきます。

②子ども食堂等を支援する体制の構築

民間で取り組む子ども食堂等の団体間の連携を推進します。また、杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂の活動に賛同する区民・事業所による活動支援を後押しする仕組みづくりに取り組むほか、子どもの居場所としての役割等を踏まえ、子ども食堂の活動を支援していきます。

(6) 子どもの貧困に関する実態調査の実施

子ども及び子育て家庭の生活実態を把握し、区の子ども・子育て支援施策の参考とするため、実態調査を実施します。



事業 ③ 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 実

令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設を見据え、要支援児童等を対象とする支援策の充実・強化や社会的養育を推進する環境を整備するとともに、高度な専門性を備えた人材の育成・確保に取り組むなど、子どもの命と安全を守る児童相談体制を構築します。

● 主な取組と内容

(1) 区立児童相談所の開設

児童虐待の通告・相談件数が増加する中、子育て支援から要保護児童支援まで一貫した児童福祉施策を実現することが、児童虐待防止対策の一層の強化につながるとの認識のもと、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設に向けて、施設整備を進めます。

(2) 児童相談システムの導入

児童相談所のケースワーク業務や子どもの一時保護、里親委託、施設入所などの事務を行うに当たり、効率的な事務処理と適切な個人情報管理を行うため、児童相談システムを導入します。

また、子ども家庭支援センターは、児童相談所との情報連携、援助要請、協力依頼等の連絡・調整事務を効率的に行うため、新たに導入する児童相談システムを、児童相談所とともに利用し、迅速な児童虐待対応につなげます。

(3) 人材の育成と確保

区立児童相談所の開設に向けて、他自治体の児童相談所及び一時保護施設への派遣研修のほか、外部講師により専門研修を実施するなど、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行います。

(4) 子どもアドボカシーに関する取組の推進

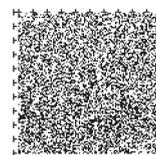
子どもの意見表明権等に関する理解を深めるため、子どもアドボカシー^{※1}に関する研修を、区職員及び区内児童養護施設等職員を対象に実施します。併せて、子どもの意見表明等支援員の養成に取り組み、子どもの権利擁護に係る環境整備を推進します。

(5) 社会的養護に関する取組の推進

社会的養護経験者の自立支援や、里親委託の積極的な推進に向けたフォスタリング業務^{※2}を、区立児童相談所の開設に合わせて実施できるよう、着実に準備を進めます。

※1 子どもアドボカシー：子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

※2 フォスタリング業務：里親のリクルートや登録前からの里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、里親養育への支援等を行うこと



(6) 児童福祉施設等の指導検査事務の検討

区立児童相談所の設置に伴い、東京都から区に移管される児童福祉施設等の指導検査事務の検討を進めるに当たり、保育園や障害児通所施設、児童養護施設などが、これまで以上に子どもが安全安心に育つ環境となるよう、分野横断的に取り組みます。

(7) 児童福祉・母子保健の一体的相談支援

→ P86 子ども・子育て支援事業計画（利用者支援事業）

子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健部門が連携して、子ども、子育て世帯、妊産婦に一体的な相談支援を実施する体制を「子ども家庭センター」と位置付け、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的かつ継続的な支援を行います。

(8) 子ども家庭支援センター相談事業の実施

子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン[※]」での相談支援や、専門相談を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

① ゆうラインの充実

大人だけではなく、子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。

② 専門相談の実施

精神科医、臨床心理士による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援を行います。

(9) 要保護児童及び要支援家庭児童への支援

妊娠・出産期からの児童虐待の未然防止、早期対応、高リスク事案への対応を進めます。

① 特定妊婦への支援

妊娠届出時の面接や、すこやか赤ちゃん訪問、産後ケア事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

② 要保護児童、要支援児童への支援

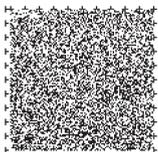
児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、保護者や児童の相談対応、支援サービスの提供、個別事例支援会議の実施等による各機関の対応の調整など、当該児童及び家庭への適切な支援を実施します。

③ グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児に自信が持てない、実際に虐待をして悩んでいる母親たちが集い、専門家の助言を受けながら自らのことを語る「グループカウンセリング」や、子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について精神科医師による「保護者のこころの相談」を実施し、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

④ 児童の家庭復帰への支援

一時保護や施設等から児童が復帰した家庭に対し、保育所や学校、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、訪問や各種支援事業の活用により、必要な支援を行います。



※ ゆうライン：杉並子ども家庭支援センターに設置した、電話又は来所による子どもと家庭に関する相談窓口

⑤子育て寄り添い訪問事業（通称：ハロー！なみすけ訪問）の実施

保健・福祉サービス等を受けていない未就園児等のいる家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育て支援サービスの情報提供と相談・支援を丁寧に行う「子育て寄り添い訪問事業」を実施します。

(10) 子育て短期支援事業の実施

→ P99 子ども・子育て支援事業計画（子育て短期支援事業）

保護者が育児疲れや疾病等で一時的に家庭での養育が困難となった子どもを、区内の児童養護施設等で預かり、養育を行います。

①子どもショートステイ事業

保護者が病気、出産などで一時的に児童（0歳から12歳）を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院、区内の養育（里親）家庭において、宿泊により預かります。

②要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業

保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設・乳児院において児童（0歳から18歳未満）を預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、その保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。また、子どもを預けることに躊躇する保護者が利用できるよう、親子ショートステイの実施について検討を進めます。

(11) 養育支援訪問事業の実施

→ P101 子ども・子育て支援事業計画（養育支援訪問事業）

養育支援が特に必要な家庭に専門相談員（助産師、保健師、保育士、心理士、精神保健福祉士等）が訪問し、養育に関する相談対応を行います。

(12) 子育て世帯訪問支援事業の実施

→ P101 子ども・子育て支援事業計画（子育て世帯訪問支援事業）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、家事・育児等の支援や保育園等の送迎支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整えるための支援を行います。

(13) 児童育成支援拠点事業（子どもイブニングステイ）の運営

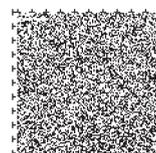
→ P101 子ども・子育て支援事業計画（児童育成支援拠点事業）

家庭における養育環境の課題等により、家庭や学校で安心して過ごせない中高生世代の要保護・要支援の子どもたちが、放課後に安心して自分の時間を過ごせるよう「子どもイブニングステイ」を実施します。

(14) 親子関係形成支援事業の実施

→ P101 子ども・子育て支援事業計画（親子関係形成支援事業）

子どもとの関わり方について悩みや不安を抱えた保護者に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義やグループワーク等を内容とした、ペアレント・プログラムを実施します。併せて、支援者を育成するための講習等も実施するなど、親子関係の形成に向けた支援を行います。



(15) 要支援家庭産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の取得等を図るため、医療機関等におけるショートステイ、デイケア及び訪問による産後ケア事業を実施します。

(16) 見守り強化事業の実施

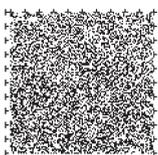
要保護児童、要支援児童のいる家庭に訪問し、食材の提供を通じて子どもの状況を把握することで、支援が必要な子どもの見守りを強化します。

(17) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を実施するとともに、児童虐待に関する通告・相談から連携した支援及び未然防止の取組を示した児童虐待対応マニュアルを作成し、広く区内の関係機関に配布・共有化することで、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深め子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化します。

(18) 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や区広報・区公式ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を進めます。



○児童虐待件数の推移

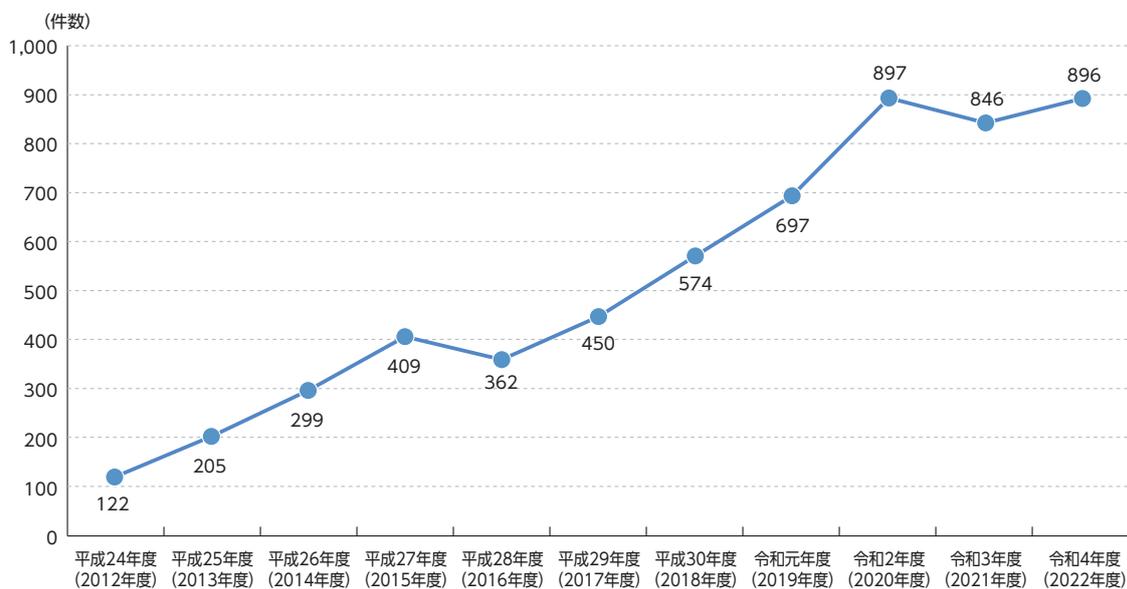
全国の虐待相談対応件数は増加しており、この10年間で3.2倍に増加しています。また、都立杉並児童相談所の虐待相談新規受理件数（杉並区分）についても、この10年間で7.3倍に増加しています。

(1) 全国の児童虐待相談対応件数の推移

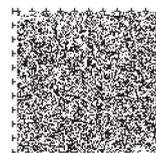


出典：こども家庭庁

(2) 都立杉並児童相談所の虐待相談新規受理件数（杉並区分）の推移

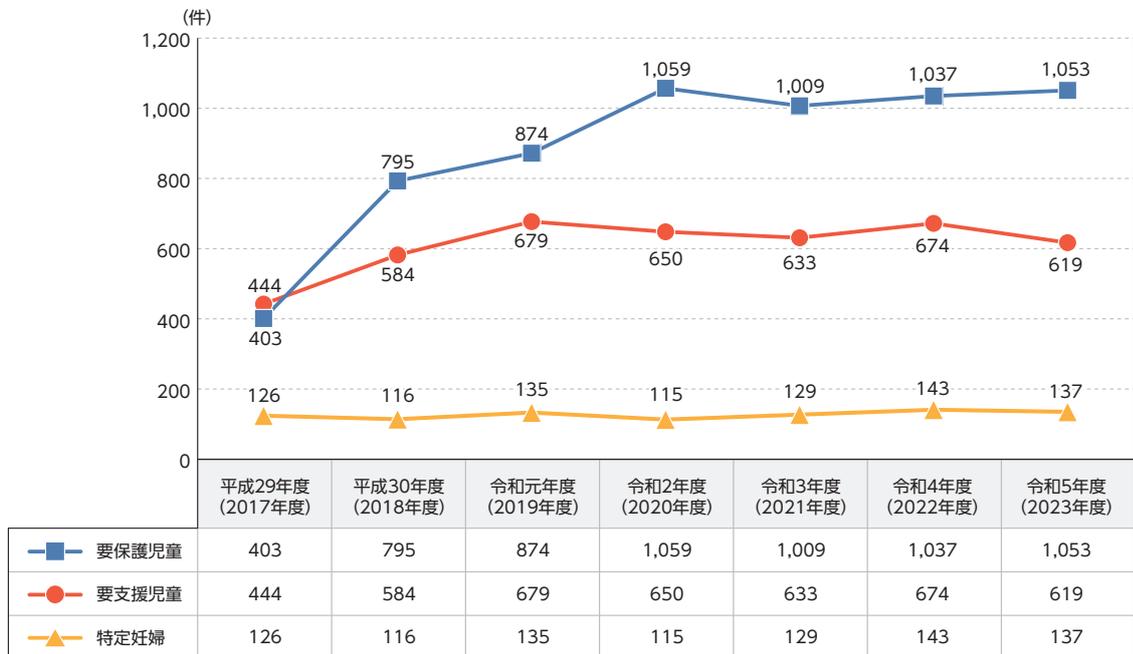


出典：杉並区要保護児童対策地域協議会代表者会議資料(東京都杉並児童相談所作成)



○杉並区における要保護児童・要支援児童・特定妊婦の推移

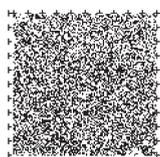
要保護児童・要支援児童・特定妊婦の新規受理件数は、令和2年度(2020年度)以降、概ね横ばいの件数で推移しています。



出典：杉並区資料

○杉並区における要保護児童・要支援児童・特定妊婦の支援

要保護児童・要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るために、児童福祉法第25条の2の規定に基づき杉並区要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して対応をしています。子ども家庭支援課(子ども家庭支援センター)は調整機関として、支援の実施状況の把握と関係機関との連絡調整を行います。



事業④ ヤングケアラー支援の推進 実

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取組んでいくとともに、必要な支援策の構築に取り組んでいきます。

● 主な取組と内容

(1) ヤングケアラー支援体制の強化

ヤングケアラーの支援強化に向けて、子ども、障害、高齢、教育、生活困窮、精神保健の各分野で構成するプロジェクトチームにおいて組織横断的な検討を進めるとともに、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めます。また、ヤングケアラーを対象にLINEを活用した相談を実施します。

(2) 関係機関等研修の実施

子ども、障害、高齢、教育等の様々な分野の関係機関に研修を実施し、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取組んでいきます。

(3) ヤングケアラー支援事業の実施

令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)に実施したヤングケアラー実態調査の結果等に基づき、ヤングケアラー当事者が組織する民間事業者等との連携を図りながら、効果的な支援策を構築します。

ヤングケアラーとは？

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



ご飯の用意や後かたづけ、洗濯、掃除、買い物など家事をしている。



小さいきょうだいのお世話や保育園などへの送り迎えをしている。



家族のお世話や、いつもそばにいて気を配っている。



家族のそばにいて気を配ったり、声かけなどの気づかいをしている。



家族がわかることばにかえたり、書かれていることを伝える。



仕事ができない家族の代わりに、はたらいている。



お酒や薬、かけごとをやめられない家族の世話をしている。



治りにくい病気の家族のめんどうをみている。

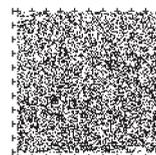


ご飯をたべさせたり物をとったり、身の回りの世話をしている。



お風呂やトイレなど、からだを動かすときに手伝っている。

出典：こども家庭庁ホームページ（イラスト）



施策
2

子どもの居場所づくりと育成支援の充実

基本方針

子どもたちがその成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安心して自由に自分らしく過ごすことができる居場所を確保していきます。また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

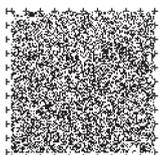
現状と課題



子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるなど、多様な居場所の充実が求められています。



子どもたちが、未来へ自信をもつてのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。



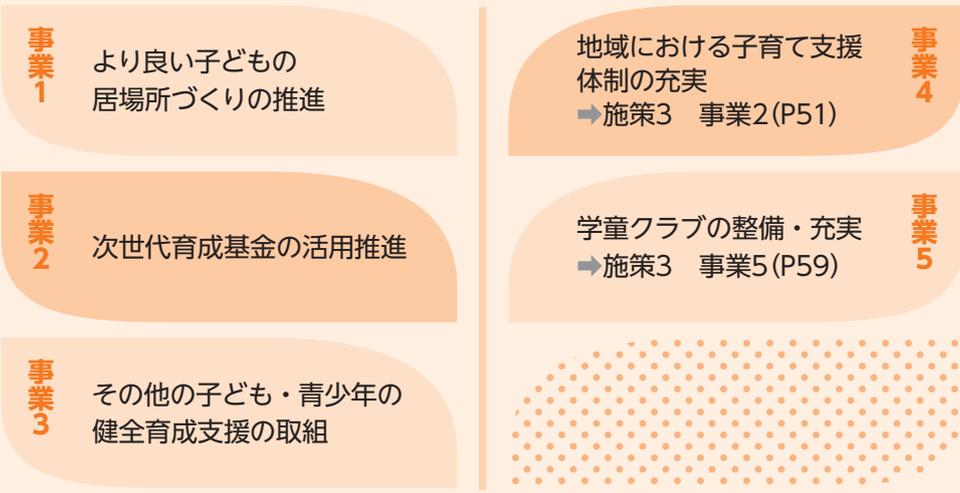
目指す姿

- 子どもの成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安全・安心に過ごせる多様な居場所が確保されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人との関わりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができています。

◆ SDGsのゴールとの関係

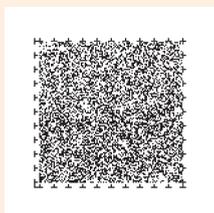


施策を構成する事業



施策の成果指標の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		令和7年度(2025)	令和9年度(2027)	令和11年度(2029)
1 放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度 放課後等居場所事業の利用者アンケート	94.6% (5年度)	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上



事業① より良い子どもの居場所づくりの推進 **実**

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、25の児童館（令和7年（2025年）4月時点）を存置し、令和9年度（2027年度）までに順次、機能の強化を図ります。また、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行することを目指します。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業^{*}は、令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度（2027年度）の全校実施に合わせて、諸室の利用拡大や新たにおやつを提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

●主な取組と内容

(1) 児童館の整備検討・機能の強化

児童館は、0歳から18歳未満の子どもが気軽に利用できる身近な居場所です。子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの成長支援や子育て支援、子どもと子育てを支えるネットワークづくりを進めてきました。

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、今ある児童館を残すとともに、子どもが歩いて行ける距離を考慮し、中学校の各学区に1所整備していくことを検討していきます。存置又は整備していく児童館では、現在の児童館が果たしている機能・役割を基礎としながら機能強化を図り、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。

①児童館の整備検討

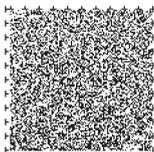
中学校区に児童館が存しない地域（7中学校区）（令和7年（2025年）4月時点）では、今後、学校や他の区立施設の改築等がある際に、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備について検討を行うこととします。整備後の児童館数は、32館となります。

②機能の強化

虐待、貧困、不登校などの福祉的課題への対応力の強化をはじめ、子どもが自らの居場所について意見を述べる場の提供などによる子どもの参画の取組や、障害のある子どもや外国籍の子どもなど様々な状況に置かれた子どもが安心して過ごすことができるインクルーシブな環境づくり等を進め、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。

③中・高校生機能優先館の整備

7地域ごとに1館を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ります。中・高校生機能優先館を整備する際は、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、中・高校生機能優先館に移行していきます。

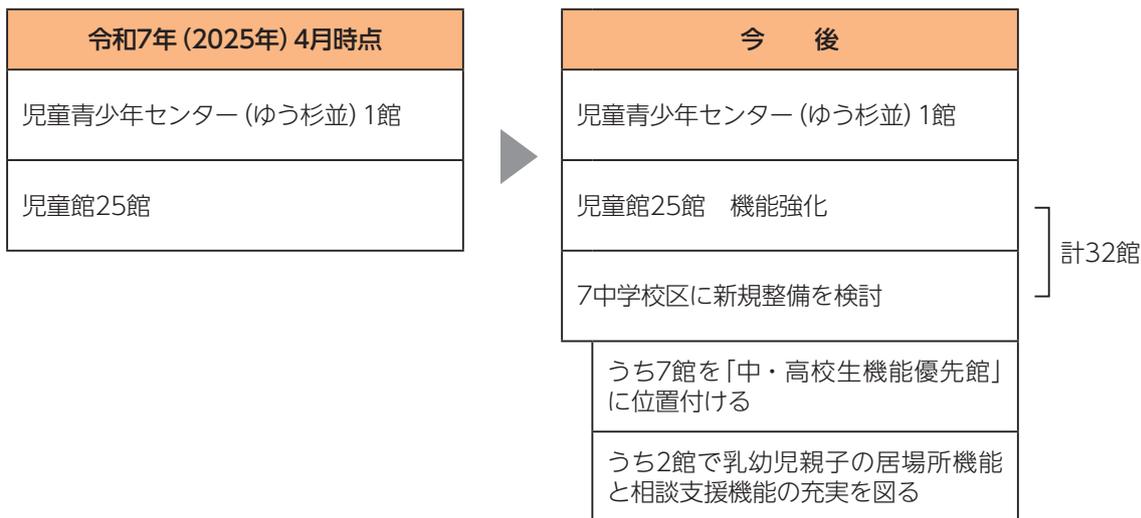


^{*} 放課後等居場所事業：放課後等に区立小学校で実施する小学生を対象とした居場所事業で、平日と土曜日（祝日を除く）に通年で実施

④一部の児童館における乳幼児親子の居場所機能の充実

大人が歩いていける距離※に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館のうち2館について、閉館日としている日曜日を開館することとし、乳幼児親子の居場所機能と相談支援機能の充実を図ります。また、当該児童館において、乳幼児室の環境の充実を図ります。

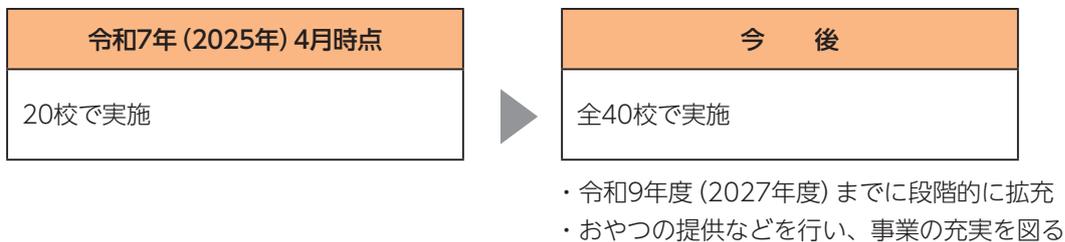
【児童館の今後の取組（イメージ）】



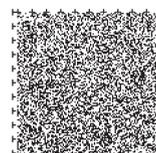
(2) 小学生の放課後等居場所事業

放課後等居場所事業について、全ての区立小学校で、令和9年度(2027年度)までに段階的に実施します。全校実施に合わせて、校庭・体育館の利用時間の充実や、諸室の利用拡大、おやつを提供などを行い、事業の充実を図ります。

【小学生の放課後等居場所事業の今後の取組（イメージ）】



※ 大人が歩いていける距離：毎分80mで、徒歩15分程度で移動できる距離



(3) 校庭開放（遊びと憩いの場事業）の実施

これまで、小学校の校庭開放（遊びと憩いの場事業）については、放課後等居場所事業が実施された際は原則として実施を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもが自由に校庭でボール遊びができる場として存続を求める声が多くあることを踏まえ、今後は放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続していくこととします。

なお、令和7年（2025年）4月時点において、遊びと憩いの場事業を実施していない小学校については、各学校や地域の実情を踏まえながら、実施方法について検討します。

また、校庭開放（遊びと憩いの場事業）を実施している日時を区公式ホームページに掲載するなど、情報発信の強化を図ります。

(4) 小学校始業前の朝の居場所

小学生の朝の居場所のニーズを把握し効果的な実施手法を検討するため、一部の小学校において、学校始業前に校庭開放を行う試行的取組を実施します。その結果を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の実施校拡大について検討します。

(5) 子ども・子育てプラザの小学生タイム拡充

子ども・子育てプラザで実施している小学生がプレイホールを利用できる「小学生タイム」について、施設や地域の実情に応じて、利用できる日や時間帯を拡充します。

(6) 中・高校生の居場所づくり

中・高校生の居場所については、児童青少年センター（ゆう杉並）の運営の充実を図ることに加え、児童館のうち7館を「中・高校生機能優先館」に位置付けるほか、「コミュニティふらっと^{*}」で新たな中・高校生の居場所事業を行うなど、中・高校生の居場所の充実を図ります。

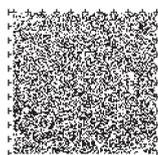
①児童青少年センター（ゆう杉並）の充実

自主企画事業や、オフィシャル部活動、中・高校生運営委員会活動などの中・高校生が主体的に参画できる事業について、より一層の充実を図っていきます。また、中・高校生機能優先館の整備に合わせて、ゆう杉並が培ってきた中・高校生世代への適切な対応や活動支援、運営への参画等のノウハウを中・高校生機能優先館に共有し、必要な助言・サポートを行う役割を担っていきます。

②中・高校生機能優先館の整備（再掲→P38）

③「コミュニティふらっと」での新たな居場所事業

コミュニティふらっと永福に加え、コミュニティふらっと高円寺南で、中・高校生世代が優先的にラウンジを使用できる時間帯を設けるとともに、予約せずに無料で多目的室や楽器練習室を使用できる曜日・時間を設けます。



※ コミュニティふらっと：乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

(7) 一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

子どもが選択可能な多様な子どもの居場所を地域に増やしていくため、公園、図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代を対象とする一般区民施設についても、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図ることができるよう、全庁的に取り組んでいきます。

また、60歳以上の区民等を対象に高齢者福祉の増進を図るための施設であるゆうゆう館においては、これまでも各館の実情に応じて、子どもを含む多世代を対象としたプログラムや自習室などの居場所としての協働事業を行っていること等を踏まえ、子どもの居場所としての活用を適宜図っていきます。

(8) 個別のニーズに応じた居場所づくり

障害児の中学生以降の居場所の整備や子ども日本語教室の拡充など、個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりに全庁的に取り組んでいきます。

(9) 多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進

公民連携プラットフォーム*を活用した取組の推進、子ども食堂への支援の充実、児童館を活用した多様な担い手による居場所づくりへの支援など、区民や地域団体、民間事業者等の多様な担い手による子どもの居場所づくりや居場所の運営を支援していきます。

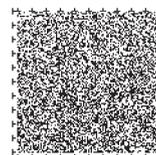
(10) 子どもの居場所ネットワークの構築

子どもの居場所に携わる地域団体や関係者との連携を図り、子どもが必要とするときに、必要な居場所や関係機関につなげることができる地域づくりを目指し、児童館を事務局とした、子どもの居場所ネットワークを構築します。

(11) 子どもと居場所をつなぐ情報発信

子どもの居場所の特徴や対象年齢等の情報をまとめた「子どもの居場所マップ」の作成・周知や、子どもの居場所ネットワークでの情報共有と情報発信など、居場所を必要とする子どもがその場所を知ることができ、容易にアクセスできるよう、子どもと居場所がつながる環境を整えます。

* 公民連携プラットフォーム：区や民間事業者等の多様な主体が相互に地域の課題を共有し、その解決を目指して連携・協力するための仕組み



事業② 次世代育成基金の活用推進 実

次代を担う子どもたちが、経済的な理由に関わらず、様々な体験に触れることで、将来の夢に向かって健やかに成長していけるよう、できるだけ多くの子どもに、次世代育成基金を活用した体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、引き続き、基金趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進していきます。

また、基金創設から10年以上が経過したことから、これまでの基金の活用方法や内容を踏まえながら、必要に応じて、活用方法等の見直しを行います。

●主な取組と内容

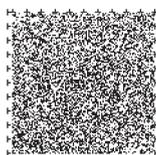
(1) 基金を活用した体験・交流事業の実施

次代を担う子どもたちが、広く社会に関心を持ち、将来の夢を抱いて夢に向かって健やかに成長することができるよう、異なる国や地域の自然・文化・芸術に触れる機会や、スポーツ交流などの様々な体験事業への参加を、次世代育成基金を活用して支援します。

基金を持続可能なものとするため、引き続き、寄附募集の取組を推進するとともに、基金創設から10年以上が経過したことから、これまでの基金の活用方法や内容を踏まえながら、必要に応じて、活用方法等の見直しを行います。

(2) 民間からの基金活用事業の提案公募の実施

民間事業者から広く基金活用事業を募り、多種多様でかつ多くの子どもが参加できる機会を創出していきます。



事業③ その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

子どもたちが自主性・社会性・創造性等を高めながら健やかに成長できるよう、プレーパーク事業や友好都市事業の実施等を通じて、子ども・青少年の健全育成支援に取り組みます。

●主な取組と内容

(1) 子どもプレーパーク事業の実施

区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや想像力を活かし、自由に遊びを創り出すことができる「プレーパーク(冒険遊び場)事業」について、通年開催する公園を1所追加し、事業の拡充を図ります。

(2) 地域子育てネットワーク事業の実施(再掲→P51)

(3) 友好都市事業の実施

次世代育成基金活用事業として、杉並区の交流自治体である群馬県東吾妻町、北海道名寄市と、小学5・6年生を対象とした子ども交流会を実施します。

(4) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進

青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進します。

(5) 青少年問題協議会の運営

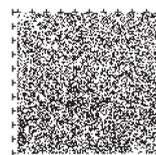
青少年問題に関する区の施策に対して必要な事項を調査・審議するとともに、区内関係機関・団体との連絡調整を図るために設置した区長の附属機関である青少年問題協議会を運営します。

(6) 青少年善行表彰の実施

模範となる善い行いをした青少年を表彰し、日常的に善行に努める気運を高め、青少年の健全育成を図ります。

(7) 二十歳のつどいの実施

二十歳という人生の節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるため、「二十歳のつどい」を実施します。



施策

3

安心して子育てできる環境の整備・充実

基本方針

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

現状と課題

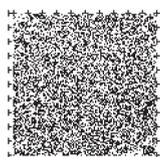
不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実が求められています。

子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。

保育施設の増加と様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。

年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。

ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があるため、家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。



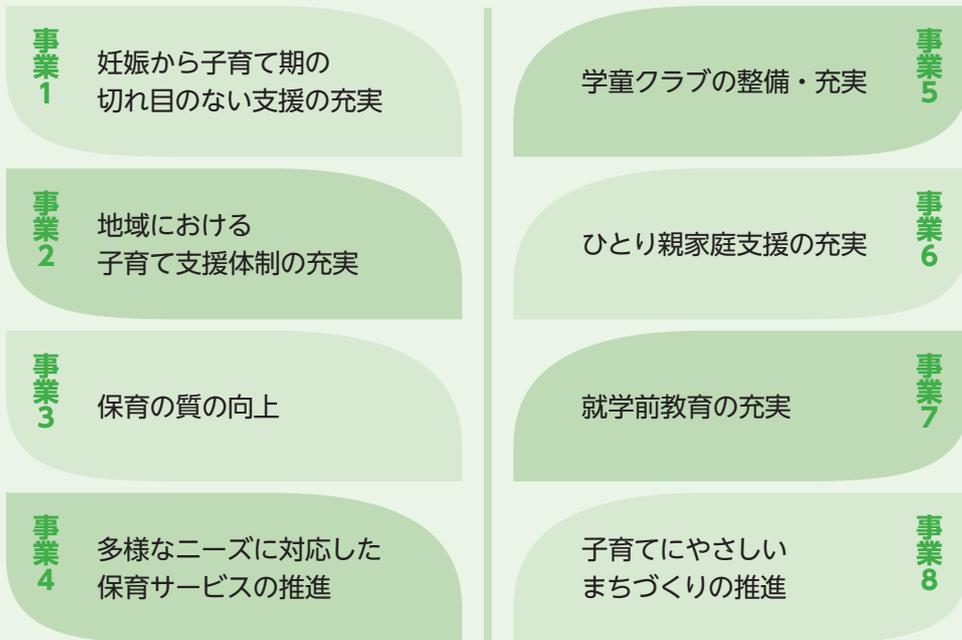
目指す姿

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

◆ SDGsのゴールとの関係

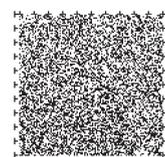


施策を構成する事業



施策の成果指標の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		令和7年度(2025)	令和9年度(2027)	令和11年度(2029)
1 地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合 区民意向調査	64.2% (5年度)	64.5%	67.0%	70.0%
2 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合 乳幼児健康診査時アンケート	97.1% (5年度)	98.0%	98.0%	98.0%
3 保育所利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	94.5% (5年度)	95.0% 以上	95.0% 以上	95.0% 以上
4 学童クラブ待機児童数 翌年度4月時点の待機児童数	388人 (6年4月)	100人	50人	20人
5 学童クラブ利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	93.9% (5年度)	95.0% 以上	95.0% 以上	95.0% 以上



事業① 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 **実**

妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒にセルフプラン(ゆりかごプラン)を作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問などの産前・産後の支援と経済的支援を併せて行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない伴走型相談支援の充実を図ります。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費(先進医療)の一部を助成するとともに、ICTを活用した不妊相談等を実施するなど利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

●主な取組と内容

(1) ゆりかご事業の実施～産前・産後の支援

妊娠・出産後の心身の健康な生活に向けた正しい知識の普及や、保健師等の専門職による相談・支援等を行い、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。また、出産後は保護者が健康で安心して子育てができ、乳幼児が健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目のない母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

① ゆりかご面接の実施 → P86 子ども・子育て支援事業計画(利用者支援事業)

妊娠の届出のあった全妊婦に保健師・助産師等の専門職が面接を行い、母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、体調や相談の内容に応じて、その後の育児までを見通したセルフプラン(ゆりかごプラン)を作成する「ゆりかご面接」を実施します。面接後には、妊娠期から利用できる「子育て応援券(ゆりかご券)」を交付するとともに、経済的支援として妊婦支援給付金を支給します。

さらに、面接後も管轄の保健センターの保健師が妊婦一人ひとりの実情を把握して相談等に応じるなど、不安の多い妊娠初期から切れ目のない支援を行います。

② 出産・子育て応援事業の実施(再掲→P48)

③ 出産育児準備教室の実施

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う平日・休日母親学級に加え、保護者で協力して育児をする動機づけを図る平日・休日パパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組みます。

④ 妊産婦健康診査等の実施 → P84 子ども・子育て支援事業計画(妊婦健康診査事業)

妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。また、低所得等の妊婦に対する初回産科受診に要する費用の助成により、経済的な負担を軽減することで、妊娠早期の段階から妊婦に寄り添い、必要な支援につなげる取組を充実させます。

⑤ 産前・産後支援ヘルパー事業の実施(再掲→P53)

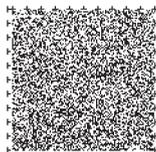
⑥ 多胎児家庭支援事業の実施(再掲→P47)

⑦ 産後ケア事業の実施 → P88 子ども・子育て支援事業計画(産後ケア事業)

生後7か月未満の乳児と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、医療機関等への委託により、宿泊や日帰り(個別・少人数)で行う産後ケア事業を実施します。

⑧ 新生児聴覚検査の実施

新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施します。聴覚の異常を早期に発見し、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられるよう、適切な治療や支援につなげます。



⑨すこやか赤ちゃん訪問の実施 →P85 子ども・子育て支援事業計画（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、各保健センターの保健師が家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携しながら行います。

⑩訪問育児サポーター事業の実施（再掲→P52）

⑪乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等を早期発見・早期対応し、健全な発育・発達を確認するため乳幼児健康診査（4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）を実施するとともに、保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。

⑫あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動（あそびのグループ）を実施します。その後も必要な場合には、あそびのグループプラスとしてグループ活動を継続し、これらの活動を通して保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。

⑬育児相談・離乳食講習会等の実施

乳幼児を持つ保護者に対する育児相談を実施するとともに、離乳食の進め方について実践的な講習会を実施し、生涯にわたる健康な身体づくりの基礎としての食の大切さや、健康的な食事の選び方等の支援を行い、食育を推進します。また、日常的にも電話・面談等による相談を行います。

⑭バースデーサポート事業の実施（再掲→P48）

(2) 多胎児家庭支援事業の実施

多胎妊婦と多胎児家庭の子育てを応援するため、多胎児（双子・三つ子など）の妊婦や子育てする方の心身の不調や、育児不安等を軽減し、安心して子育てすることができるよう様々なサービスを提供します。また、交流会等を通して情報交換や仲間づくりのお手伝いをします。

①さくらんぼ面接・タクシー利用券の交付

各保健センターの保健師による「さくらんぼ面接」を3歳未満の多胎児を養育する世帯を対象に実施します。面接終了後に、区が実施する母子保健事業、予防接種及び「多胎児のつどい」を利用する際に使用できるタクシー利用券を交付します。

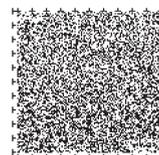
②多胎ピアサポート事業の実施

多胎育児についての不安を軽減し、産前産後の孤立防止を図るとともに必要な支援につなげるため、多胎育児経験者との交流・情報交換と、保健師・助産師等の専門職による相談を妊娠期から受けることができる「多胎児のつどい」を各保健センターで行います。

また、自身の多胎育児経験に基づき、保護者への支援や情報提供ができる地域人材を養成する「ピアサポーター養成講座」を実施します。

③多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の実施

3歳未満の多胎児を養育する家庭を区が委託した事業者のヘルパーが訪問し、家事・育児を支援します。



(3) 出産・子育て応援事業の実施

妊産婦やその配偶者等に妊娠期のゆりかご面接や出産後のすこやか赤ちゃん訪問により情報提供や相談を行い、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」として妊婦支援給付金の支給を併せて行うことにより、妊婦等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

(4) バースデーサポート事業の実施

2歳を迎えた子がいる家庭に、2歳児の育児に関するリーフレット等を提供するとともに、子育てに関するアンケートを行い、必要な支援につなぎます。また、回答された方に、経済的支援として、家事・育児パッケージ（子育て用品の購入等に利用できるクーポン）を配布します。

(5) 母子保健医療費助成等による支援

妊娠高血圧症候群・養育医療・自立支援医療（育成医療）・小児慢性特定疾病・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付・療育給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行います。

(6) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援

妊娠を望む夫婦等が望む時期に安心して妊娠・出産ができるように、相談体制及び医療機関の支援に取り組みます。

① 特定不妊治療費（先進医療）の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療（先進医療）について、医療保険が適用されない治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

② 不妊相談等の実施

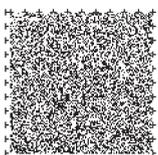
妊娠を望む夫婦等や不妊に悩む夫婦等が気軽に利用できる講座・専門相談等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。

③ 分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成します。

④ 分娩施設整備助成事業の実施

区民が安心して身近な医療機関で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を助成します。



○妊娠から子育て期の主な母子保健・子育て支援サービス

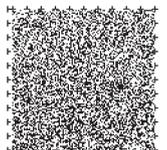
妊娠～出産期		乳児期		幼児期（小学校就学前まで）		
妊娠	出産	6か月	1歳	2歳	3歳	4歳～
ゆりかご面接 セルフプラン(ゆりかごプラン)作成 子育て応援券(ゆりかご券)交付		セルフプラン（ゆりかごプラン）を基にした相談支援				
妊婦のための支援給付						
子育て応援券事業						
出産育児準備教室 (母親学級・パパママ学級)						
妊婦健康診査		産婦健康診査				
妊婦歯科健康診査						
産前・産後支援ヘルパー事業						
多胎児家庭支援事業						
		産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）				
		新生児聴覚検査				
		すこやか赤ちゃん訪問				
		訪問育児サポーター事業				
		4か月児健診	6か月児健診	9か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
		乳幼児歯科相談（5歳まで）		1歳6か月児歯科健診	3歳児歯科健診	
		あそびのグループ事業				
		育児相談（身長・体重の計測、保健師・栄養士・歯科衛生士の相談）				
		離乳食講習会				
		パースデーサポート事業				

○妊娠届出週数とゆりかご面接の割合

妊娠満11週（3か月）以内に95%以上の妊婦が妊娠の届出をしています。ゆりかご面接は98%以上の面接率となっており、妊娠の届出時からの早期支援を実施します。

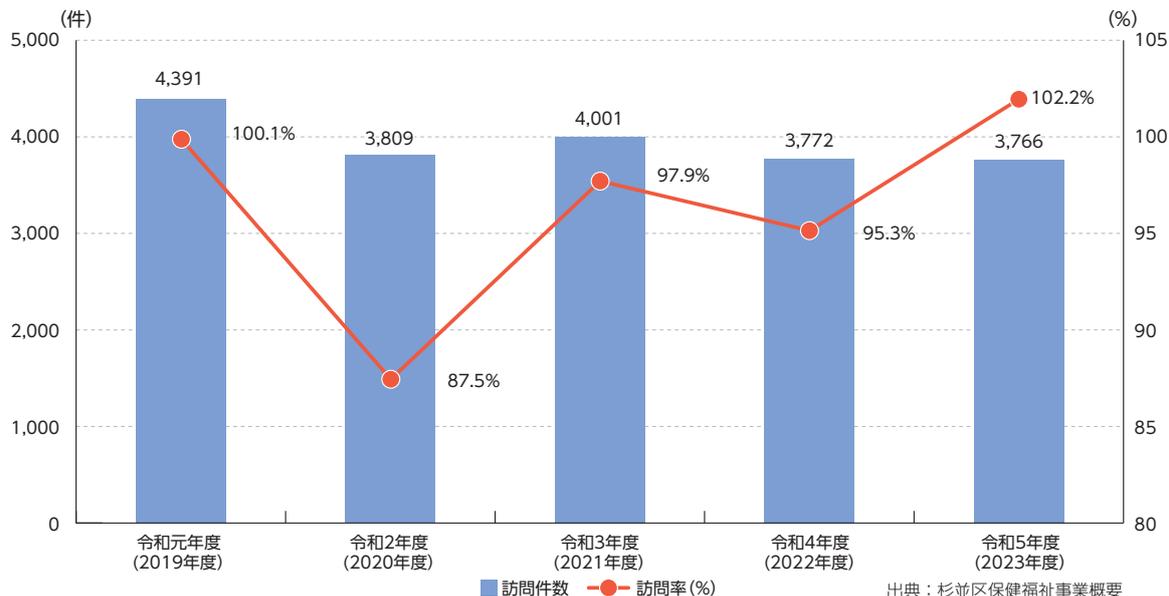
年度	満11週以内の届出の割合	面接率	備考
平成29年度 (2017年度)	94.1%	98.2%	妊娠届出時のゆりかご面接(ゆりかご券交付)開始(サービスのワンストップ化)
平成30年度 (2018年度)	94.0%	98.2%	
令和元年度 (2019年度)	95.5%	98.4%	
令和2年度 (2020年度)	95.7%	98.5%	令和3年(2021年)2月 オンライン面接開始
令和3年度 (2021年度)	95.9%	98.9%	
令和4年度 (2022年度)	96.5%	99.4%	
令和5年度 (2023年度)	96.0%	99.9%	令和5年(2023年)4月 出産・子育て応援事業開始

出典：杉並区保健福祉事業概要



○すこやか赤ちゃん訪問件数・訪問率の推移

すこやか赤ちゃん訪問率は、高い割合で推移しています。

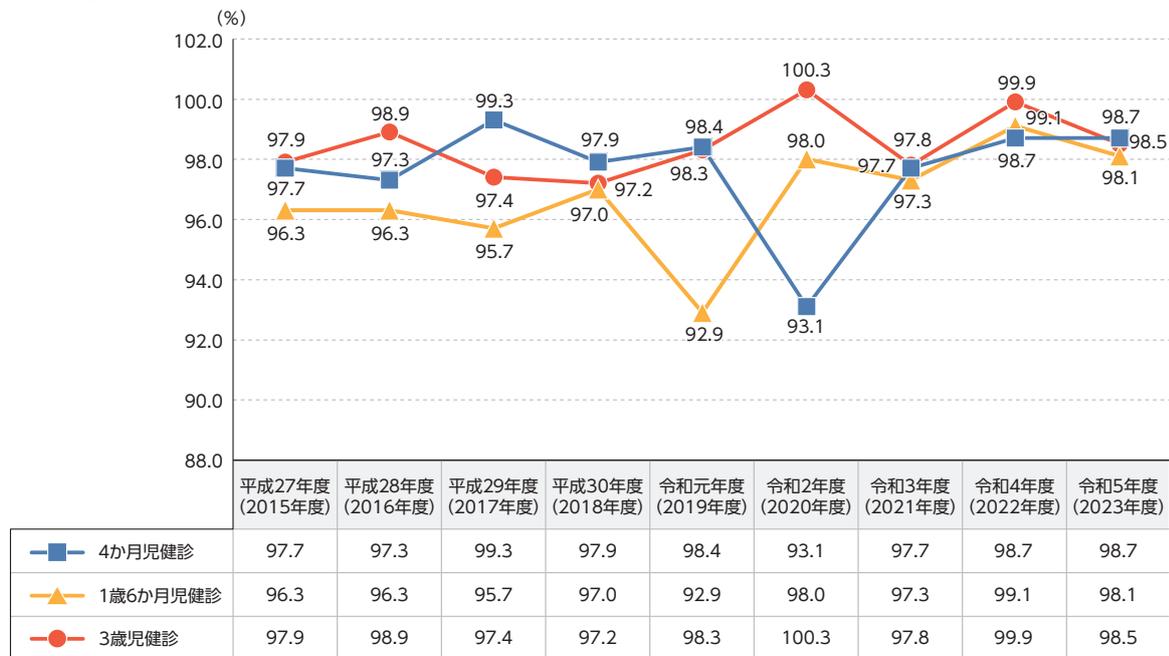


※訪問件数には転入者や杉並区に里帰り中の者を含むため、出生数を超える場合があります。
 ※令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症拡大のため訪問率が低下していますが、保健師等の電話などによる状況確認を行い全家庭の状況を把握しました。

○乳幼児健康診査受診率

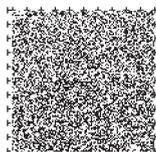
乳幼児健診(4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)受診率は高い水準で推移しています。

健康診査未受診者については、保健師等による電話や訪問などで、子どもの健康状態や家庭の状況を確認しています。



出典：杉並区保健福祉事業概要

※1歳6か月児健康診査は、「医療機関受診」「保健センター受診」の双方を受診しますが、本グラフでは「保健センター受診者の割合」を表記しています。



事業② 地域における子育て支援体制の充実 **実**

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、乳幼児期における子どもの育ちと子育てを応援するため、地域の子育て支援拠点として子ども・子育てプラザの機能の充実を図ります。また、児童館におけるゆうキッズ事業の実施やつどいの広場の運営支援に加え、一部の児童館において令和9年度(2027年度)を目的に日曜日開館を実施することにより、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業のほか、一時預かり事業や子育て応援券事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

●主な取組と内容

(1) 子ども・子育てプラザの運営・機能の充実

→ P90 子ども・子育て支援事業計画 (地域子育て支援拠点事業)

子ども・子育てプラザは、子育て支援サービス・事業を一体的に行う、地域の子育て支援拠点となる施設です。引き続き、乳幼児が安心して過ごせる居場所やロビーワークを通じた子育ての身近な悩み相談等を実施するほか、乳幼児の豊かな遊びと体験機会の提供、保護者の子育て支援について、充実を図ります。

(2) 乳幼児親子の居場所の充実

妊婦や乳幼児親子が気軽に立ち寄り安心して過ごせる交流の場とその関係団体を支援し、居場所の充実を図ります。

① つどいの広場の運営支援 → P90 子ども・子育て支援事業計画 (地域子育て支援拠点事業)

つどいの広場は、先輩お父さんお母さんや、子育て経験豊かなスタッフとの交流により、保護者が子育て中の気付きや子育ての楽しさを実感できる場です。この「つどいの広場」の運営費用を助成します。

② ゆうキッズ事業等の実施 → P90 子ども・子育て支援事業計画 (地域子育て支援拠点事業)

子育てに対する保護者の不安感や負担感の軽減を図るとともに、子育て力の向上を支援するため、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や乳幼児親子向けプログラム等を実施します。

③ 一部の児童館における乳幼児親子の居場所機能の充実 (再掲→P39)

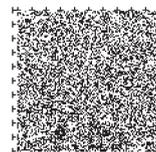
④ 子育て応援券事業の実施 (再掲→P52)

⑤ 子どもプレーパーク事業の実施 (再掲→P43)

(3) 地域子育てネットワーク事業の実施

地域で子育て家庭を見守り、支援するネットワークづくりを推進するため、各小学校区域で、地域や学校関係者、子育て支援団体等で構成する連絡会議を定期的に開催します。

また、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、児童館等を事務局に地域の伝統行事等を共催等で実施し、世代を超えた人々の交流を促進します。



(4) 利用者支援事業の実施

→ P86 子ども・子育て支援事業計画（利用者支援事業）

妊婦・子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

また、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」において、子ども・子育てプラザにおける保護者の子育て支援などの機能の充実を図ることとしたことや児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の改正、利用者支援事業の実績等を踏まえ、事業の見直しを行います。

(5) ファミリー・サポート・センター事業の実施→ P93 子ども・子育て支援事業計画（一時預かり事業（幼稚園型を除く））
→ P97 子ども・子育て支援事業計画（子育て援助活動支援事業）

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(6) 訪問育児サポーター事業の実施

0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。

(7) 一時預かり事業の実施

→ P93 子ども・子育て支援事業計画（一時預かり事業（幼稚園型を除く））

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする就学前の乳幼児を対象に、区立施設や区立保育園及び私立保育園、NPO法人等が運営する民間施設等において一時預かり事業を実施します。

①ひととき保育

民間施設等の身近な施設を活用して「ひととき保育」を運営しているNPO法人等に対する支援を行います。

②区立保育園・私立保育園の一時保育

区立保育園に設置している子育てサポートセンター及び一部の私立保育園で実施します。

③子ども・子育てプラザの一時預かり

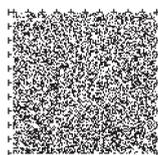
地域のニーズに応じて、5か所の子ども・子育てプラザで一時預かり事業を実施します。

④ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者のベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助します。

(8) 子育て応援券事業の実施

妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、産後ケアサービス、一時預かり、子育て講座、親子で楽しむ交流事業などの子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、子育て家庭が地域の様々な人と関わり、支えあい、安心して出産、子育てができるよう支援します。また、子どもと子育て家庭を取り巻く状況の変化を踏まえ、より一層子育てを地域で支え合う仕組みとなるよう、制度の見直しに向けた検討を進めます。



(9) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施

産前産後の家事や育児の支援が必要な家庭をヘルパーが訪問し、家事や育児を援助することにより、保護者の負担軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。

(10) 地域における子育てグループの活動支援

子育て中の保護者が主体となっている子育てグループに対し、児童館や子ども・子育てプラザにおいてグループづくりや活動場所の提供を行うほか、自主グループ同士の交流を促進するなど、地域の中で子育てグループが継続的・安定的に活動できるよう支援します。

(11) 子育てを応援する企業・事業者への支援

区内の企業及び事業者の子育て支援への取組を促進するため、子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰するとともに、より多くの企業・事業者に子育て支援の取組が拡がり充実するよう、育児・介護休業法で定める基準を上回る制度や、先進的な取組事例を冊子や区ホームページで紹介します。

(12) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営

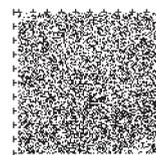
区公式ホームページ内の「すぎなみ子育てサイト」において、子育てに役立つ様々な情報を掲載し、子育て家庭を支援します。また、サイト内の区民参加型コンテンツである「すぎラボ」(「すぎなみ子育てラボラトリー」の略)では、子育て中の保護者の視点による子育てに役立つ情報を発信していきます。

(13) 子どもの医療費助成

高等学校修了前(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育する保護者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額(入院時の食事療養に係る標準負担額を除く)を助成します。

(14) 児童手当の支給

全ての子どもの健やかな成長のための適切な環境を等しく確保するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、高等学校修了前(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に児童手当を支給します。



事業 ③ 保育の質の向上 **実**

心理専門職や区立保育園の園長経験者等が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

●主な取組と内容

(1) 保育施設の巡回指導・訪問等

→ P105 子ども・子育て支援事業計画 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

心理専門職や区立保育園の園長経験者等が各保育施設を訪問し、保育士のスキルアップや保育内容、保育環境の向上に向けた助言等を行います。

(2) 中核園による保育の質の維持・向上の取組

保育の質の維持・向上を目的として、区立保育園10園を「中核園」として位置づけ、地域懇談会の開催をはじめ、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた取組を行います。

中核園の取組を実施するに当たり、中核園を補佐する区立保育園が、企画・運営に参画するとともに、職員交流や研修等における職員の応援・園庭開放などの協力をを行い、より充実した取組につなげていきます。

(3) 私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援

安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続して実施します。

①保育士等の処遇改善

国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用して、保育士等の給与アップを図ります。

②宿舎の借り上げ補助

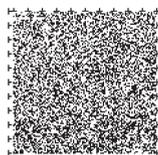
保育士等人材確保のために宿舎の借り上げを行っている事業者に対して補助を行います。

③ハローワークと連携した就職相談・面接会の実施等

保育士を目指している新卒者や有資格者を対象に、就職相談・面接会等を実施します。また、保育士募集や保育の仕事の魅力を伝えるポスター・リーフレット等を作成し、養成学校等における周知を行います。

(4) 区立保育園の改築・改修

杉並区区立施設マネジメント計画に基づき、老朽化している区立保育園の改築を効率的に進めます。改築に当たっては、各施設の役割を踏まえ、可能な限り地域バランスや障害児の受入れ拡充等にも配慮した施設の整備に取り組みます。



(5) 保育に関する利用相談・情報提供の充実

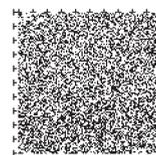
保育に関する利用相談について、保護者の就労状況や保育ニーズをもとに、きめ細やかな相談を行います。窓口での相談に加え、オンライン面談や入園相談チャットボット*の導入により、区役所に来庁することなく手続等に関する相談や保育所等の利用申し込みについての問い合わせを行えるようにするとともに、スマートフォン等から入園申込時・入園後の手続きを行えるようにすることで、保護者の利便性の向上を図ります。

また、「保育施設利用のご案内」を毎年更新の上、配布するほか、スマートフォン等から保育施設選びに必要な情報を提供することで、情報提供の一層の充実に努めます。

○杉並区における教育・保育施設の種類の種類

施設区分/概要			クラス		
保育施設	認可施設	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設	区立 公設民営 私立	0歳～5歳	
		(区)設置運営基準 地域型保育事業	小規模保育事業所 ・認可保育所に比べ小規模な環境(定員6～19人)で保育を行う施設		0歳～2歳
			事業所内保育事業所(地域枠) ・区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設		
			家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設(定員5人まで)		
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業				
	認可以外の施設	家庭福祉員 家庭福祉員グループ ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う		0歳～2歳	
		グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営		0歳～2歳	
		認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設		産休明けから小学校就学前まで	
		その他認可外保育施設(ベビーホテル) ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出している施設		0歳～施設による	
		その他認可外保育施設(企業主導型) ・企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる		0歳～施設による	
教育施設	幼保一体化施設	区立子供園 ・区立幼稚園を転換した、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の児童と一緒に保育	短時間保育 長時間保育	3歳～5歳	
		私立幼稚園 ・幼児の「学びの場」を提供する学校教育法に基づいた学校		3歳～5歳 (一部2歳から)	

* 入園相談チャットボット：スマートフォンのアプリを使い、いつでも問い合わせが可能な自動会話プログラム



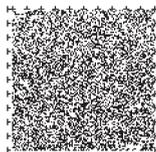
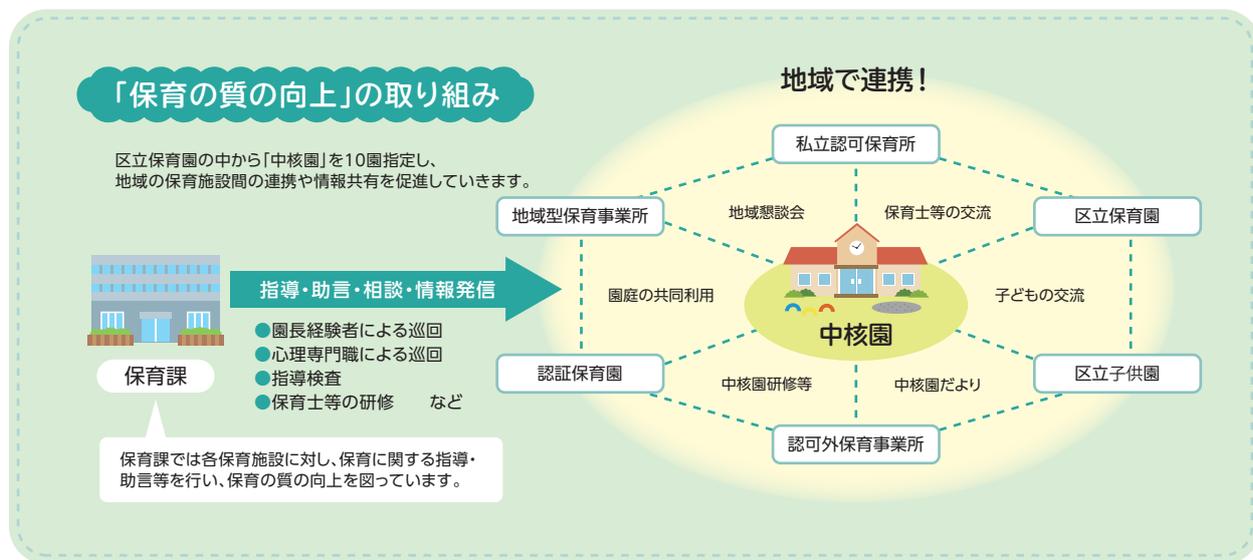
○認可保育所等の利用児童数及び申込者数の推移

認可保育所及び地域型保育事業の利用児童数は、依然増加傾向にあります。また、令和2年度(2020年度)以降は保育所等利用申込者数が減少しています。



○中核園の役割

中核園は、保育の質の向上を図るため、地域における保育施設間の連携・情報共有等の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担います。



事業 ④ 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 実

障害児保育や病児保育の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※1}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「子ども誰でも通園制度」が令和8年度(2026年度)に本格実施されることを見据えて、認可保育所等において未就園児を対象とした預かり事業を実施します。

● 主な取組と内容

(1) 障害児保育の充実

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた全ての保育園において障害児の受入れを行います。また、区立保育園のうち、障害児指定園^{※2}15園は障害児枠を設け、引き続き受入れを進めます。

(2) 病児保育事業の充実

→ P96 子ども・子育て支援事業計画(病児保育事業)

病気やけがのため、在籍する保育施設等での集団保育が困難、かつ、保護者の就労等で家庭において保育を受けることが困難な乳幼児を病児保育室において一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立支援を行います。

病児保育の利用に当たっては、電子申請による事前利用登録を促進するとともに、予約システムを導入して、保護者の利便性の向上を図ります。また、地域バランスを考慮した設置ができるよう、区内医療機関や保育園運営事業者への働きかけ等を継続して行います。

(3) ベビーシッターの利用支援

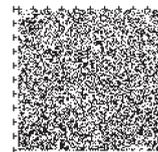
認可保育所等を利用できない保護者や夜間帯の保育が必要な保護者に対して、東京都が認定するベビーシッター事業者の利用料及び交通費の助成を行うことにより、ベビーシッターを利用しやすい環境を整備します。

(4) 私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実

私立幼稚園と連携・協力し、地域において幼児教育が受けられる環境を引き続き確保することで、幼児期における保育の場の充実を進めます。

※1 認可保育所：児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※2 障害児指定園：障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園



(5) こども誰でも通園制度の実施

→ P94 子ども・子育て支援事業計画（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度は、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない満3歳未満の子どもが認可保育所等を一定時間利用できる制度として、令和7年度（2025年度）に法制度化、令和8年度（2026年度）から全国の自治体で本格実施されます。こども誰でも通園制度の実施に当たっては、保育所等の空き定員を活用することを基本に、利用可能枠の確保を図っていきます。

(6) デジタル技術を活用した保育サービスの提供

区立保育園・子供園等に、スマートフォン等から連絡帳の閲覧・更新や、欠席・遅刻の連絡ができる登降園管理システムを導入し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。

加えて、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や、各種指導計画・記録、日誌等の作成の効率化により職員負担を軽減し、これまで以上に保育士が子どもと関わる時間を確保することで、保育の質の向上につなげます。

また、これまで電話で予約を受け付けていた病児保育の利用について、インターネット上でリアルタイムでの空き状況の確認や利用予約を可能とするシステムを導入し、保護者の利便性の向上を図ります。

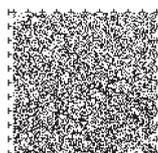
(7) 医療的ケア児の受入れ体制の充実（保育園等での受入れ）（再掲→ P74）**(8) 延長保育の実施**

→ P95 子ども・子育て支援事業計画（延長保育事業）

保護者の働き方の多様化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を行います。

(9) 区立保育園における緊急一時保育の実施

保育園等を利用していない保護者が病気や出産などで、子どもの保育ができなくなった際に区立保育園で一時的に子どもを預かります。



事業 5 学童クラブの整備・充実 **実**

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討に合わせて学童クラブの整備を検討するなど、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

● 主な取組と内容

(1) 学童クラブの整備

→ P98 子ども・子育て支援事業計画（放課後児童健全育成事業）

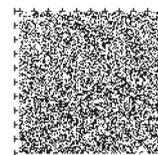
「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、小学生の行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への整備を検討していきます。また、放課後等居場所事業の全校実施や事業の充実など、学童クラブ待機児童の受け皿となる取組を進めます。これにより、成長段階に応じた安全・安心な小学生の居場所が全ての小学校内に整うことを踏まえ、令和9年度(2027年度)から、学童クラブの利用対象を原則として小学校1年生から3年生まで(障害等により特別な支援を要する子どもは6年生まで)とする見直しに向けて検討を進めます。

(2) 入退室管理アプリケーションの運用

保護者の利便性向上及び学童クラブの質の向上の双方に資することを目的として導入した入退室管理アプリケーションを適切に運用していきます。

(3) 質の向上のための取組

区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や、学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組みます。



(4) 特別支援児の受入れ

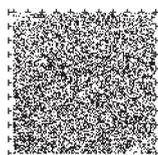
全ての学童クラブにおいて、障害等により特別な支援が必要な児童を受け入れるとともに、専門職による巡回指導等により、個々の特性に応じたきめ細かい育成を行います。

そのほか、自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家族を支援するために、通所支援ボランティアの募集、登録、斡旋を行います。

(5) 医療的ケア児の受入れ体制の充実（学童クラブでの受入れ）（再掲→ P74）

(6) 大規模学童クラブでの育成環境の向上

大規模学童クラブにおいて、運営面の充実を図るため、令和8年度（2026年度）から1クラブ当たり150人を目安として、2クラブ相当の職員配置をしていくための検討を進めます。

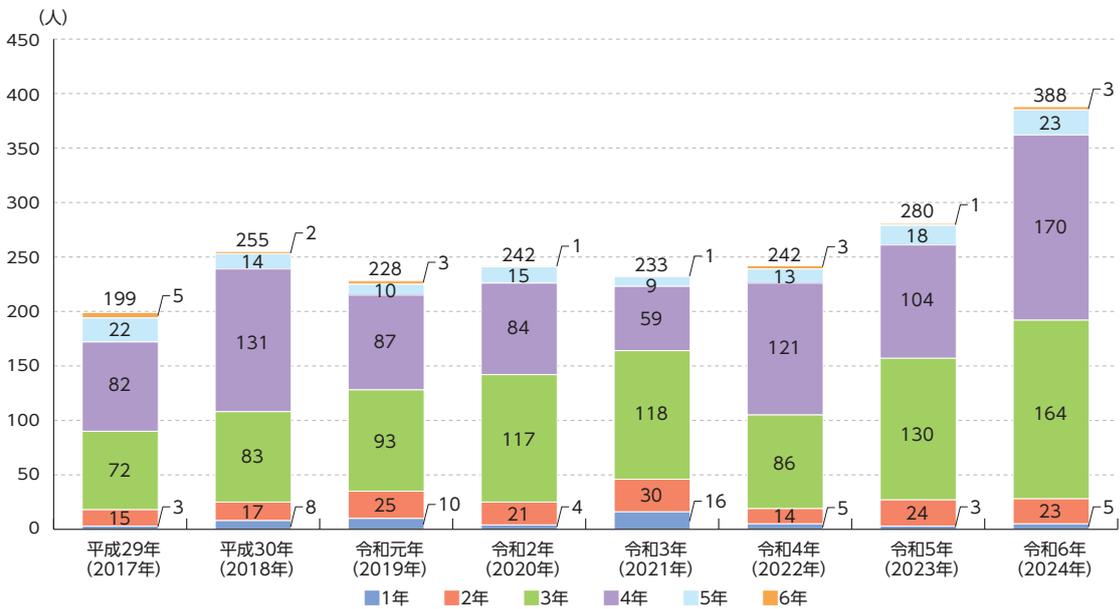


○区立学童クラブ登録児童数(学年別)の推移(各年度4月1日)

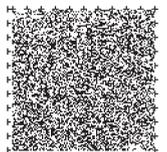


出典：杉並区子どもの居場所づくり基本方針(一部抜粋)

○区立学童クラブ待機児童数(学年別)の推移(各年度4月1日)



出典：杉並区子どもの居場所づくり基本方針(一部抜粋)



事業⑥ ひとり親家庭支援の充実 **実**

支援が必要なひとり親家庭に対し、ホームヘルプサービスや就労のための資格取得を支援するなど、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えていきます。

●主な取組と内容

(1) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえた上で、生活全般を視野に入れた支援を実施するため、関係機関と連携した相談支援を行い、併せて支援制度を周知します。

①相談支援の実施

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談に応じるとともに、自立に向けて、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

②情報提供の充実

ひとり親家庭への支援制度をまとめたしおりを作成し、区施設等で配布するほか、区公式ホームページやオンラインサービスによる「ひとり親家庭手続きガイド」を通じた情報提供を行い、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図ります。

(2) ひとり親家庭生活支援

ひとり親家庭が、地域で安定した生活が送れるよう、子育てや生活に対する支援を行います。

①ホームヘルプサービス事業の実施

中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、親が就労、就職活動又は修学などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供します。

②休養ホーム事業の実施

ひとり親家庭に休養の機会と場を提供するため、区が契約している宿泊施設及び日帰り施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

③児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進等を図るため、児童扶養手当・児童育成手当を支給するほか、医療費の助成を行います。

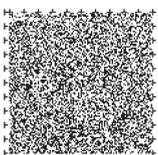
④東京都母子及び父子福祉資金貸付

ひとり親家庭へ必要とする資金の貸付を行い、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう支援します。

⑤母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行います。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護の対応をします。

⑥区営住宅の優遇抽せんの実施と民間賃貸住宅への入居支援(再掲→P66)



(3) 就労自立に向けた資格取得支援

ひとり親家庭のより安定した就業と収入を確保するため、それぞれの状況に合わせた就業支援の充実を図るとともに、就労機会の拡大に向け、資格取得等への支援を行います。

① 自立支援プログラムの策定

ひとり親家庭等で、自立・就業に意欲のある方に対して、自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況に応じて策定した自立支援プログラムに基づき、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労支援を行います。

② 高等職業訓練促進給付金等の支給

ひとり親が、看護師・保育士等の就業に結びつきやすい資格を取得するために修業する場合、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。また、入学金の負担軽減のため、訓練が修了した際に給付金を別途支給します。

③ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親が、就労に役立つため、区が指定した教育訓練講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親又は20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合には、受講費用の一部を別途支給します。

⑤ 就業支援専門員による相談

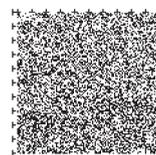
就業支援専門員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じて就職・能力開発に関する相談を実施し、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。

(4) 養育費確保に関する支援

養育費の継続した履行確保を図るため、民間保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に対し、保証契約締結費用及び公正証書作成等費用を助成します。

(5) ひとり親家庭実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を5年に1回、定期的に調査把握し、実態を踏まえた支援策の充実等について検討します。



事業 ⑦ 就学前教育の充実 **実**

就学前教育支援センターを拠点として、区内就学前教育施設の保育者の資質向上のための研修や幼児教育アドバイザー※1による若手保育者の育成支援、園運営の相談支援などの取組を総合的・一体的に行います。

また、地域の就学前教育施設と小学校の連携を深め、幼保小連携担当者※2の資質向上を図りながら、就学前教育から小学校教育への学びを円滑につなげるための取組を進めます。

●主な取組と内容

(1) 就学前教育の調査・研究及び幼保小連携の充実に向けた取組の実施

区内全ての就学前教育施設が、より質の高い教育・保育を行うことができるよう、就学前教育支援センターにおいて、併設する成田西子供園と日常の教育・保育の実践を基にした研究を学識経験者及び就学前教育支援センターの専門職を交えて実施し、その調査・研究成果を区内就学前教育施設(区立子供園・私立幼稚園・区立保育園・私立保育施設)へ発信します。

また、国が推進する「幼保小の架け橋プログラム※3」を踏まえた検討を行うなど、就学前教育施設から小学校への生活や学びがより一層円滑に接続できるよう取組を進めます。

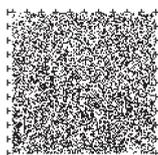
(2) 就学前教育を支える保育者の育成

区内就学前教育施設(区立子供園・私立幼稚園・区立保育園・私立保育施設)の保育者を対象とし、子どもたちの主体的な遊びを充実させる環境づくりや援助の仕方を習得するための幼児教育研修、保育者自身の課題に応じた少人数による保育実践研修、幼児期における特別支援教育の基礎を学ぶ特別支援教育研修等を実施します。加えて、幼児教育アドバイザーによる就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内全ての就学前教育施設の教育的支援を総合的・一体的に行います。

(3) 就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施

特別な配慮を必要とする幼児の学びや発達支援について一層の充実を図るため、心理専門職等が、子供園及び幼稚園への巡回相談や就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談を実施します。

- ※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー
- ※2 幼保小連携担当者：就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員
- ※3 幼保小の架け橋プログラム：子どもに関わる大人が立場の違いを越えて連携・協働し、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、学びや生活の基盤を育むことを目指すプログラム



事業⑧ 子育てにやさしいまちづくりの推進

子育てしやすい生活環境を整備するなど、子育てにやさしいまちづくりを他部署と連携して推進します。

●主な取組と内容

(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知

保育施設・児童館・図書館・地域区民センター等の施設において、授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備し、区の電子地図サービス「すぎナビ」や東京都のホームページ「とうきょう子育てスイッチ」のコンテンツ「赤ちゃん・ふらっと」で周知していきます。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり推進

妊娠している方やベビーカーを使用している家族などをはじめ、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを目指し、区内全域でバリアフリー化を推進します。また、優先的にバリアフリー化を推進していく必要性が高い駅周辺地区においては、重点的にバリアフリー化を推進します。

(3) 街路灯等の整備

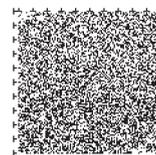
区道街路灯の維持・管理及び私道の街路灯等への助成等を通して、交通安全・防犯対策を推進します。

(4) 小学校周辺のパトロールや子ども見守り情報のメール配信の実施

各小学校及びその周辺の防犯パトロールの実施や、小学校通学路等への防犯カメラの設置により犯罪を防止するほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する支援を行います。また、防災・防犯情報メール配信サービスにおいて子ども見守り情報や犯罪発生情報を配信します。

(5) 災害時のメール等の活用

災害発生時に、登録メールやアプリケーションを活用し、区や保育園・幼稚園・子供園・学童クラブの各施設から保護者へ迅速・的確な情報提供及び情報共有を図ります。

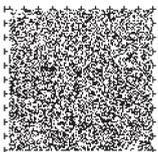


(6) 区営住宅の優遇抽せんの実施と民間賃貸住宅への入居支援

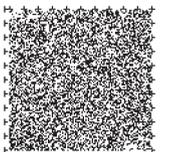
区営住宅において、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽せんを実施します。

また、民間賃貸住宅を活用した支援策として、区営住宅の優遇抽せんに落選したひとり親世帯、多子世帯を対象とした民間賃貸住宅の家賃の一部助成の実施や、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者^{※1}のみが入居可能なセーフティネット専用住宅^{※2}の賃貸人(家主等)に対して、区が家賃の一部を補助することで、入居者の家賃負担を軽減し、住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう支援します。

さらに、杉並区居住支援協議会と連携し、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV被害者等の支援が必要な方の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、入居相談・住宅情報の提供、転居費用の助成、仲介手数料・家賃等債務保証料の助成を実施します。



- ※1 **住宅確保要配慮者**：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に配慮を要する者
- ※2 **セーフティネット専用住宅**：住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)として登録されたもののうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定した住宅



施策

4

障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

基本方針

障害の種別や程度に関わらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業*など学齢期の障害児支援の充実を図ります。

また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

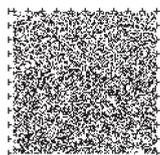
現状と課題

区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受入れ体制を確保する必要があります。

学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。

医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。

医療的ケア児等コーディネーターの配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。



※ 放課後等デイサービス事業：学校教育法に定める学校（幼稚園及び大学を除く）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

目指す姿

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

◆ SDGsのゴールとの関係

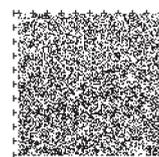


施策を構成する事業



施策の成果指標の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		令和7年度(2025)	令和9年度(2027)	令和11年度(2029)
1 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合 <small>区内事業所通所者数÷通所者数</small>	93.9% (5年度)	96.0%	100%	100%
2 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	45人 (5年度)	55人	70人	70人
3 医療的ケア児の通園、通学等施設数 <small>医療的ケア児コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数</small>	12所 (5年4月)	18所	24所	30所



事業① 未就学児の療育体制の充実 実

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設で必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで通所送迎も含めた受入れ体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所^{※1}に運営助成を行うとともに、新規事業所の開設促進により、受入れ体制を拡大します。また、児童が通う保育園や幼稚園、学校等に専門職が訪問し、連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能^{※2}を発揮し、区内の児童発達支援事業所を支援するなど、地域での療育体制の充実を図ります。

●主な取組と内容

(1) 障害児の発達相談支援の充実

発達に課題を抱える児童が、療育機関等の適切な支援につながるよう、発達相談の充実を図ります。

①未就学児の発達相談の実施

発達に課題を抱える未就学児が適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し、療育や子どもの障害特性等への理解や関わり方に関する相談を行います。また、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえた「児童支援利用計画^{※3}」を作成することで、療育先と子どもの所属集団との連携や保護者支援を実施します。

②医療相談・専門相談の実施

こども発達センターで実施する医療相談・専門相談では、児童発達支援事業所を利用する方を対象として、発達の課題について医学的な指示や助言、言語やリハビリ等専門性の高い相談を行うことで、子どもとその家族が安心して過ごせるように支援します。

(2) 療育支援の充実

障害の種別や程度に関わらず、身近な地域で療育が受けられるよう環境整備を進めます。

①重症心身障害児通所施設わかばの運営

未就学の重症心身障害児等が身近な地域で療育を受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばを平成27年(2015年)10月から委託により運営しています。

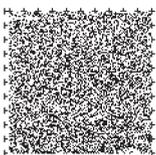
重症心身障害児通所施設わかばは、現在の所在地である旧若杉小学校跡地の本格活用に伴い、令和9年度(2027年度)に旧定期利用保育施設下井草に移転します。移転に当たっては、保育施設との併行通園や療育後の預かりニーズへの対応など、療育と保育の機能の一層の充実に向けた準備を進めます。

②児童発達支援事業所の運営支援

療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に対し区民の療育枠を確保するための運営助成を実施するとともに、増加する需要に対応するため、新規事業所の開設を進め、区内の受入れ体制の充実を図ります。

③保育対応型児童発達支援の実施

保護者が、就労等を行いながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育対応型児童発達支援事業所において保育園では受入れが難しい医療的ケアを必要とする重症心身障害児の保育を行います。



- ※1 児童発達支援事業所：発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援（療育）を行う、都の指定を受けた事業所
- ※2 地域支援機能：療育を受けている児童の保護者、児童発達支援事業所、保育園・幼稚園等の支援者に対し、専門相談や、支援講座、コンサルテーション等を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること
- ※3 児童支援利用計画：対象となる子どもの課題と支援方針を踏まえ、児童発達支援や放課後等デイサービスなど必要なサービスを適切に提供するために作成する計画

④ 保育所等訪問支援の実施

発達に課題を抱える児童が通う保育園、幼稚園、学校等に療育機関の職員が訪問し、療育支援について共有・連携しながら、児童がより良い集団生活を送るための必要な支援を行います。

(3) 地域支援の充実

こども発達センターは、障害児支援における地域の中核施設として、地域の支援力の向上と地域での療育体制の充実を図り、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

① 発達支援講座、地域の事業所等向け研修の実施

こども発達センターは、子どもの障害特性等への理解や関わり方への配慮等の啓発を目的とした発達支援講座や、地域の関係機関を対象に、支援技術の向上、関係機関間の連携を目的とした研修を開催し、地域全体で子どもと家族を支援する力を高めていきます。

② 地域の児童発達支援事業所の支援力向上を目的とした相談支援の実施

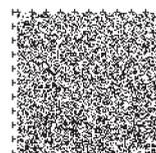
こども発達センターは、区内の児童発達支援事業所が、利用する児童に様々な障害の種別や特性に応じた専門性の高い支援を行えるよう、各事業所に訪問し、相談支援を行います。

③ 関係機関・学校との連携の推進

児童発達支援事業所は、発達に課題を抱える児童が通う保育園、幼稚園等と障害特性に応じた関わり方や配慮点等の情報を共有し、所属園での適切な支援につなげていきます。就学に際しては「就学支援シート※」を用いて切れ目なく幼児期の支援内容を学校に引き継ぎ、学校教育に生かしていきます。

(4) 障害児保育の充実（再掲→P57）

※ 就学支援シート：子どもの就学に当たり、保育園・幼稚園・療育機関等での生活の様子や保護者が大切にしてきたことを学校に引き継ぎ、教育活動に生かしていくための資料



事業② 学齢期の障害児支援の充実 実

重症心身障害児放課後等デイサービスについて、補助内容の充実を図ることで、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、区内の事業所数が不足しているため、新規開設を促進するとともに、事業所が事業継続できるよう運営を支援します。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所について組織横断的な検討を進め、対応策を検討します。学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐほか、学校と連携して低学年期の子ども達の発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

●主な取組と内容

(1) 学齢期の発達障害児の相談・療育の充実

障害者手帳を持たない学齢期の児童・生徒に関する学齢期発達支援事業、放課後等デイサービスの利用の相談を行い、子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえ、放課後等デイサービスなどの支援先との連携や保護者支援を実施します。

(2) 障害児の放課後の居場所の拡充

放課後等デイサービスについて、新規事業所の開設を進めるとともに、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援します。障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所の確保について検討します。

①重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の運営支援

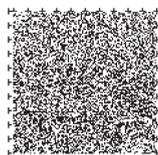
医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所に対し、質の高いサービスを安定して提供できるよう、運営助成により事業所の運営を支援するとともに、増加する需要に対応するため、新規事業所の開設を進め、区内の受入れ体制の充実を図ります。

②放課後等デイサービス事業所の運営支援

放課後等デイサービス事業所に対し、利用児の状況に合わせた手厚い支援をするための職員配置に対して運営助成を実施するとともに、増加する需要に対応するため、新規事業所の開設を進め、区内の受入れ体制の充実を図ります。

③障害児の中学生以降の放課後等の居場所の確保

中学生以降の障害児の放課後等について、放課後等デイサービスに加え、子ども自身が興味を持つスポーツや文化活動、地域活動等に取り組むことができる新たな居場所を令和8年度(2026年度)に1所モデル設置します。



(3) 地域支援の充実

こども発達センターは、障害児支援における地域の中核施設として、地域の支援力の向上と地域での療育体制の充実を図り、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

①発達支援講座、地域の事業所等向け研修の実施

子どもの障害特性等への理解や関わり方への配慮等の啓発を目的とした発達支援講座や、地域の関係機関を対象に、支援技術の向上、関係機関間の連携を目的とした研修の実施により、地域全体で子どもと家族を支援する力を高めていきます。

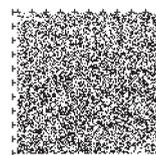
②重症心身障害児放課後等デイサービス事業所への助言・指導

重症心身障害児等が利用する放課後等デイサービス事業所にこども発達センターの専門職が訪問し、適切な支援を行うことが難しい事例等の相談に応じ、支援技術の向上に資する助言・指導を行います。

③関係機関・学校との連携の推進

こども発達センターは、放課後等デイサービス事業所、学童クラブ、特別支援学校と障害特性に応じた関わりや配慮点等の情報を共有し、学齢児の学校生活や地域生活の充実を図ります。

(4) 学童クラブでの特別支援児の受入れ（再掲→P60）



事業 ③ 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 **実**

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園*等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

●主な取組と内容

(1) 医療的ケア児の受入れ体制の充実

令和3年(2021年)9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、医療的ケアを必要とする子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、各施設での受入れ体制を充実していきます。

①保育園等での受入れ

区内保育園では、平成28年度(2016年度)から医療的ケア児の受入れを開始しています。集団保育の環境下で日常生活が可能な児童については保育園で受け入れるとともに、保育対応型児童発達支援事業や居宅訪問型保育事業等で受入れを行っています。今後、ニーズの増加が予測されることから、引き続き受入れ体制の充実を図ります。

②学童クラブでの受入れ

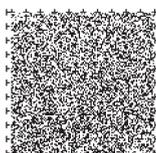
令和4年度(2022年度)から試行的に学童クラブでの受入れを開始し、令和6年度(2024年度)からは、受入れを行う学童クラブや、対象とする医療的ケアの範囲を拡大しました。今後も引き続き、ニーズに応じた適切な受入れ体制の充実を図ります。

③区立学校での受入れ

医療的ケアが必要な児童・生徒のために、令和2年度(2020年度)から区立学校への看護師派遣を行っています。今後も、医療的ケアが必要な児童・生徒の増加が見込まれる中、安心・安全を第一に学校生活を送ることができるよう、関係機関とも連携しながら受入れ体制の充実を図ります。

(2) 関係機関との連携強化による相談支援の充実

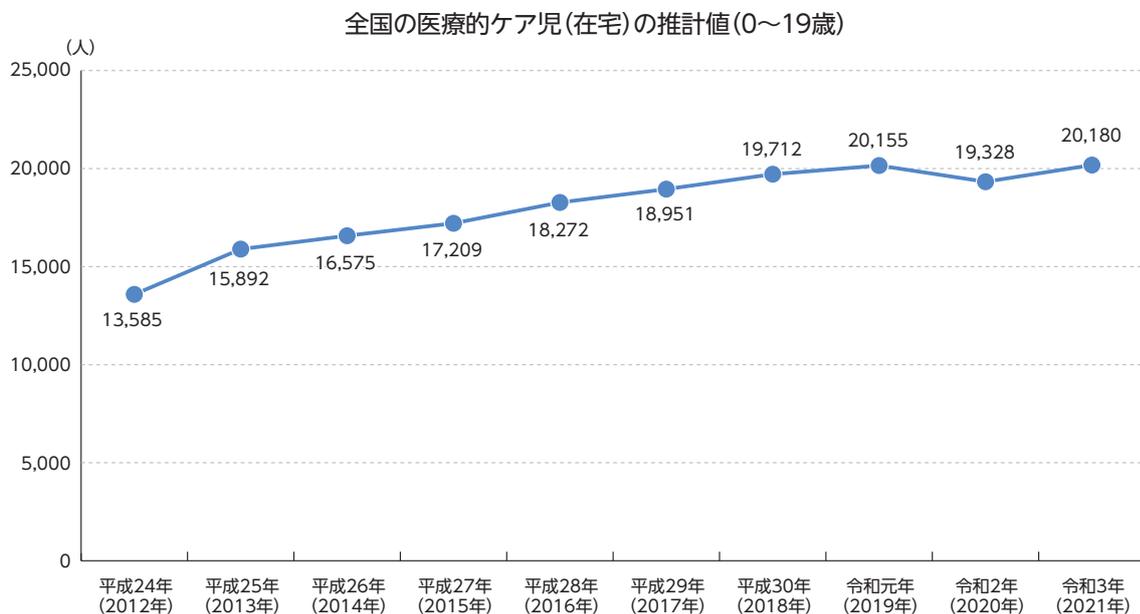
医療的ケア児が育ちや発達の状況に合わせて必要な支援が受けられるよう、併行通園の実施を推進するとともに、ライフステージに応じて切れ目がない対応をするための相談体制の充実を図ります。



* 併行通園：障害児通所支援事業所を利用しながら保育園や学童クラブにも通園することで、子ども一人ひとりに合った成長発達をめざす取組

○全国の医療的ケア児(在宅)の推計

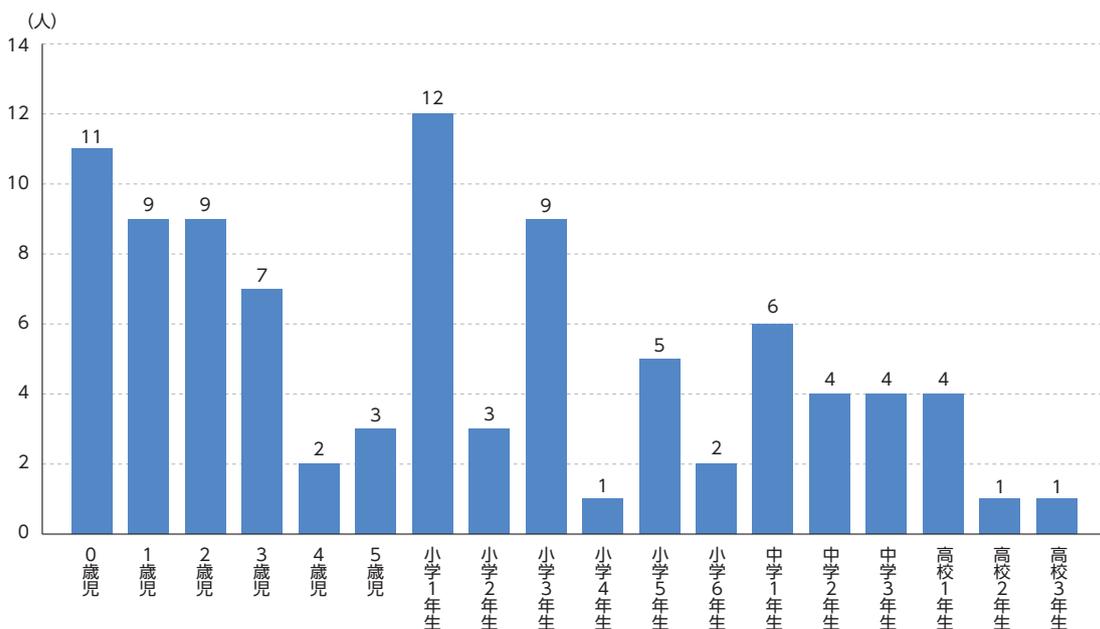
過去10年で約1.5倍となっており、令和3年(2021年)では約2万人となっています。年々増加傾向となっています。



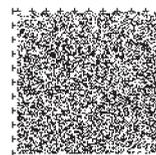
出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成(一部加工)

○区の医療的ケア児の年齢別人数

区では、令和5年(2023年)から、医療的ケア児の全数把握を開始し、令和6年(2024年)4月の時点では93名(未就学児41名、就学児52名)となっています。



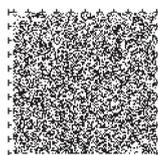
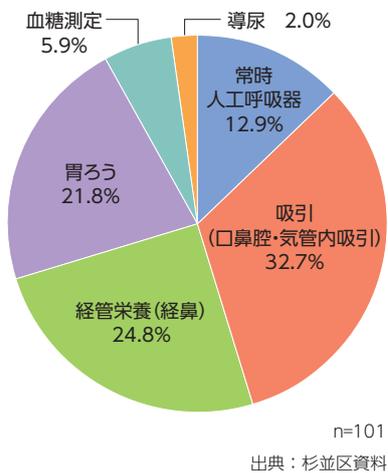
出典：杉並区資料



○区の医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容

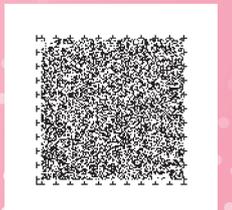
医療的ケア児が必要な医療的ケアの内容は、「吸引(口鼻腔・気管内吸引)」が32.7%、「経管栄養(経鼻)」24.8%、「胃ろう」が21.8%となっています。

医療的ケアの内容(重複あり)(令和6年(2024年)4月時点)



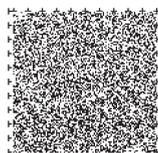
第4章

子ども・子育て支援事業計画（第3期）



I 子ども・子育て支援事業計画(第3期)の趣旨

- 子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。また、事業計画の策定に当たっては、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。))」を踏まえることとされています。
- 区では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び令和6年(2024年)1月に実施した「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果を踏まえるとともに、杉並区子ども・子育て会議に意見聴取を行った上で、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までを計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画(第3期)(以下「本事業計画」という。))」を策定しました。
- また、改正児童福祉法(令和6年(2024年)4月施行)では、区市町村において、児童福祉と母子保健が連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることや要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援の充実を図ることを目的として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の創設等が示されました。さらに、改正子ども・子育て支援法等(令和6年(2024年)10月施行)では、「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」が新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるとともに、「こども誰でも通園制度」が創設されました。本事業計画では、その内容を反映しています。
なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策・事業全般は、本計画の第1章から第3章までで明らかにしています。



【子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項】

1. 就学前の教育・保育
(1) 教育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園 ・区立子供園（短時間保育） (2) 保育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業所内保育） ・認可外保育施設等 （認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園長時間預かり保育）
2. 地域子ども・子育て支援事業
(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）※1 (2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） (3) 利用者支援事業（利用者支援事業） (4) 産後ケア事業（産後ケア事業） (5) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業） (6) 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業） (7) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）※2 (8) 延長保育（延長保育事業） (9) 病児保育事業（病児保育事業） (10) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） (11) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業） (12) 子どもショートステイ事業（子育て短期支援事業） (13) 養育支援訪問事業等（養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業） (14) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補足給付事業） (15) 新規参入保育施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

※1 「2. 地域子ども・子育て支援事業」の()内は法定事業名です。

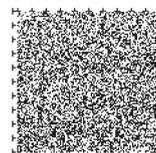
※2 「2. (7)「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」は、令和7年度(2025年度)に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

II 区域の設定

- 本計画による、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための区域※は、各施設・事業の実情等を踏まえ、引き続き、「区全域を1つの区域」として設定します。

※ 区域の設定について

「区市町村子ども・子育て支援事業計画」における区域の設定は、国の基本指針において、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域とすることを基本に区市町村の実情に即して設定し、その区域単位で施設・事業の整備・拡充等を図ることとしています。



【凡例】 第4章の見方

事業名()内は基本的記載事項の事業名です。

第3章の関連する取組と掲載ページを記載しています。

杉並区子ども家庭計画

2 地域子ども・子育て支援事業 —P46 第3章 施策3-1(1)・妊産婦健康診査等の実施

■ 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)

(1) 事業の概要

- 妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導等を行います。
- 健康診査(14回)、超音波検査(4回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関等に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。また、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況 (単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
量の見込み (妊婦健康診査受診回数) 実績 ④	実績 ④	46,356	45,933	44,041	41,295
	参考: 受診者数	4,452	4,279	3,990	3,782
確保量 (受診票交付枚数) 実績 ⑤	実績 ⑤	65,478	62,762	58,114	55,440
	参考: 妊婦届出者数	4,677	4,483	4,151	3,960
差引 ⑤-④	19,122	16,829	14,073	14,145	

- 妊婦届出者数の減少に伴い、妊婦健康診査の受診回数は減少していますが、妊婦健康診査の受診率は95～96%と高い水準を維持しています。
- 令和5年度(2023年度)には、超音波検査実施回数の拡充や、多胎児を妊娠した方について、妊婦健康診査の15回目から19回目までの費用助成を開始し、妊婦の健康保持と経済的負担の軽減に取り組みました。

(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等 (単位:人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	
量の見込み ④ (妊婦健康診査受診回数)	④	40,801	40,556	40,313	40,071	39,831
	参考: 受診者数	3,722	3,692	3,662	3,633	3,604
確保量 ⑤ (受診票交付枚数)	⑤	54,012	53,312	52,612	51,926	51,254
	参考: 妊婦届出者数	3,858	3,808	3,758	3,709	3,661
差引 ⑤-④	13,211	12,756	12,299	11,855	11,423	

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 妊婦に対し引き続き、「ゆりかご面接」等で受診の重要性を伝えて受診を勧奨するとともに、支援を必要とする妊婦に対し、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携し、適切な支援を提供することで、妊婦の健康の保持・増進を図っていきます。

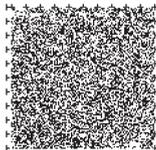
84

第2期計画期間(令和2(2020)～6(2024)年度)のうち、令和5年度(2023年度)までの実績を記載しています。

事業の概要を記載しています。

第3期計画期間(令和7(2025)～11(2029)年度)の数値を記載しています。

今後の方向性について記載しています。



Ⅲ 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策

〈量の見込みの算出方法〉

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、計画期間における年代別子ども人口の推計(P14に記載)や「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果、この間の取組の実績等を踏まえて、算出しています。

1 就学前の教育・保育

■ 教育施設(私立幼稚園、区立子供園(短時間保育))

(1) 事業の概要

- 私立幼稚園及び区立子供園(短時間保育)において、教育施設の利用を希望する3~5歳の子どもに対する教育・保育を提供します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(各年5月1日現在 単位：人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ①	5,147	4,690	4,077	3,506	3,100
確保量 (定員合計数)	実績 ②	7,022	7,082	7,022	6,976	6,796
差引 ②-①		1,875	2,392	2,945	3,470	3,696

- 令和5年(2023年)4月に高円寺北子供園が3歳児保育を開始したことにより、区内の私立幼稚園(36園)及び区立子供園(6園)の全園で3歳児保育を実施できる環境を整備しました。
- 私立幼稚園・子供園(短時間保育)の利用者数は年々減少しています。また、令和2年度(2020年度)以降、利用者数の減少に合わせて、定員数を見直した私立幼稚園があるため、確保量も減少しています。

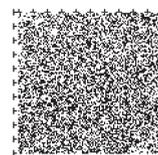
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(各年5月1日現在 単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	
量の見込み ① (利用者数)		3,047	2,977	2,903	2,833	2,801	
確保量 (定員数)	合計 ②	6,211	6,071	6,071	6,071	6,071	
	内訳	私立幼稚園	5,905	5,765	5,765	5,765	5,765
		区立子供園 (短時間保育)	306	306	306	306	306
差引 ②-①		3,164	3,094	3,168	3,238	3,270	

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 利用者数は、就学前の人口の推移や女性の就業状況の変化等を踏まえると、緩やかに減少していく見込みです。地域において幼児教育が受けられる環境を確保するため、引き続き、私立幼稚園の運営経費の一部補助を行うほか、各園の意向や状況に応じた相談・支援等に努めていきます。



2 保育施設（認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等）

(1) 事業の概要

- 保育を必要とする0～2歳及び3～5歳の子どもに対し、認可保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設等において、教育・保育を提供します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

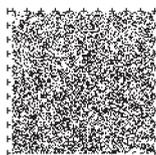
(各年4月1日現在 単位：人)

			令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (利用者数) ※1	0～2歳	実績 A	6,520	6,588	6,533	6,478	6,315
	3～5歳	実績 B	7,016	7,540	7,484	7,797	7,926
	合計	実績 C	13,536	14,128	14,017	14,275	14,241
確保量 (保育定員等) ※2	0～2歳	実績 D	7,000	7,166	7,129	7,054	6,868
	3～5歳	実績 E	8,064	8,584	9,248	9,396	9,400
	合計	実績 F	15,064	15,750	16,377	16,450	16,268
差引	0～2歳	D-A	480	578	596	576	553
	3～5歳	E-B	1,048	1,044	1,764	1,599	1,474
	合計	F-C	1,528	1,622	2,360	2,175	2,027

※1 量の見込み(利用者数)は、「保育需要者数(保育の必要性の認定者数)」としています。

※2 確保量(保育定員等)は、認可保育所(地域型保育事業)、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園長時間預かり保育の保育定員数としています。ただし、平成29年度(2017年度)以降は、定期利用及び定員調整等を含みます。

- 認可保育所を核とした施設整備を推進してきた結果、利用者数に対して必要な定員数を確保するとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現することができました。
- 今後は、待機児童ゼロの継続を前提としつつ、少子化対策やこども誰でも通園制度など国等の子ども施策の動向も踏まえた保育定員の確保をしていく必要があります。



(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

①0～2歳

(各年4月1日現在 単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	
量の見込み (利用者数)	合計 ①	6,120	6,008	6,027	6,062	6,093	
	内訳	0歳	858	864	870	874	877
		1・2歳	5,262	5,144	5,157	5,188	5,216
確保量 (定員数)	合計 ②	6,852	6,858	6,858	6,858	6,833	
	内訳	認可保育所	6,218	6,224	6,224	6,224	6,199
		地域型保育事業所	566	566	566	566	566
		認可外保育施設等	68	68	68	68	68
差引 ②-①		732	850	831	796	740	

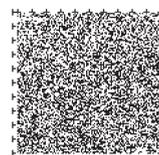
②3～5歳

(各年4月1日現在 単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	
量の見込み (利用者数)	合計 ①	8,032	8,211	8,198	8,071	7,998	
確保量 (保育定員数)	合計 ②	9,306	9,287	9,283	9,279	9,228	
	内訳	認可保育所	8,659	8,640	8,636	8,632	8,581
		認可外保育施設等	15	15	15	15	15
		区立子供園(長時間保育等)	632	632	632	632	632
差引 ②-①		1,274	1,076	1,085	1,208	1,230	

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 保育施設の利用者数は、就学前の人口の推移等を踏まえると、緩やかに減少していく見込みです。そのため、園舎の建替えを機に保育定員の適正化を図るなど、既存の保育施設の有効活用により、地域・歳児別に必要な保育定員数の確保に取り組めます。
- また、保育定員に空きが生じた場合は、一時預かり事業やこども誰でも通園制度に活用し、地域の子育て支援の充実につなげていきます。



2 地域子ども・子育て支援事業

→P46 第3章 施策3-1(1) ④妊産婦健康診査等の実施

1 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)

(1) 事業の概要

- 妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導等を行います。
- 健康診査(14回)、超音波検査(4回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関等に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。また、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (妊婦健診受診回数) 実績 ①	46,356	45,933	44,041	41,295
参考：受診者数	4,452	4,279	3,990	3,782
確保量 (受診票交付枚数) 実績 ②	65,478	62,762	58,114	55,440
参考：妊娠届出者数	4,677	4,483	4,151	3,960
差引 ②－①	19,122	16,829	14,073	14,145

- 妊娠届出者数の減少に伴い、妊婦健康診査の受診回数は減少していますが、妊婦健康診査の受診率は95～96%と高い水準を維持しています。
- 令和5年度(2023年度)には、超音波検査実施回数の拡充や、多胎児を妊娠した方について、妊婦健康診査の15回目から19回目までの費用助成を開始し、妊婦の健康保持と経済的負担の軽減に取り組みました。

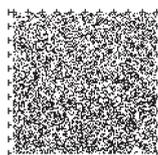
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (妊婦健診受診回数)	40,801	40,556	40,313	40,071	39,831
参考：受診者数	3,722	3,692	3,662	3,633	3,604
確保量 ② (受診票交付枚数)	54,012	53,312	52,612	51,926	51,254
参考：妊娠届出者数	3,858	3,808	3,758	3,709	3,661
差引 ②－①	13,211	12,756	12,299	11,855	11,423

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 妊婦に対し引き続き、「ゆりかご面接」等で受診の重要性を伝えて受診を勧奨するとともに、支援を必要とする妊婦に対し、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携し、適切な支援を提供することで、妊婦の健康の保持・増進を図っていきます。



② すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

(1) 事業の概要

- 産後うつや早期発見・早期対応や育児不安を軽減するため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師や助産師等の専門職が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに子育てに関する情報提供等を行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (訪問者数) 実績 ①	3,809	4,001	3,772	3,766
確保量 (出生数) 実績 ②	4,355	4,086	3,959	3,685
差引 ②-①	546	85	187	-81

※令和5年度(2023年度)実績において量の見込み(訪問者数)が確保量(出生数)を上回っているのは、里帰り出産等で出生数を超える訪問者数となったため。

- 出生数の減少に伴い、訪問者数は年々減少していますが、令和5年度(2023年度)は、転入者や杉並区に里帰りをして出産した方への訪問が増えたため、出生数を超える訪問者数となりました。
- 出生数に対する訪問率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、令和2年度(2020年度)には、里帰りの長期化や感染への不安から訪問を希望しない家庭が増えたため87.5%となりましたが、令和3年度(2021年度)以降は95%以上となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や長期の入院、里帰り等により訪問ができなかった方に対しては、電話やオンライン面接等による継続的な関わりを通して、状況把握と必要な支援を行いました。

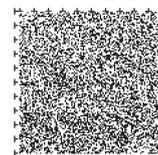
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み (訪問者数)	3,874	3,903	3,928	3,948	3,962
確保方策	実施体制：保健センター(5か所) 保健師又は研修を受講した助産師等が乳児のいる全家庭に訪問指導を実施します。				

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 乳児のいる全家庭に対して、引き続き、保健センターの保健師等による「すこやか赤ちゃん訪問」を実施するとともに、支援の必要性が高いと見込まれる家庭等に対しては、地域の主任児童委員や医療機関等の関係機関の協力を得ながら継続して丁寧に家庭や養育の状況把握を行うことで、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めていきます。



→P30 第3章 施策1-3(7)児童福祉・母子保健の一体的相談支援、P46 施策3-1(1)①ゆりかご面接の実施、P48 施策3-1(3)出産・子育て応援事業の実施、P52 施策3-2(4)利用者支援事業の実施

目 利用者支援事業 (利用者支援事業)

(1) 事業の概要

- 子ども及びその保護者等、又は妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施します。
- 改正児童福祉法において、児童福祉と母子保健が連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が区市町村の努力義務となったことを踏まえ、利用者支援事業の類型に「こども家庭センター型」が位置づけられました。また、改正子ども・子育て支援法等において、妊婦等包括相談支援事業が創設されるとともに、新たに「妊婦等包括相談支援事業型」が利用者支援事業に位置づけられました。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：所)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
量の見込み (実施施設数)	実績 ①	10	10	11	12	
	内訳	子どもセンター	5	5	5	5
		子ども・子育てプラザ	5	5	6	7
確保量 (実施施設数)	実績 ②	10	10	11	12	
	内訳	子どもセンター	5	5	5	5
		子ども・子育てプラザ	5	5	6	7
差引 ②－①		0	0	0	0	

- 計画期間内において、令和2年(2020年)9月に子ども・子育てプラザ高円寺、令和4年(2022年)9月に子ども・子育てプラザ善福寺、令和5年(2023年)9月に子ども・子育てプラザ下高井戸を開設しました。これにより、区内7地域に1所ずつ「子ども・子育てプラザ」を整備し、子どもセンターと合わせ、区内12所で基本型の利用者支援事業を実施し、利用者の身近な場所で情報提供や相談等を行いました。
- 「利用者支援の手引き」を用いた、相談内容に応じたよりの確かなサービス案内を行ったほか、児童館や図書館など乳幼児親子等が集う場に出向く出張型利用者支援事業に取り組むなどにより、より身近な場所での情報提供や相談を行いました。

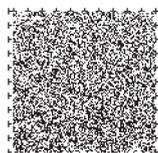
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

①基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

(単位：所)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (実施施設数)	基本型	12	12	12	12	12
確保方策 ② (実施体制)	基本型	子ども・子育てプラザ(7所)及び子どもセンター(5所)において実施します。				



②子ども家庭センター型

妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援や虐待への予防的な対応を行うため母子保健と児童福祉が連携して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に育児に関する様々な悩み等について相談支援を実施し、必要に応じて子育て支援サービスにつなげます。区においては、保健センターの母子保健部門と子ども家庭支援センターが連携して、一体的な相談支援を行う体制を「子ども家庭センター」と位置付けています。

(単位：所)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (実施施設数)	子ども家庭センター型	3	3	3	3	3
確保方策 ^② (実施体制)	子ども家庭センター型	保健センター(5所)の母子保健部門と子ども家庭支援センター(3所)が連携して、実施します。				

③妊婦等包括相談支援事業型

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行い、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。区においては、妊娠期のゆりかご面接や出産後のすこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。

(単位：回)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (面談実施回数)	妊娠届出数 ^①	3,858	3,808	3,758	3,709	3,661
	ゆりかご面接回数* ^②	2	2	2	2	2
	すこやか赤ちゃん訪問時の面談 ^③	3,874	3,903	3,928	3,948	3,962
	合計 (^① × ^② + ^③)	11,590	11,519	11,444	11,366	11,284
確保量 ^② (面談実施回数)	子ども家庭センター・地域子育て支援課	11,590	11,519	11,444	11,366	11,284

※ゆりかご面接回数は、妊娠届出時及び妊娠後期の各1回ずつを基本としています。

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

①基本型

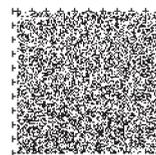
「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」において、子ども・子育てプラザにおける保護者の子育て支援などの機能の充実を図ることとしたことや利用者支援事業の実績等を踏まえ、子ども・子育てプラザ等で実施する基本型の利用者支援事業について、見直しを行います。

②子ども家庭センター型

児童福祉法の改正に伴い創設された「子ども家庭センター型」については、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健部門が連携して、妊娠期から子育て期にわたるまで、包括的かつ継続的な支援を行います。

③妊婦等包括相談支援事業型

妊娠期から保健師等の専門職が関わることで、適切なタイミングで妊娠や出産、育児に関する相談や情報提供ができるよう、伴走型相談支援を行っていきます。実施に当たっては、令和7年(2025年)4月に創設される妊婦のための支援給付等と組み合わせ、妊婦に対し、身体的・精神的・経済的な観点で総合的な支援を行います。



4 産後ケア事業(産後ケア事業)**4-1 産後ケア事業****(1) 事業の概要**

- 産後7か月未満の乳児とその母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、医療機関(産科)や助産院、産後ケア事業所への委託により事業を実施します。宿泊又は日帰りで施設に滞在し、助産師等から心身の状態に応じた援助や指導等を受けることで、産後も安心して子育てができるように支援します。
- 計画的な提供体制の整備を進めるため、改正子ども・子育て支援法等において、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

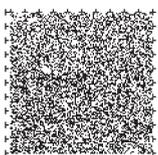
(2) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (利用者数)	日帰り型	2,742	2,977	2,938	2,900	2,862
	宿泊型	1,817	1,971	1,945	1,920	1,895
	合計	4,559	4,948	4,883	4,820	4,757
確保量 ^② (利用可能者数)	日帰り型	14,250	14,250	14,250	14,250	14,250
	宿泊型	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
	合計	29,750	29,750	29,750	29,750	29,750
差引 ^③ (^② - ^①)	日帰り型	11,508	11,273	11,312	11,350	11,388
	宿泊型	13,683	13,529	13,555	13,580	13,605

(3) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 本事業は、年々利用者が増加しています。母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するため、引き続き、受け入れ先施設の拡充を図るとともに、利用者の状況に応じた利用しやすい制度となるよう取り組んでいきます。



4-2 要支援家庭産後ケア事業

(1) 事業の概要

- 特定妊婦、要支援又は、要保護児童として要保護児童対策地域協議会に登録された妊婦又は乳児及びその母で、区が要支援産後ケアの利用が必要と認めた心身の不調や育児不安等がある方を対象に、医療機関(産科)や助産院、産後ケア事業所の助産師等が、宿泊又は日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

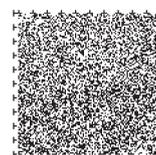
(2) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (利用者数)	デイケア	327	323	319	315	311
	ショートステイ	49	49	49	49	49
	合 計	376	372	368	364	360
確保量 ^② (利用可能者数)	デイケア	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408
	ショートステイ	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
	合 計	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
差引 ^{③-①}	デイケア	3,081	3,085	3,089	3,093	3,097
	ショートステイ	1,343	1,343	1,343	1,343	1,343

(3) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 産後うつリスクの高い産婦や子育てに対する不安が高く、身近に支援者がいない妊産婦など支援の必要性が高い妊産婦について、アセスメントの実施や個々の状況を踏まえたケアプランを作成し、産後ケア事業実施者と連携しながら適切な支援を行います。なお、訪問型の産後ケアについては、「養育支援訪問事業(P101参照)」として実施します。
- 妊娠届出時の「ゆりかご面接」や出生後の「すこやか赤ちゃん訪問」、医療機関との連携等により把握した支援の必要性の高い妊産婦を要支援産後ケア事業につなげることで、児童虐待防止を図ります。



目 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）

(1) 事業の概要

- つどいの広場、ゆうキッズ事業及び子ども・子育てプラザにおいて、乳幼児親子や妊娠中の方が身近な地域で、気軽に集い、交流したり育児相談等をしたりできる場を提供します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ①	200,338	302,993	344,558	423,559
確保量 (受入可能者数)	実績 ②	582,696	561,494	587,538	574,878
差引 ②-①		382,358	258,501	242,980	151,319

- つどいの広場は、令和3年度(2021年度)は建物工事のため1所が休止しましたが、令和4年度(2022年度)以降は、3所で実施しました。運営事業者による連絡会を実施し、各広場の近況や課題、取組などの情報共有を行い、乳幼児親子がより気軽に集える場所にするための工夫を図りました。
- 子ども・子育てプラザは、令和2年(2020年)9月に子ども・子育てプラザ高円寺、令和4年(2022年)9月に子ども・子育てプラザ善福寺、令和5年(2023年)9月に子ども・子育てプラザ下高井戸を開設しました。これにより、区内7地域に1所ずつ「子ども・子育てプラザ」を整備し、より多くの乳幼児親子が気軽に集い交流する場となっています。

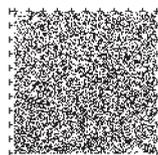
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)	519,418	517,174	517,427	518,789	520,941
確保量 ② (受入可能者数)	575,708	575,648	575,768	575,708	575,888
差引 ②-①	56,290	58,474	58,341	56,919	54,947

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 地域の子育て支援拠点として、乳幼児親子や妊娠中の方が気軽に安心して過ごせる交流の場となるよう、居場所の充実を図り、子育てに対する不安や孤立感の軽減等に寄与します。



6 乳幼児の一時預かり(一時預かり事業)**6-1 一時預かり事業【幼稚園型】(不定期利用)****(1) 事業の概要**

- 私立幼稚園において、保護者のリフレッシュ等のため、在園児を対象に、不定期の一時預かりを行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ①	132,261	102,926	153,890	161,621
確保量 (利用可能者数)	実績 ②	132,261	102,926	153,890	161,621
差引 ②-①		0	0	0	0

- 増加する利用ニーズに対応するため、一時預かりを実施する幼稚園を32園から34園へ拡大することで、確保量(利用可能者数)の増加を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に減少した利用者及び利用日数が令和4年度(2022年度)以降増加傾向にあること等を踏まえ、引き続き、確保量(利用可能者数)の確保に取り組む必要があります。

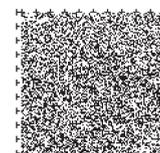
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)		178,149	182,149	187,085	191,652	198,983
確保量 ② (利用可能者数)		198,704	204,297	209,748	215,447	223,969
差引 ②-①		20,555	22,148	22,663	23,795	24,986

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 今後も利用者数は増加傾向で推移することが見込まれているため、一時預かり事業を実施する私立幼稚園を引き続き支援していきます。



6-2 一時預かり事業【幼稚園型】(定期利用)

(1) 事業の概要

- 私立幼稚園において、保育ニーズに資するため、在園児を対象に、定期の長時間預かり(18時30分まで)を行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ①	51,342	54,978	60,761	62,553
確保量 (利用可能者数)	実績 ②	70,204	77,350	96,530	96,775
差引 ②-①		18,862	22,372	35,769	34,222

- 保護者の就労等により、増加する利用ニーズに対応するため、定期預かりを実施する幼稚園を令和4年度(2022年度)に6園から7園に拡大しました。利用者数が増加傾向で推移している状況を踏まえ、引き続き利用可能者数の確保に取り組む必要があります。

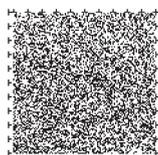
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)	66,362	68,353	70,404	72,516	74,692
確保量 ② (利用可能者数)	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100
差引 ②-①	29,738	27,747	25,696	23,584	21,408

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 今後も当該事業の利用者数は増加傾向で推移することが見込まれるため、国や東京都の補助制度を活用し、定期預かりを実施する私立幼稚園を引き続き支援していきます。



6-3 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

(1) 事業の概要

- 保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消等のため、就学前の乳幼児を対象に、子ども・子育てプラザや区立・私立保育園、NPO法人等が運営する民間施設等において短時間の一時預かりを行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ①	25,323	28,791	30,272	32,108
確保量 (利用可能者数)	実績 ②	59,739	59,731	58,509	58,753
差引 ②-①		34,416	30,940	28,237	26,645

- ひととき保育は、令和3年度(2021年度)に3所閉鎖し、令和4年度(2022年度)以降は5所となりましたが、令和2年度(2020年度)に子ども・子育てプラザ高円寺で、令和4年度(2022年度)に子ども・子育てプラザ善福寺で一時預かり事業を開始し、子ども・子育てプラザでの一時預かりは、以降5所で実施しています。
- 区立保育園では子育てサポートセンター2所で実施しており、私立保育園では令和4年度(2022年度)に3園が事業を開始したことにより9園での実施となっています。

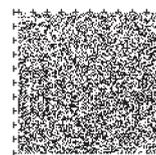
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)	60,603	59,752	59,130	58,790	59,033
確保量 ② (利用可能者数)	63,173	63,056	63,290	63,173	63,230
差引 ②-①	2,570	3,304	4,160	4,383	4,197

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 今後も、保護者のニーズに対応するため、子ども・子育てプラザ等における短時間の一時預かり事業を実施します。
- ファミリー・サポート・センター事業は、施設における一時預かり事業だけでは対応できない保護者のニーズに応じて、子どもの預かり等のサービスを実施します。



7 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

(1) 事業の概要

- 乳児等通園支援事業は、全ての子どもを対象に良質な育成環境を整備することを目的として、令和7年度(2025年度)に創設された事業です。
- 本事業では、満3歳未満の未就園児を対象に、保育所や幼稚園等において適切な遊びや生活の場を提供するとともに、その保護者に子育てについての情報の提供、助言その他の援助等を行います。

※乳児等通園支援事業は、令和7年度(2025年度)に子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として制度化され、令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく、新たな給付として実施されます。

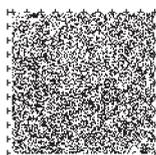
(2) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人日)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (延べ人数)	0歳児	44	44	44	45	45
	1歳児	36	36	36	36	37
	2歳児	12	11	12	12	12
確保方策 ^② (延べ人数)	0歳児	14	44	44	45	45
	1歳児	9	36	36	36	37
	2歳児	6	11	12	12	12
差引 ^③ ②-①	0歳児	-30	0	0	0	0
	1歳児	-27	0	0	0	0
	2歳児	-6	0	0	0	0

(3) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 教育施設及び保育施設の利用者数は、就学前の人口の推移や女性の就業状況の変化等を踏まえると、減少傾向で推移する見込みです。そのため、保育所等の空き定員を活用することを基本に、利用状況等から利用者の動向を見極めつつ、必要な確保量の確保に取り組めます。
- また、本制度の目的が「こどもの良質な育成環境の整備」であることを踏まえ、量の確保と併せて、事業の質の確保にも取り組んでいきます。



③ 延長保育(延長保育事業)

(1) 事業の概要

- 区立・私立の保育施設において、保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、在園児を対象に、通常の利用時間の前後に延長保育を行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(各年4月 単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (利用者数) 実績 ①	856	513	479	427	473
確保量 (定員数) 実績 ②	3,715	4,013	3,897	3,727	3,671
差引 ②-①	2,859	3,500	3,418	3,300	3,198

- この間、認可保育所の整備に合わせて、延長保育の定員数の確保を進めてきました。これにより、計画期間内における量の見込みを上回る確保量となりました。

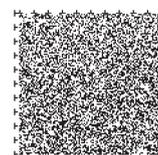
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(各年4月 単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)	595	595	594	594	591
確保量 ② (定員数)	3,296	3,296	3,296	3,296	3,296
差引 ②-①	2,701	2,701	2,702	2,702	2,705

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 延長保育の利用者数は、保育者のニーズや利用実態等を踏まえつつ、定員数の適正化を図っていきます。



9 病児保育事業 (病児保育事業)

(1) 事業の概要

- 保育施設等に通い、病気や怪我により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で看護できない児童を対象に、病院等に併設した専用スペースで一時的に預かり、保育・看護を行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位：人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ①	1,172	2,904	2,971	3,841
確保量 (定員数)	実績 ②	5,340	6,810	6,810	6,810
差引 ②-①		4,168	3,906	3,839	2,969

- 病児保育室は、計画期間中に新たに2所開設(令和3年度(2021年度)に1所、令和6年度(2024年度)に1所)し、5所となりました。各年度とも量の見込みを上回る確保量となっています。

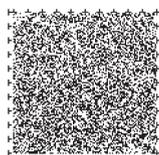
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)		5,014	5,014	5,014	5,014	5,014
確保量 ② (定員数)		8,220	8,220	8,220	8,220	8,220
差引 ②-①		3,206	3,206	3,206	3,206	3,206

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 病児保育室については、引き続き、量の見込みを上回る確保量を見込んでいますが、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、感染症流行期における需要と供給のバランスに加え、子どもの病気等で仕事を休むことができない世帯への支援の必要性、既存の病児保育室との地域バランスを考慮して、区内医療機関や保育園運営事業者への働きかけ等を継続して行います。



10 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

(1) 事業の概要

- 杉並区社会福祉協議会に委託して、子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動を実施します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数) 実績 ①	166	191	338	330
確保量 (定員数) 実績 ②	1,025	665	500	445
差引 ②-①	859	474	162	115

- 令和2年度(2020年度)、3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により利用者が大きく減少しました。また、計画期間内における量の見込みを上回る確保量となりましたが、高齢化等に伴い協力会員数が年々減少しており、利用者のニーズに十分添えないケースが増えている実態があります。このため、広報等で協力会員の確保のために周知に努めました。また、活動に必要な知識を習得するための研修を充実させるなど、協力会員への支援の充実を図りました。

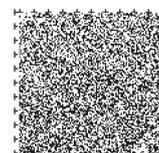
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (利用者数)	350	350	350	350	350
確保量 ② (定員数)	450	450	450	450	450
差引 ②-①	100	100	100	100	100

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 引き続き新たな協力会員の確保に努めるとともに、引き続き研修を実施するなど協力会員に向けた支援の充実や利用会員のニーズへの対応を図っていきます。



Ⅲ 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)

(1) 事業の概要

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、放課後や長期休業中における適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(各年4月1日現在 単位：人)

			令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (利用者数)		実績 ①	4,941	5,058	5,611	6,004	6,183
確保量 (利用可能者数)	内訳	区立学童クラブ	5,316	5,557	5,975	6,131	6,287
		民間学童クラブ	90	75	155	190	215
	合計	実績 ②	5,406	5,632	6,130	6,321	6,502
差引 ③-①			465	574	519	317	319

- 区立学童クラブは、ニーズの増加に対応するため、小学校内又は小学校近接地への整備や既存学童クラブの受入枠の拡大により、確保量の拡大に取り組みました。その結果、全体数としては計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となったものの、各区立学童クラブ単位では、待機児童が生じている状況です。
- 民間学童クラブにおいても、各施設規模に応じた弾力枠により、可能な限り受入れ拡大を図りました。
- 一方で、この間の児童数の増加等により、児童館内学童クラブの受入枠拡大や小学校内に学童クラブを整備することが困難な状況となっており、新たな待機児童解消に向けた取組が必要となっています。

(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

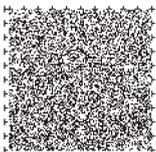
(各年4月1日現在 単位：人)

			令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み (利用者数)	区立学童 クラブ	1～3年生	6,613	6,758	6,179	6,089	5,938
		4～6年生			(665)	(740)	(761)
	民間学童クラブ		225	225	225	225	225
	合計 ①		6,838	6,983	6,404	6,314	6,163
確保量 (利用可能者数)	区立学童クラブ		6,360	6,360	6,360	6,360	6,360
	民間学童クラブ		225	225	225	225	225
	合計 ②		6,585	6,585	6,585	6,585	6,585
差引 ③-①			-253	-398	181	271	422

※令和9年度(2027年度)以降は利用対象の見直し(予定)に伴い、合計(A)に「区立学童クラブ 4～6年生」(()内数字)を含まないで算出します。
なお、障害等により特別な支援を要する4～6年生の児童は、令和9年度(2027年度)以降は、「区立学童クラブ 1～3年生」に含めて、算出します。

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、小学生の行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への学童クラブの整備を検討していきます。
- 放課後等居場所事業の全校実施や事業の充実など、学童クラブ待機児童の受皿となる取組を進めていきます。この取組により、成長段階に応じた安全・安心な小学生の居場所が全ての小学校内に整うことを踏まえ、学童クラブの利用対象を令和9年度(2027年度)から、原則として小学1年生から3年生まで(障害等により特別な支援を要する子どもは6年生まで)とします。



12 子どもショートステイ事業(子育て短期支援事業)

(1) 事業の概要

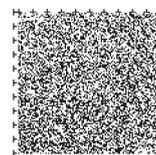
- 子どもショートステイ事業は、区内の児童養護施設等において、保護者の育児疲れや病気等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童(0~12歳)を宿泊により預かります。
- また、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業は、区内の児童養護施設等において、保護者の強い育児困難、不適切な養育状態にあるなど、特に支援が必要な場合に児童(18歳未満)を宿泊等により預かり、当該児童の発達状況や行動の観察を行うとともに保護者に対する支援を行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
量の見込み (利用者数)	実績 ①	786	725	940	1,295	
確保量 (定員数)	合計 実績 ②	3,210	3,144	4,079	4,236	
	内訳	子どもショートステイ 事業	2,920	2,920	2,920	2,950
		要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ事業	290	224	1,159	1,286
差引 ③-①		2,424	2,419	3,139	2,941	

- 計画期間内における各年度において、最も多かった子どもショートステイ事業の利用理由は、育児疲れによるものでした。施設での預かりに躊躇する保護者がいることや施設の偏在を解消するため、令和5年度(2023年度)からは、これまでの児童養護施設、乳児院に加え委託家庭での事業を開始しました。
- 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業は、令和4年度(2022年度)に委託先を1所増やして児童養護施設2所、乳児院2所で実施しており、延べ利用者数は年々増加しています。また、子どもを宿泊させることに躊躇する保護者がいることから、令和2年度(2020年度)から通所型のショートステイ事業を開始しました。
- 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業を利用することで、保護者が子どもへの対応について助言を受けたり、子どもが生活課題の解決に施設職員と一緒に取り組むなど、養育環境の改善につながっています。



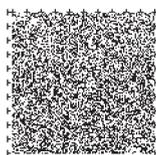
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位：人)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	
量の見込み ^① (利用者数)		1,690	1,717	1,745	1,775	1,806	
確保量 (定員数)	合計 ^②	4,879	5,244	5,244	5,244	5,244	
	内訳	子どもショートステイ 事業	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950
		要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ事業	1,929	2,294	2,294	2,294	2,294
差引 ^{③-①}		3,189	3,527	3,499	3,469	3,438	

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 児童福祉法の改正を踏まえ、子どもショートステイ事業の利用要件の拡充や連続して利用できる期間を個別の状況に応じた日数にするなど、これまで以上に子育ての負担軽減につながるよう取り組んでいきます。
- 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業では、需要に応じた受入れ人数の確保に取り組むとともに、新たに子育て短期支援事業のメニューに加えられた、親子で宿泊をし、レスパイト・ケアを受けるとともに児童との関わり方等の助言を受ける親子ショートステイの実施について、検討を進めていきます。



→P31 第3章 施策1-3(11) 養育支援訪問事業の実施、(12) 子育て世帯訪問支援事業の実施、
(13) 児童育成支援拠点事業(子どもイブニングステイ)の運営、(14) 親子関係形成支援事業の実施

㊦ 養育支援訪問事業等(養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業)

(1) 事業の概要

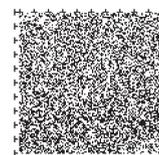
- 児童虐待対応件数が引き続き増加する中、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施や市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする改正児童福祉法が令和6年(2024年)4月に施行され、これまで実施してきた養育支援訪問事業に加え、要保護児童等に対する支援に資する新規3事業が定められました。
- 要支援家庭への訪問により、養育に関する相談・指導・助言を行う「養育支援訪問事業」や子育てに関する情報提供、家事・育児の援助等を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施します。また、子育てに悩みや不安を抱えている要支援児童等の保護者が、子どもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援を行う「親子関係形成支援事業」を実施します。
- 養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない要保護・要支援の中高校生世代の子どもが、安心して過ごせる環境を整えるとともに、個別の状況に応じた支援の提供を行う「児童育成支援拠点事業」を実施します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況(養育支援訪問事業)

(単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み (利用者数)	実績 ㉠	15,400	13,607	10,200	16,892
確保量 (利用可能者数)	実績 ㉡	15,545	13,607	15,038	17,169
差引 ㉢-㉠		145	0	4,838	277

- 保健センターの保健師や子ども家庭支援センターの支援担当職員の増員、地域型子ども家庭支援センターの計画的な整備等を進め、子どもが安全に育つ環境づくりに努めました。
- 妊娠届出時の「ゆりかご面接」や出産後の「すこやか赤ちゃん訪問」等により、出産前や出産後間もない時期に支援が必要と思われる保護者を把握し、専門相談員による育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を行いました。
- 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対し、家事援助ヘルパー等による養育環境の維持・改善や子どもの養育に関する相談・支援を行いました。



(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

Ⅸ-1 養育支援訪問事業

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (利用者数)	17,000	17,250	17,500	17,750	18,000
確保量 ^② (利用可能者数)	17,000	17,250	17,500	17,750	18,000
差引 ^③ ②-①	0	0	0	0	0

Ⅸ-2 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (利用者数)	2,209	2,256	2,256	2,303	2,303
確保量 ^② (利用可能者数)	2,209	2,256	2,256	2,303	2,303
差引 ^③ ②-①	0	0	0	0	0

Ⅸ-3 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (利用者数)	89	93	98	103	108
確保量 ^② (利用可能者数)	100	100	200	200	300
差引 ^③ ②-①	11	7	102	97	192

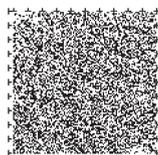


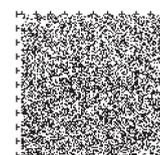
図-4 親子関係形成支援事業

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ^① (利用者数)	9	9	10	11	11
確保量 ^② (利用可能者数)	12	12	12	12	12
差引 ^{③-①}	3	3	2	1	1

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 児童福祉法の改正により、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設されるなど、区市町村における子育て家庭への支援の充実が求められています。令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設に向けて、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、要支援・要保護児童が地域で安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいきます。
- 児童虐待の背景に、疾病、DV、貧困など複合的な要因を抱えているケースもあり、家庭の課題を適切にアセスメントできるように職員の支援力の向上に努め、支援を必要とするすべての子どもとその保護者が支援につながるよう、取り組んでいきます。



☑ 保護者の実費徴収に係る補助(実費徴収に係る補足給付事業)

(1) 事業の概要

- 私立幼稚園(新制度未移行園)及び区立子供園が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費(副食費)について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成します。

(2) 第2期計画期間内の取組状況(養育支援訪問事業)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み ① (請求者数)	実施	実施	実施	実施
確保量 ② (助成者数)				

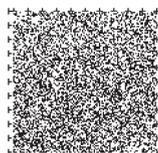
- 世帯収入の年額が360万円未満相当である世帯及び小学校3年生以下の児童がいる世帯のうち、第3子以降の児童を対象に、保護者が実費負担をした食材料費(副食費相当額)を助成しました。

(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (請求者数)	実施	実施	実施	実施	実施
確保量 ② (助成者数)					

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 私立幼稚園(新制度未移行園)及び区立子供園を利用する低所得世帯等の児童の保護者が実費負担した食材料費(副食費)について、対象世帯へ適切な助成を行っていきます。



Ⅲ 新規参入保育施設への巡回支援等(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

(1) 事業の概要

- 新たに子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける保育施設への巡回訪問等による支援を行います。

(2) 第2期計画期間内の取組状況

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み ① (巡回施設数)	実施	実施	実施	実施
確保量 ② (巡回施設数)				

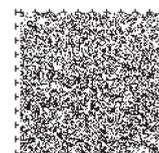
- 本事業の対象となる新規保育施設を含む、区内の各保育施設等に対し、区立保育園の園長経験者及び心理専門職等が定期的又は随時に保育施設へ訪問し、保育の状況や、配慮を要する子どもの様子などを確認するとともに、必要に応じて園長等への指導・助言を行いました。園運営への支援を通じて、私立・区立を問わず区全体の保育の質の維持・向上を図りました。

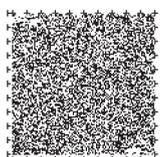
(3) 第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み ① (巡回施設数)	実施	実施	実施	実施	実施
確保量 ② (巡回施設数)					

(4) 確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

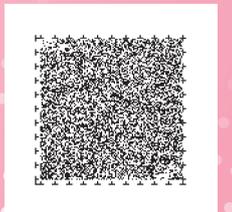
- 新規参入施設に限らず、区内の各保育施設等を対象に、区立保育園の園長経験者による巡回訪問、医師及び心理専門職等による巡回指導を継続し、必要に応じて指導・助言を行い、区全体の保育の質の確保・向上を図ります。





第5章

計画の推進に当たって



■ 計画の推進に当たって

- 計画の推進に当たっては、就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業の担い手である事業者、関係機関、地域住民・団体等と、更なる連携を図ります。
- 計画の進捗状況等の検証・評価は、毎年度、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定等を踏まえ、学識経験者、子育て支援団体等の関係者、区民等で構成する区長の附属機関である「杉並区子ども・子育て会議」(下記参照)の意見を、聴取して実施します。この結果等を考慮して、必要な改善・見直しを行うとともに、今後の計画の改定・見直しに反映し、計画の推進を図っていきます。
- また、こども基本法第11条の規定を踏まえ、子どもの権利の保障に関する施策について、子どもの意見聴取を実施し、意見を反映させるための必要な対応を図っていきます。

「杉並区子ども・子育て会議」について

■ 就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が、平成27年度(2015年度)から始まりました。

区では、子ども・子育て支援法に基づく審議会として「杉並区子ども・子育て会議」を平成25年(2013年)10月に設置しました。

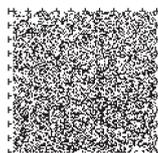
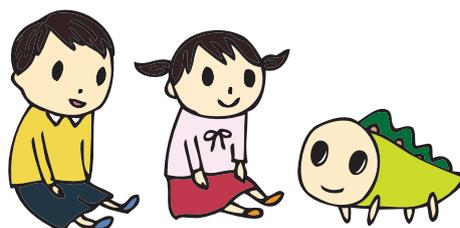
会議の構成

■ 公募による委員(区内在住で小学生以下のお子さんをお持ちの保護者の方)のほか、学識経験者、子育て支援施設等の事業者、子育て支援団体の関係者など、20名以内で構成します。委員の任期は2年で、3期まで継続が可能です。

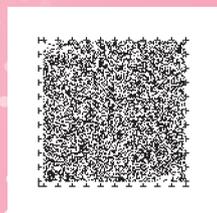
会議の役割

■ 主に以下の内容について、委員からご意見をいただきます。

1. 子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しについて
2. 区内の保育園・幼稚園などの利用定員について
3. 子ども・子育て支援施策全般の推進状況について
4. その他、区長が必要と認める事項



資料編



杉並区子どもの権利に関する条例

令和7年3月19日公布
杉並区条例第11号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 子どもの権利の保障等(第4条・第5条)

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割(第6条—第10条)

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等(第11条—第18条)

第5章 杉並区子どもの権利救済委員(第19条—第25条)

第6章 委任(第26条)

附則

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。

この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいくことが必要です。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

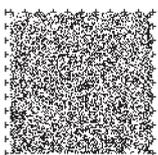
(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法(令和4年法律第77号)及び東京都こども基本条例(令和3年東京都条例第51号)の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区(以下「区」という。)、保護者、子ども関係施設、区民(区内に住み、働き、又は学ぶ者をいう。以下同じ。)及び事業者(区内において、事業活動を行うものをいう。以下同じ。)の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者(その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。)であって、区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するものをいう。



- (2) 保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育するものをいう。
- (3) 子ども関係施設 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設その他の子どもを教育し、又は育成することを目的とする施設又は事業を行う者をいう。

(基本理念)

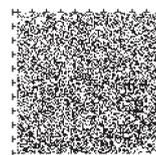
第3条 子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。

第2章 子どもの権利の保障等

(子どもの権利の保障)

第4条 全ての子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利その他の権利を有する。

- (1) 安心して生きる権利 次のアからエまでに定めること。
 - ア 生命及び健康が大切にされること。
 - イ その人格を尊重され、愛されること。
 - ウ 私生活の秘密が侵されず、他人から過度に干渉を受けないこと。
 - エ 安心できる居場所を確保することができること。
 - (2) 自分らしく生きる権利 次のア及びイに定めること。
 - ア 一人ひとりが個人として尊重されること。
 - イ その興味又は関心等に応じた活動に取り組むことができること。
 - (3) 育つ権利 次のアからウまでに定めること。
 - ア 必要な支援を受けながら、多様かつ適切な環境で学ぶことができること。
 - イ 年齢及び発達に応じて遊ぶことができること。
 - ウ 十分に休息することができること。
 - (4) 意見を聴かれる権利 次のアからウまでに定めること。
 - ア 必要な情報を得て、意見を表明することができること。
 - イ 表明した意見が尊重されること。
 - ウ 多様な社会的活動に参画することができること。
 - (5) 守られる権利 次のア及びイに定めること。
 - ア 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動(以下「暴力等」という。)から保護されること。
 - イ 暴力等による被害を受けた場合に、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができること。
 - (6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利 次のア及びイに定めること。
 - ア 子ども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無その他の属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。
 - イ その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。
- 2 何人も、前項の子どもの権利を尊重しなければならない。



(暴力等の禁止等)

第5条 何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、何人も、子どもに対して、不当な差別的取扱いその他の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割**(区の責務)**

第6条 区は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護し、又は養育する子どもの意見を聴き、これを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、その監護し、又は養育する子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保に努めるものとする。

(子ども関係施設等の役割)

第8条 子ども関係施設及びその職員は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 子ども関係施設及びその職員は、子どもの意見を適切な方法により把握し、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。
- 3 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めるものとする。
- 4 子ども関係施設及びその職員は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第9条 区民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、子どもの意見を尊重し、子どもが社会的活動に参画する機会を確保するとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

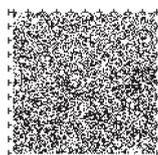
(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等**(子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証)**

第11条 区は、子どもの権利の保障に関する施策についての計画を定めるものとする。

- 2 区は、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について検証し、改善を図るものとする。



- 3 第1項の規定による計画の策定及び前項の規定による検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(相談体制の整備)

第12条 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力等の防止等のための措置)

第13条 区は、暴力等の防止、暴力等を受けた者等に対する相談の実施及び暴力等を受けた者の救済のために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第14条 区は、子どもの年齢及び発達の状態、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見表明等)

第15条 区は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

3 区は、子どもがその年齢及び発達の状態に応じて多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動及び支援)

第16条 区は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

2 区は、子どもの権利について、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(子ども等に対する支援等)

第17条 区は、子どもの年齢及び発達の状態、その置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、子ども及びその保護者が地域社会から孤立することのないよう、地域において子ども及びその保護者を見守るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、子ども関係施設が実施する子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(関係者相互の連携の確保)

第18条 区は、子どもに関する施策が適切かつ円滑に行われるよう、子どもに関する施策に係る機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

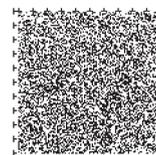
第5章 杉並区子どもの権利救済委員

(設置)

第19条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。



- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。
- (4) 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。
- 3 委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。
- 6 委員は、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、特に困難な相談又は救済の申立ての処理その他必要な場合については、合議によることができる。
- 7 区は、委員の職務の遂行について、その独立性を尊重するとともに、必要な体制の整備等の協力及び援助を行わなければならない。

(解嘱)

第20条 区長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

- 2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(責務)

第21条 委員は、基本理念にのっとり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重して職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。
- 3 委員は、関係機関等との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 6 委員は、自己に関係のある事案については、その職務を行ってはならない。

(相談及び救済の申立て)

第22条 何人も、子どもの権利について、委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができる。

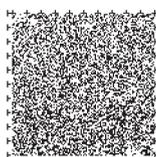
(調査及び調整)

第23条 委員は、前条の規定による救済の申立てがあった場合その他必要があると認めた場合には、その内容について調査を行うものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合においては、この限りでない。

- 2 委員は、救済に係る子ども又はその保護者からの救済の申立てに基づき前項の調査を行う場合を除き、調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、その子どもの生命及び心身を守るために必要がある場合において、その子どもが置かれている状況等を考慮し、同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。
- 3 委員は、調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、調査を打ち切ることができる。
- 4 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、必要な調整を行うことができる。

(要請)

第24条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、是正の措置を講ずる



よう要請することができる。

- 2 区は、前項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。
- 3 区は、第1項の規定による要請を受けたときは、委員に対し、是正の措置の状況を報告しなければならない。
- 4 区以外の者は、第1項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応するよう努めるものとする。

(活動状況の報告及び公表)

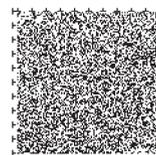
第25条 委員は、毎年度、その活動の状況について、区長に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第6章 委 任

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項第1号から第3号まで及び第22条から第24条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 略



「子どもワークショップ」で作成した「子どもの権利広報誌」や
みんながデザインした「子どもの権利」なみすけ

広報 なみすけ

子どもワークショップ
(シーズン3)

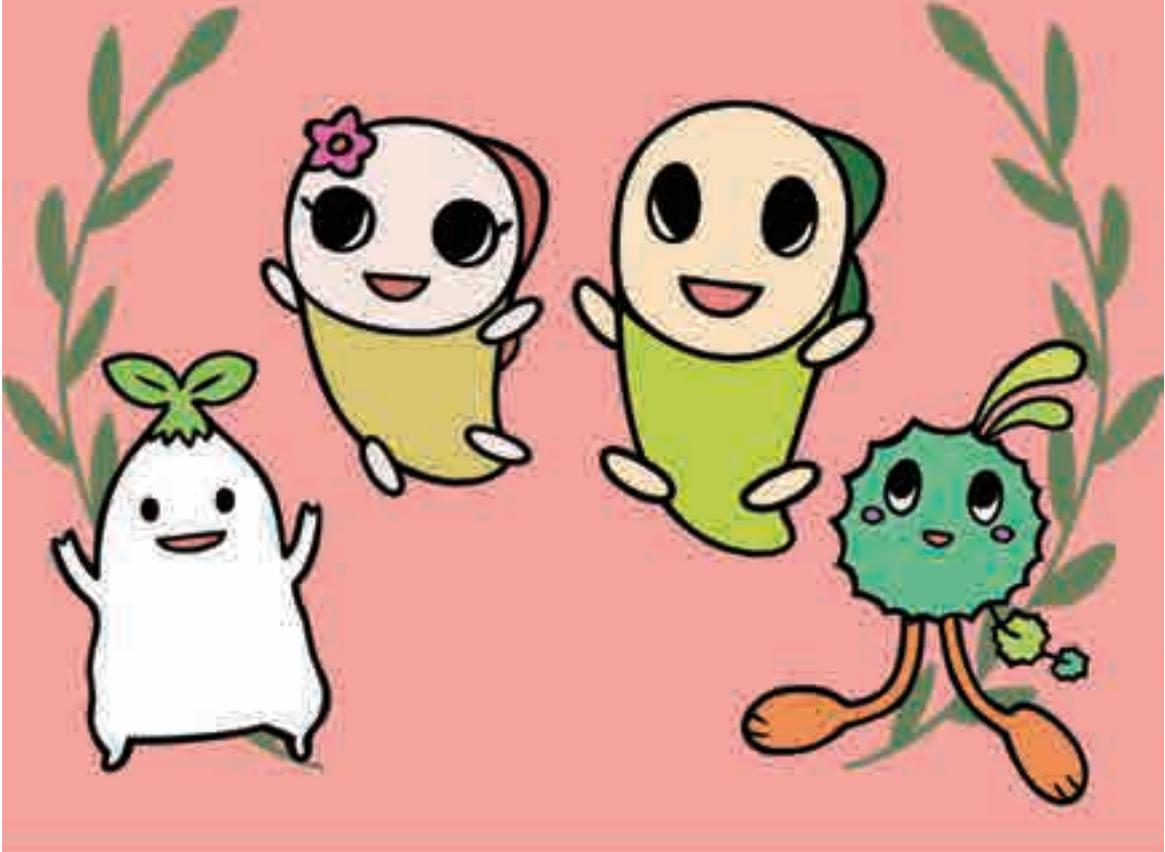
Namisuke

みどり豊かな 住まいのみやこ

12/15
令和6年(2024年)
No. 1

特集

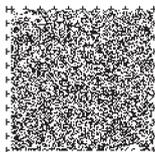
子どもの権利を広めよう



☎166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎3312-2111(代表) 無区ホームページ<https://www.city.sugahara.tokyo.jp/>

 子どもワークショップ(シーズン3)は、令和5年10月から12月まで全3回シリーズで、「(特集) 特集子どもの権利に関する条例」の制定に向けて、「条例に込めたい願い」や「子どもの意見表明の場」について、自分の意見や願いを自由に言いグループで話し合いました。参加者は小学5年生から高校生の年代の子どもが参加しています。

詳細は、
区ホームページ
(市父文化コード)
区に書くください



みんながデザインした「子どもの権利」なみすけ

安心して生きる権利



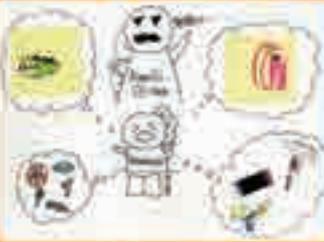
- ここにこの笑顔で、
- 安心して過ごしている様子を表現した。
- タネタにハートをもたせたところ！
- 顔を明るくして安心しているのを表現しました。

意見を聴かれる権利



- ちゃんと意見を聞いてもらえていることを絵で
- どうしたら伝えられるか工夫したところ。
- タネタが持っているメモ帳！

自分らしく生きる権利



- 不自由ななみすけが自分のやりたいことを思い
- 家が代わっていることで自分らしさを表現しました。
- 「自由しろべい」ってあってるなみすけおじさん

守られる権利



- 外の知らないことから、大人（なみすけおじさん）
- が中の子ども（なみすけ、オミー）も守っているところ
- バイバイがわいって嬉しいところ

育つ権利



- 植木鉢を大きくかいた
- 植木鉢に遊びも入れた
- なみすけが植木鉢を持つ
- ようにしておまじいイメージにしました。
- 鉢蓋をオリングにして
- 守っているようにしました。

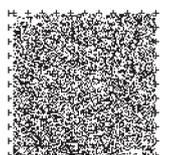
個別の必要に応じて
支援を受ける権利



- 支援は何か、なので、絵に描かれている人（なみすけ）
- へのやることを年々一つとして制作しました。
- 0人（おまじい）の絵を添えているところ

子どもWS
1シーズン3回
参加者内訳

学年	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生 の年代	高校2年生 の年代
人数	9名	12名	3名	5名	3名	1名	4名

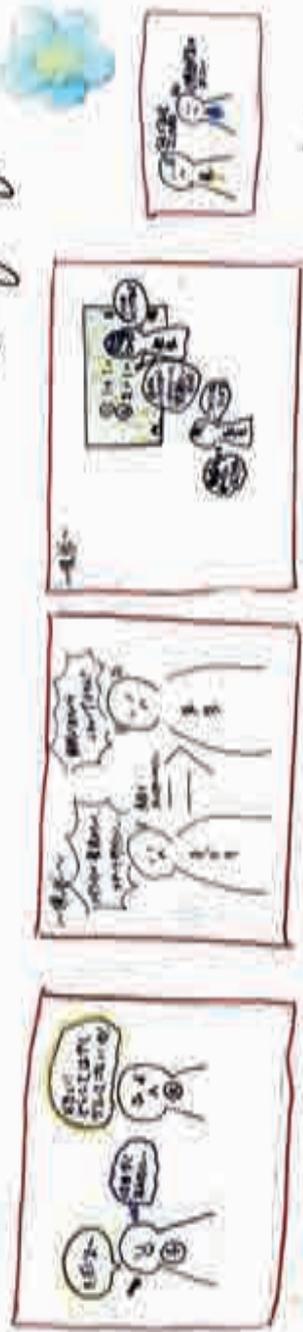


大人

子どもたちの意見を聞いてほしい!!!



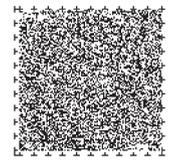
今



こうして
ほしい



子どもには、意見を聴かれる権利があります!!!



〈守られる権利〉

身近なものを守るだけではなく、
身体的な痛みから守ってもらう権利。

守られる権利が侵害されればと怒った
様々な人に相談することも大切。

〈例〉



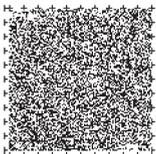
〈意見が聴かれる権利〉

「子ども参加」などを通して、自分の
思いを他の人に伝えることが
できる権利。

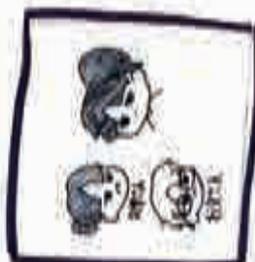
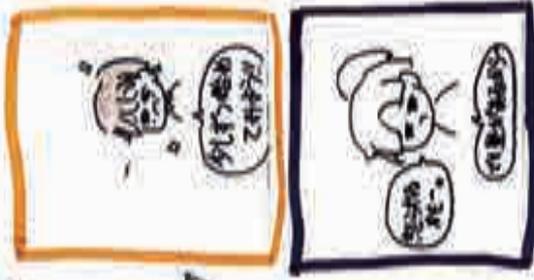
〈例〉



子どもにも権利があります。



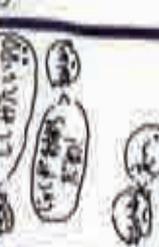
〈自分らしく生きる権利〉



〈安心して生きる権利〉

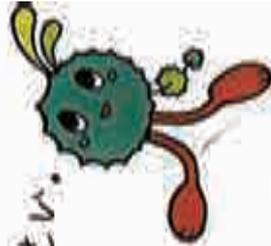


〈意見を聴かれる権利〉

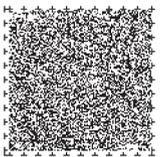


女子なことができない

〈私たちからの提案〉
 これを見てあなたたちはどう思いますか。
 いまBさんのよき家庭の方が多いと思います。
 このよき現状は次世代にも続いていけるように
 親が子どもたちの権利を尊重し、
 あなたも自分事のために考えてください。



7班



【杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査】(抜粋)

I. 調査の概要

○調査の目的

この調査は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定されている第三期子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる検討にあたって必要とする、地域の子育てに関するニーズ及び利用状況の調査、現状の分析及び課題の整理並びに必要となる資料の作成を行うことを目的に実施しました。

○調査対象

①就学前の児童が属する世帯 4,800票/回収数 2,378票/回収率 49.54%

②小学生の児童が属する世帯 4,800票/回収数 2,474票/回収率 51.54%

※①②とも各歳児800票

○調査期間

令和6年(2024年)1月17日(水)～2月13日(火)

○調査方法

郵送配布、郵送回収又はインターネットからの回答

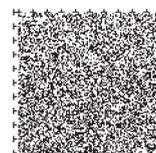
II. 結果の概要

就学前児の結果概要 (P126～145)

小学生の結果概要 (P146～160)

※本調査報告書(全体版)については、区公式ホームページに掲載しています。

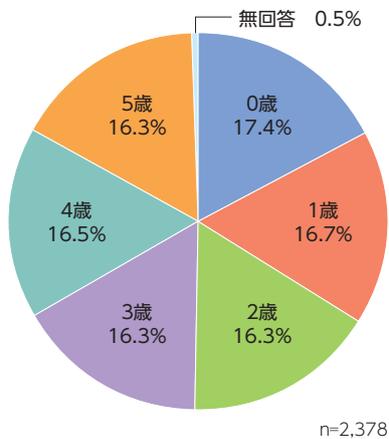
以下の2次元コードからご覧いただけます。



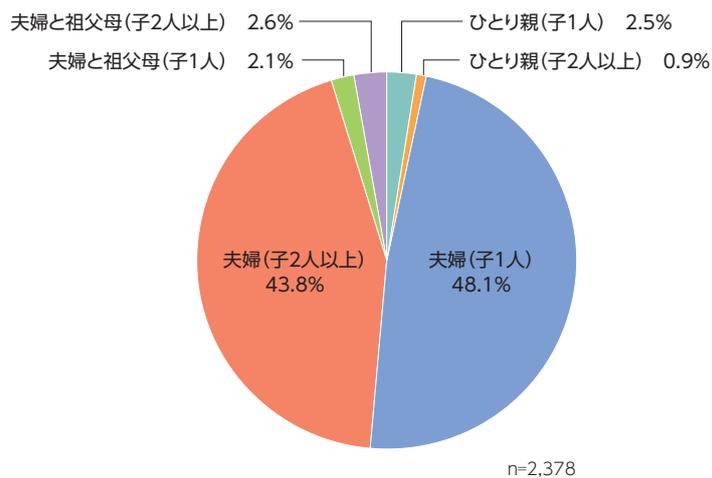
就学前児の結果概要

1 家族の状況

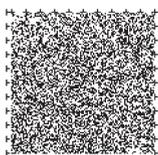
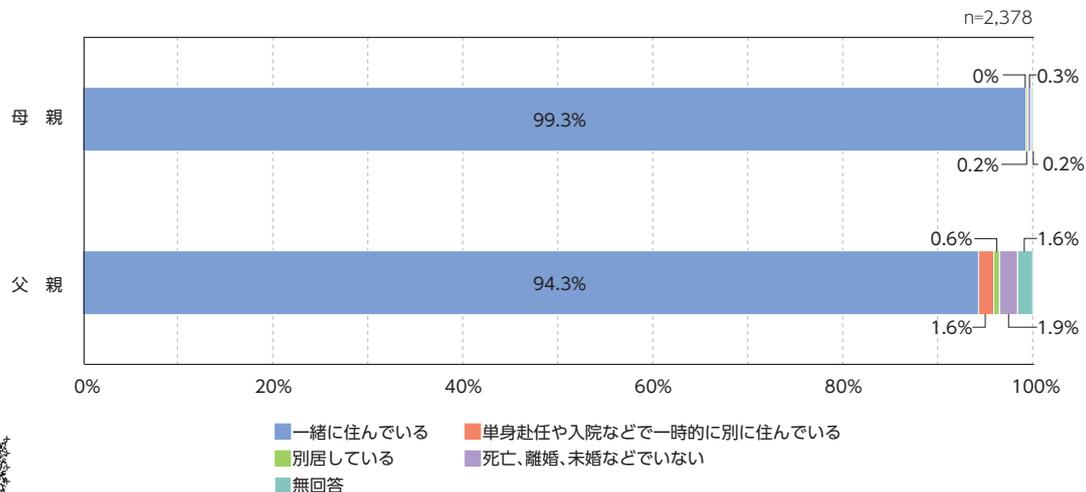
(1) 宛名の子どもの年齢



(2) 宛名の子どもの家族 (家族構成)

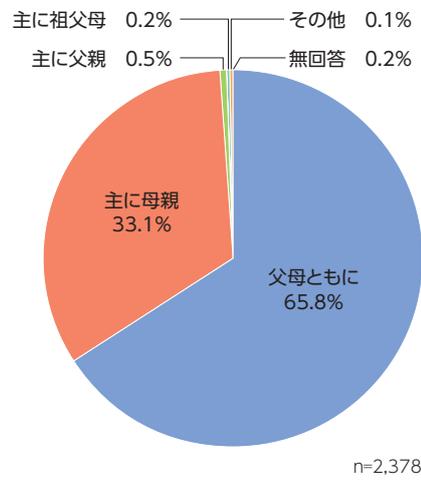


(3) 保護者の状況

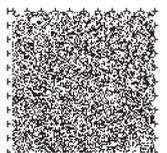
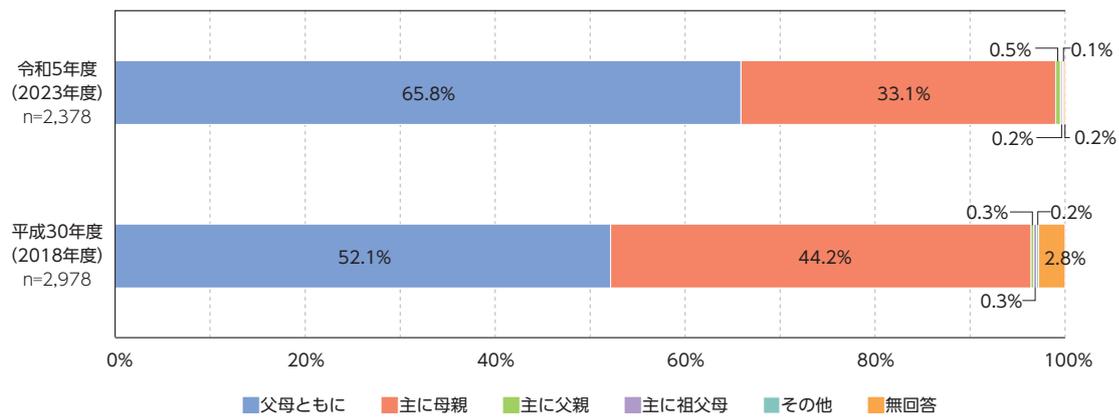


2 子育ての環境

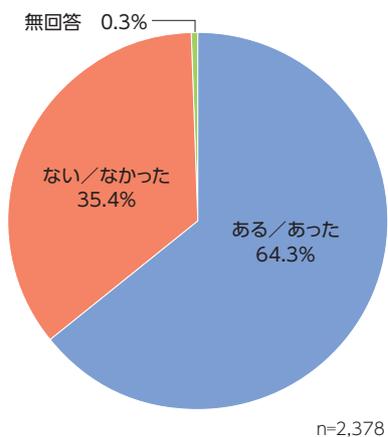
(1) 子育てを主に行っている人



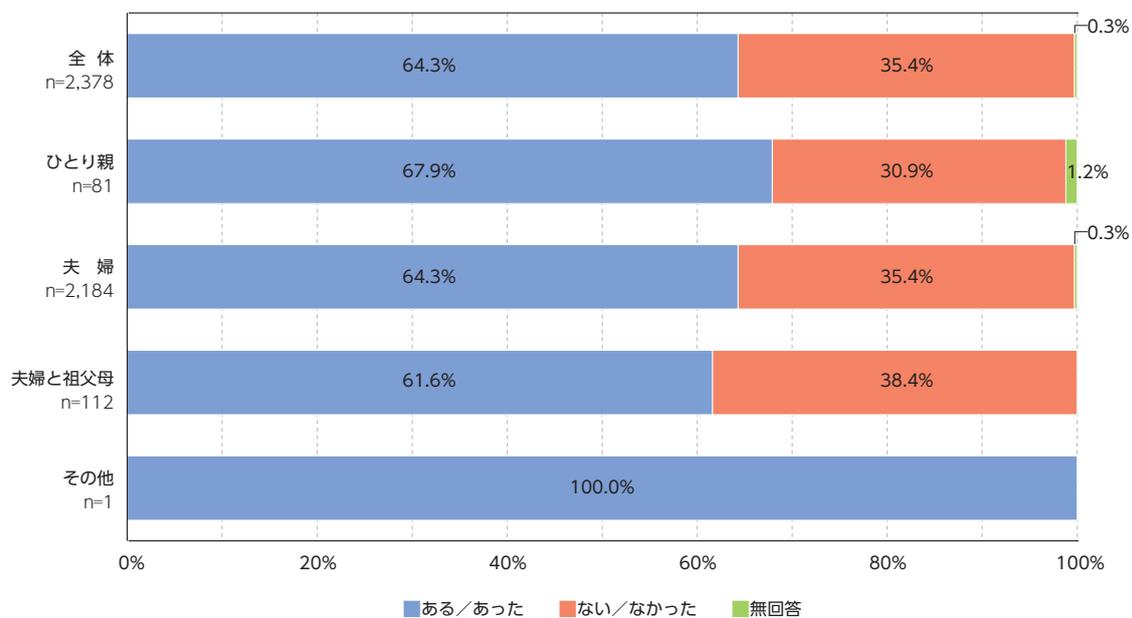
子育てを主に行っている人 (経年比較)



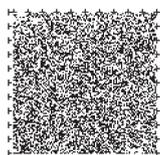
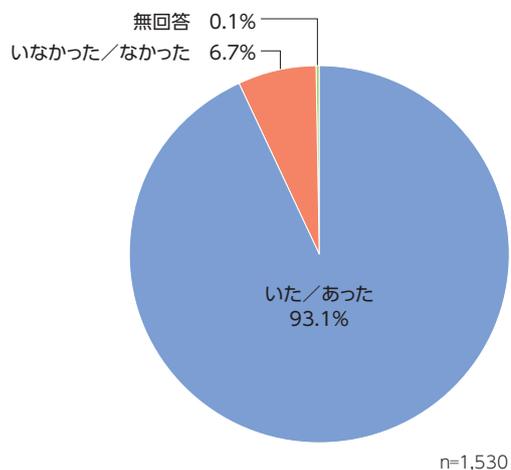
(2) 子育てをする上での心配や悩みの有無



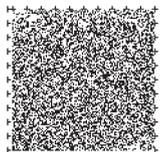
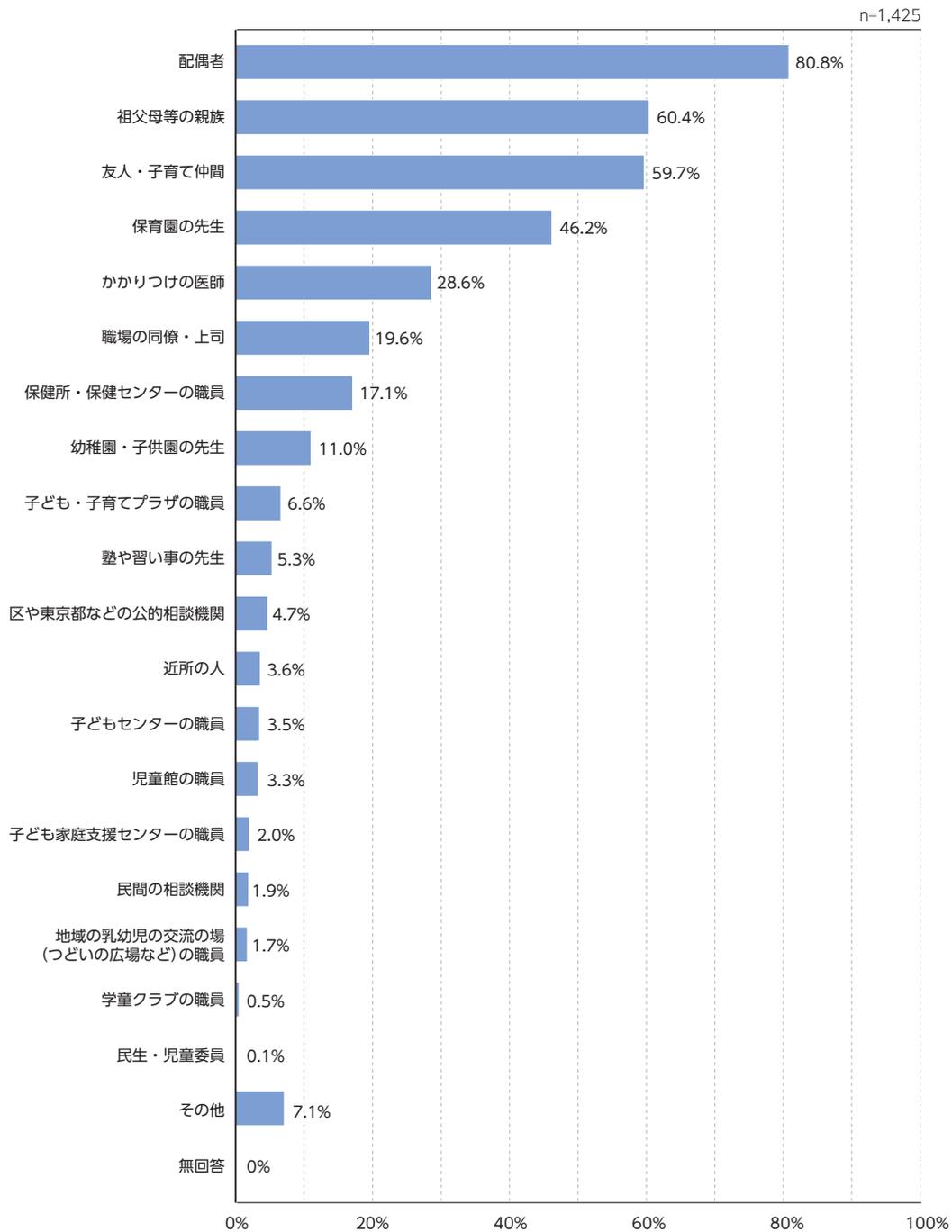
子育てをする上での心配や悩みの有無 (家族構成別)



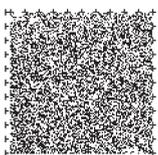
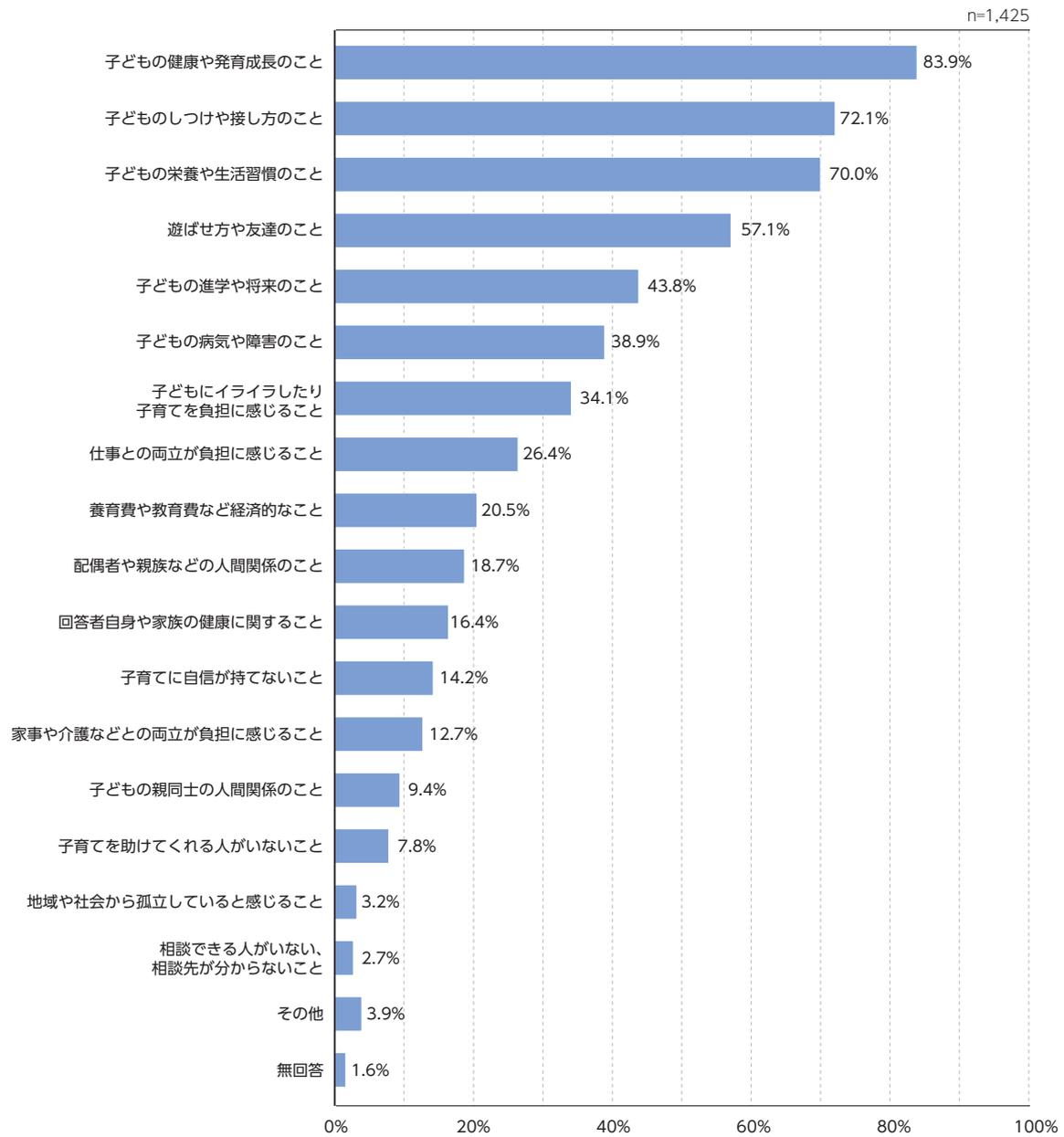
(2-1) 子育てに関して相談できる相手(場所)の有無



(2-2) 子育てに関する相談先(複数回答可)

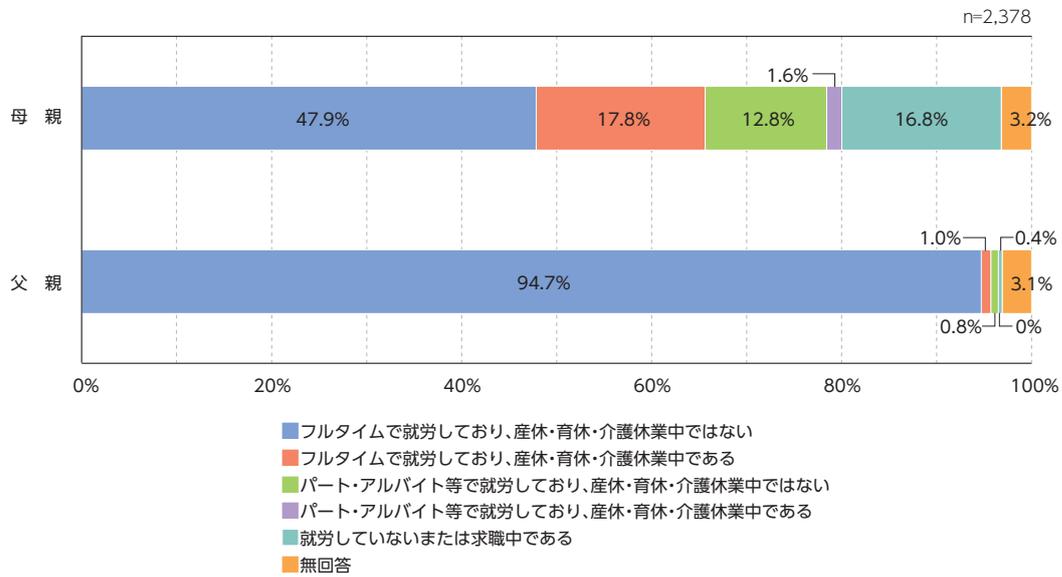


(2-3) 子育てに関して相談した内容 (複数回答可)

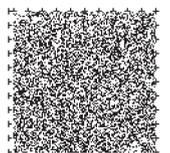


3 保護者の就労状況

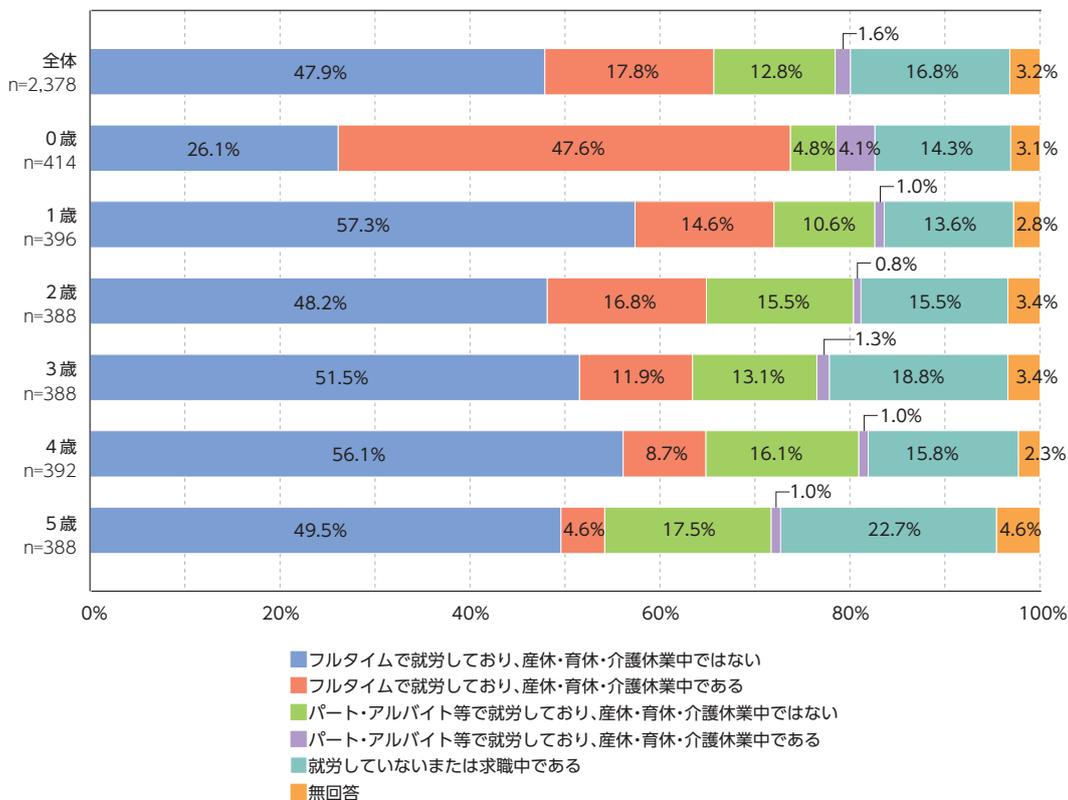
(1) 保護者の就労状況



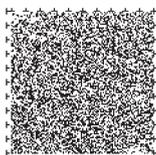
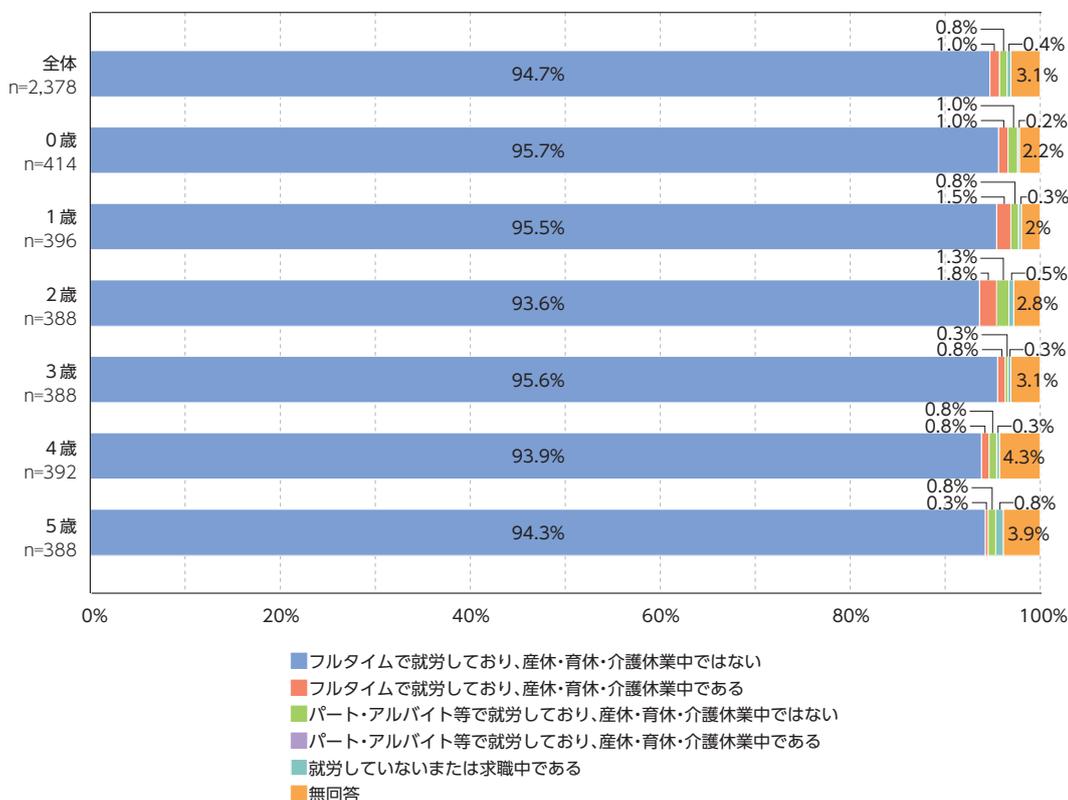
※「フルタイム」とは、1週間に5日・8時間程度の仕事をさします。
「パート・アルバイト等」とはフルタイム以外の就労をさします。



保護者の就労状況(子どもの年齢別)【母親】

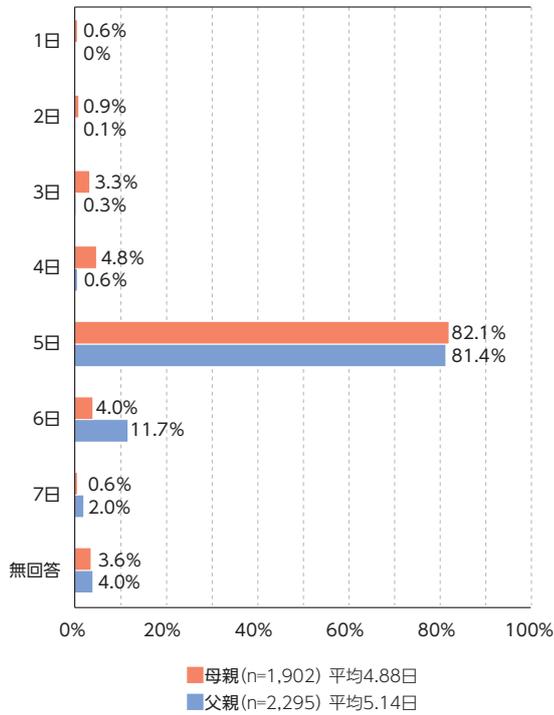


保護者の就労状況(子どもの年齢別)【父親】

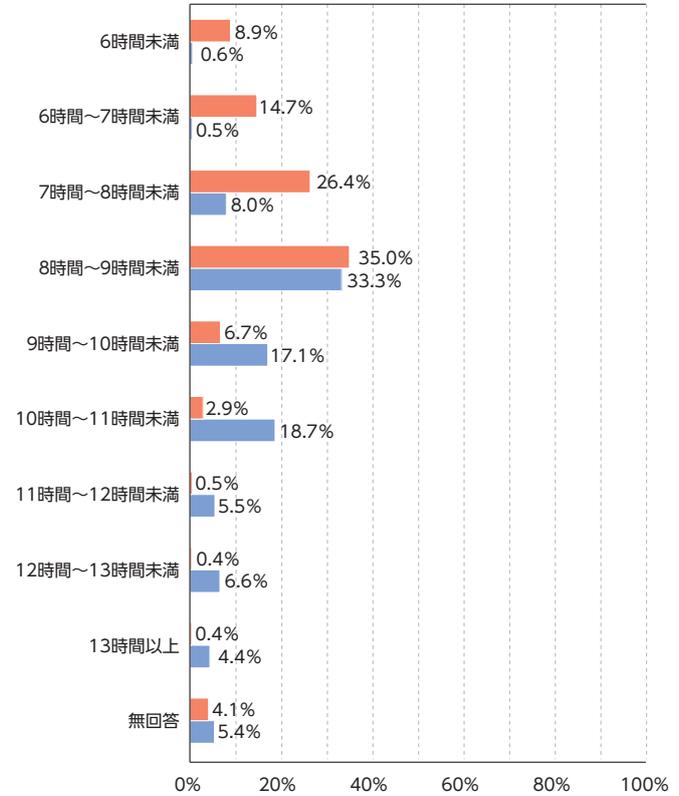


(1-1) 1週あたりの就労日数・1日あたりの就労時間数

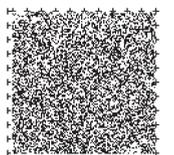
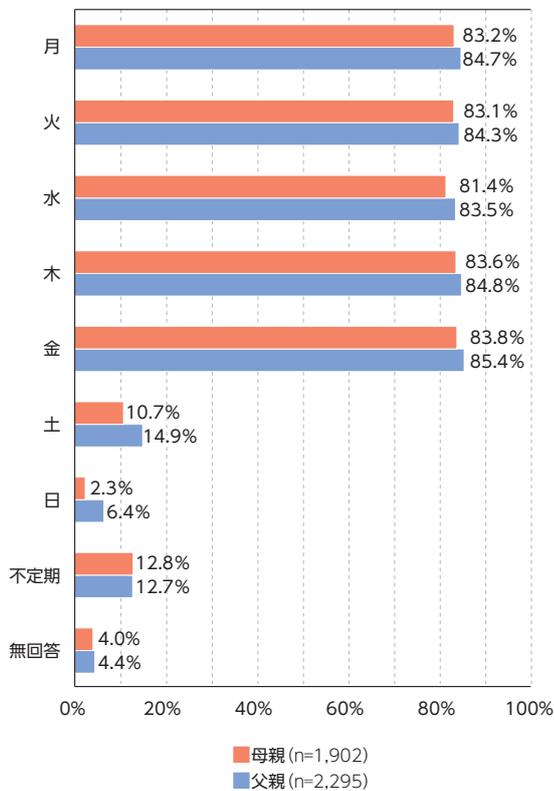
●1週あたりの就労日数



●1日あたりの就労時間数

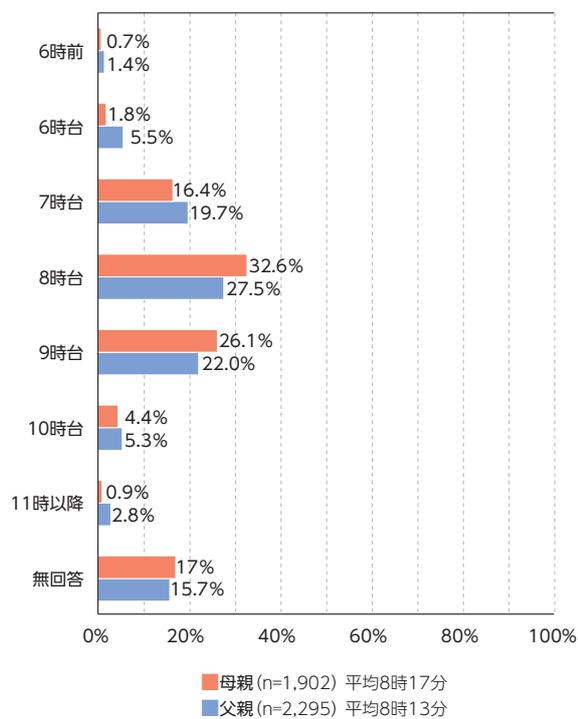


(1-2) 就労している曜日

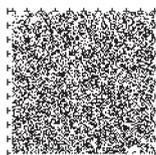
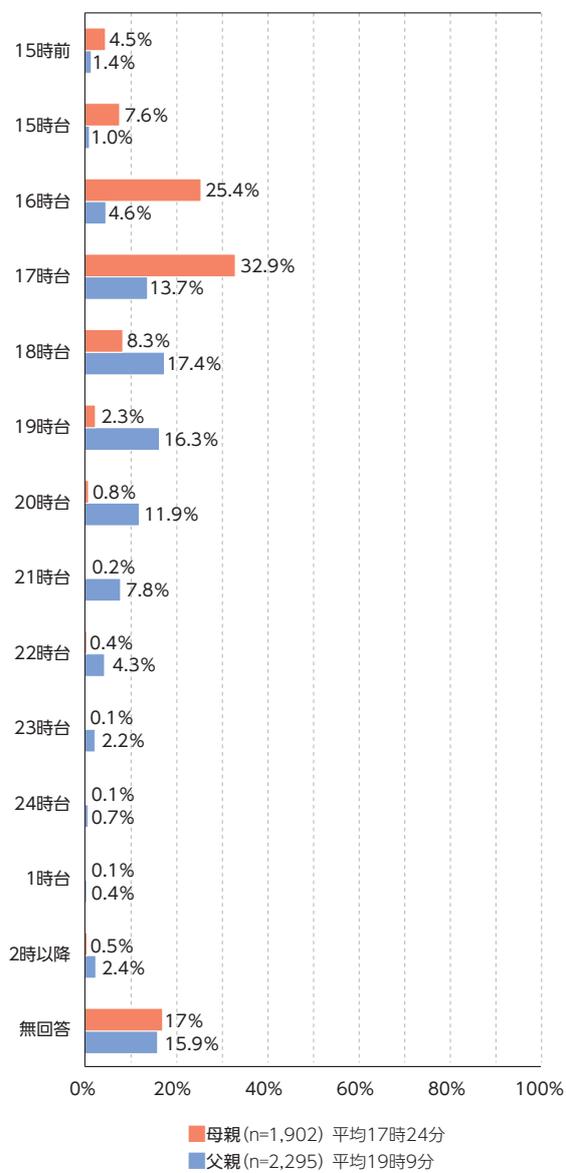


(1-3) 出勤時刻と帰宅時刻

●出勤時刻

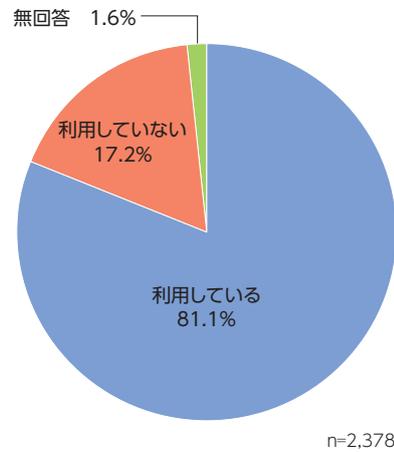


●帰宅時刻

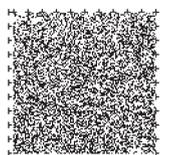
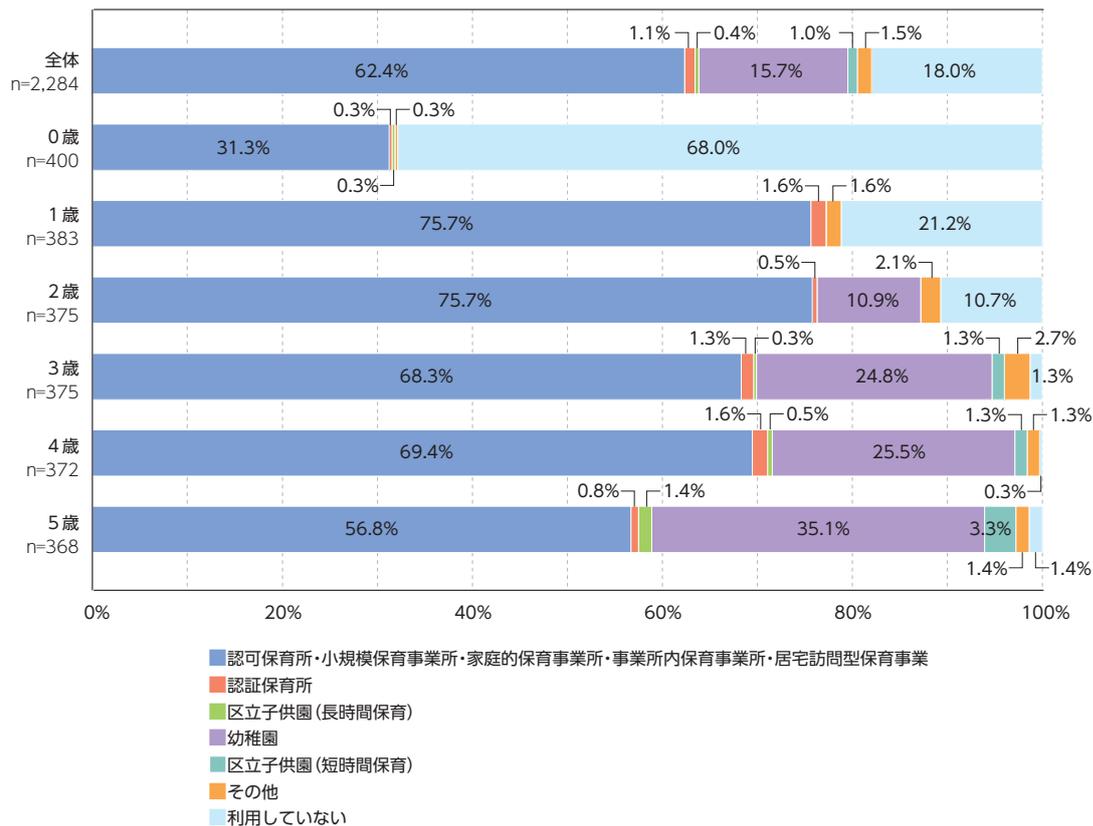


4 保育園・幼稚園等の利用状況

(1) 定期利用の状況

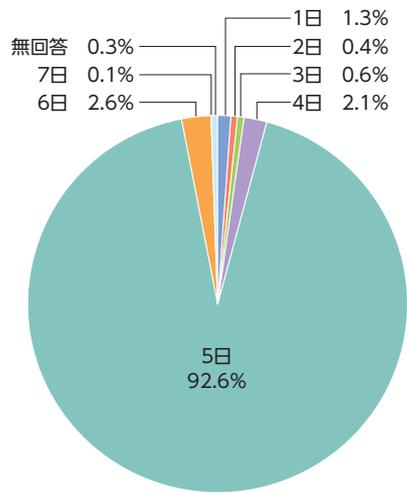


(1-1) 定期に利用している施設・事業 (子どもの年齢別)



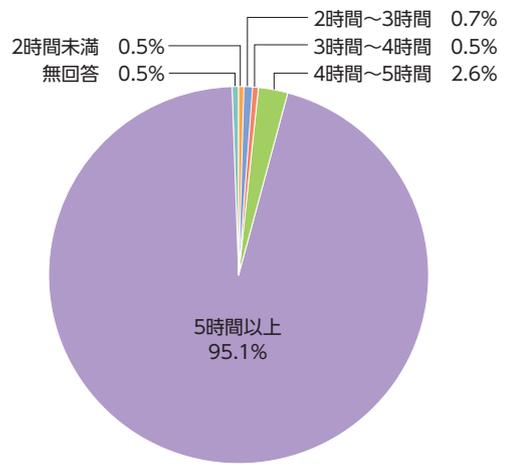
(1-2) 施設・事業の利用頻度 (利用日数・利用時間等)

● 1週あたりの利用日数



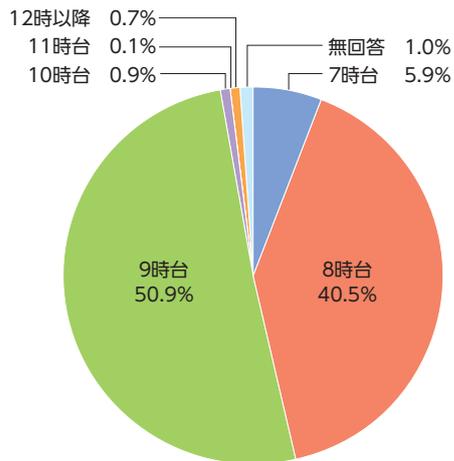
n=1,929

● 1日あたりの利用時間



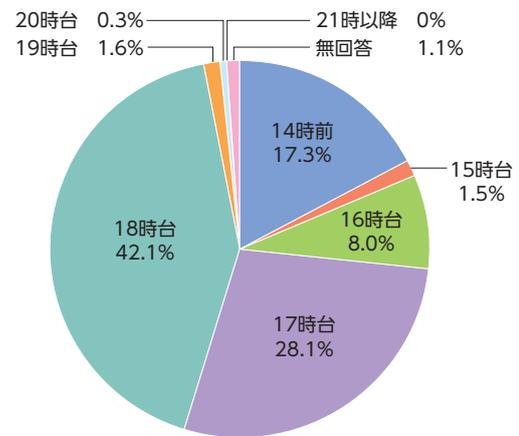
n=1,929

● 利用開始時刻

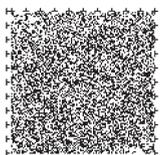


n=1,929

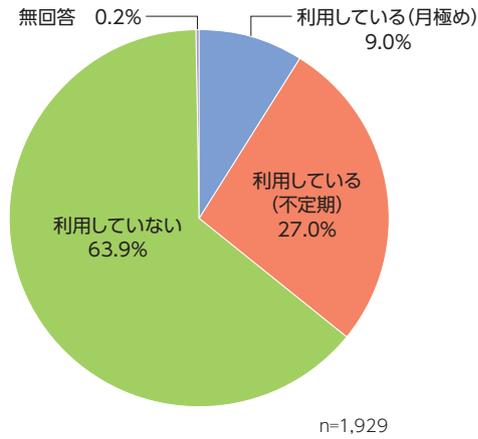
● 利用終了時間



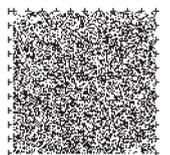
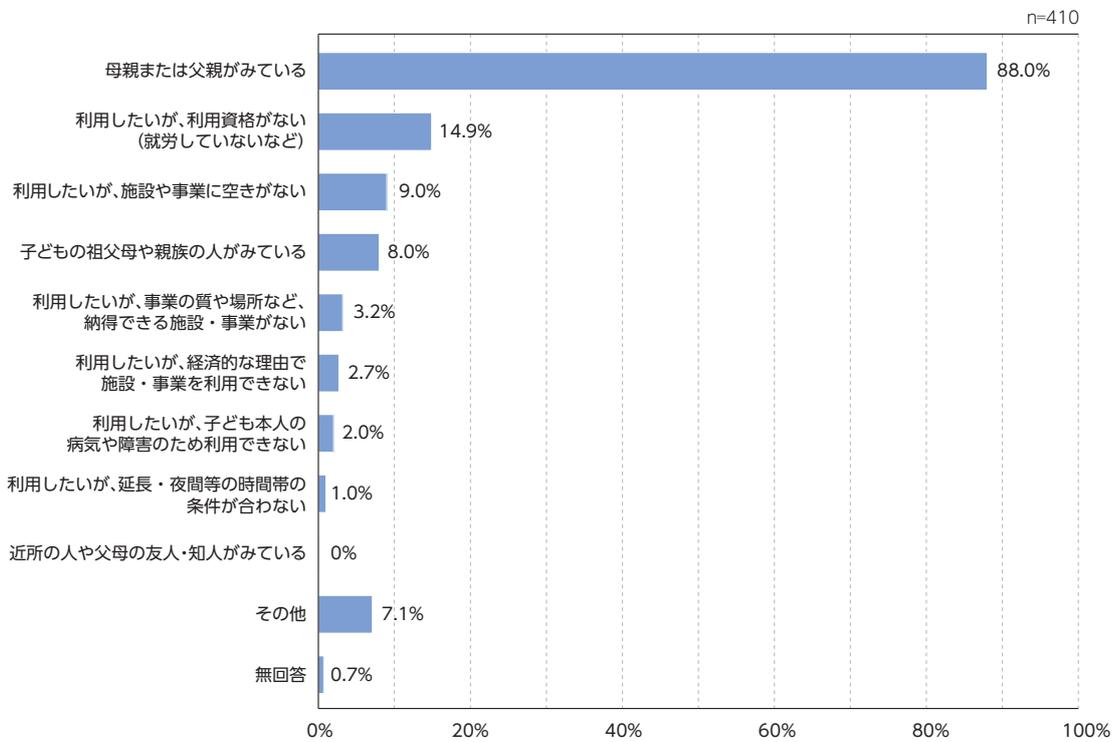
n=1,929



(1-3) 延長保育の利用状況

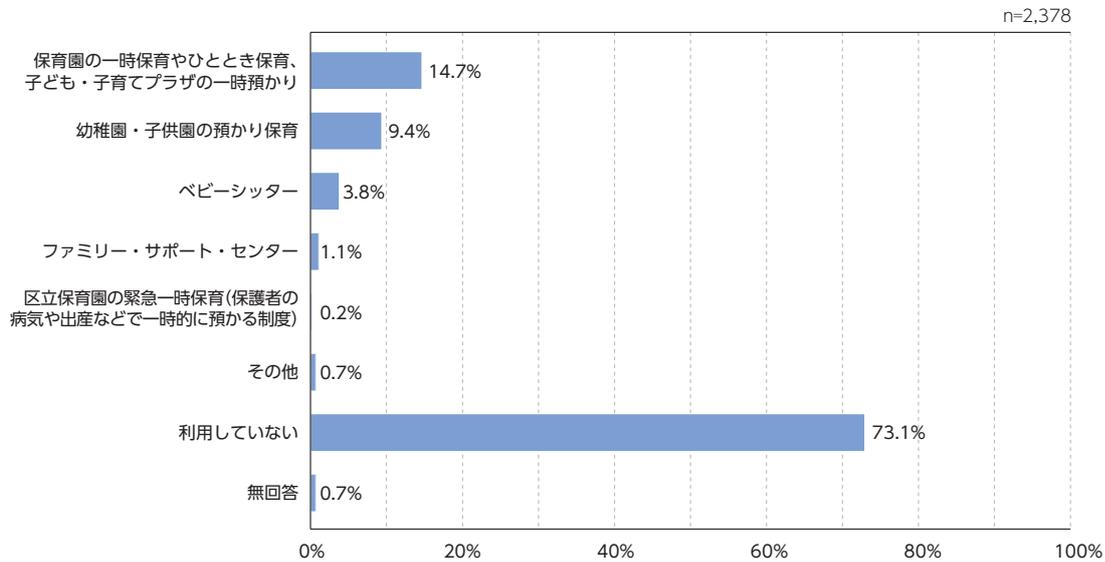


(1-4) 施設・事業を利用していない理由(複数回答可)

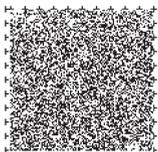
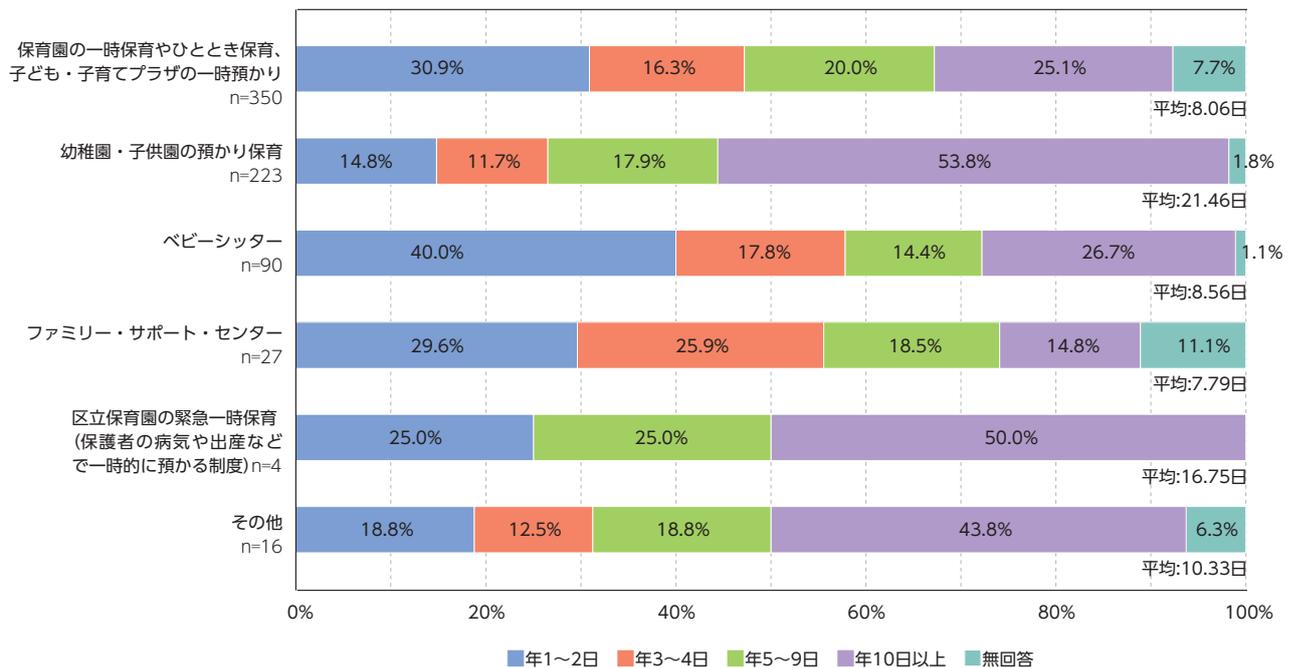


5 一時預かり等の利用状況

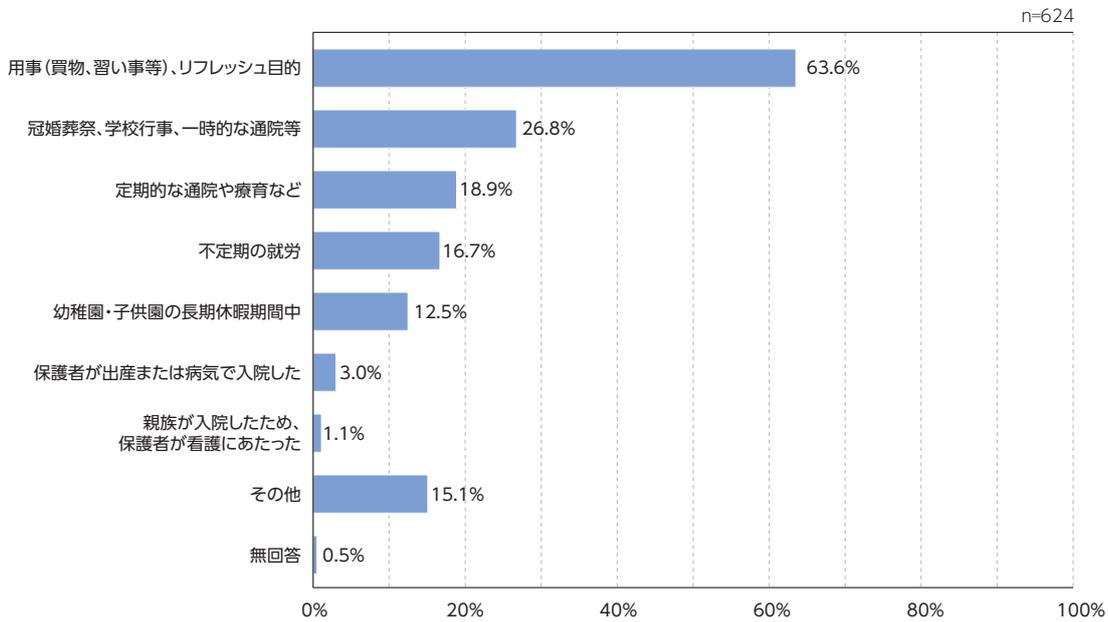
(1) 不定期に利用している預かり事業(複数回答可)



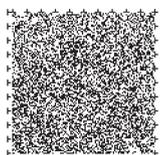
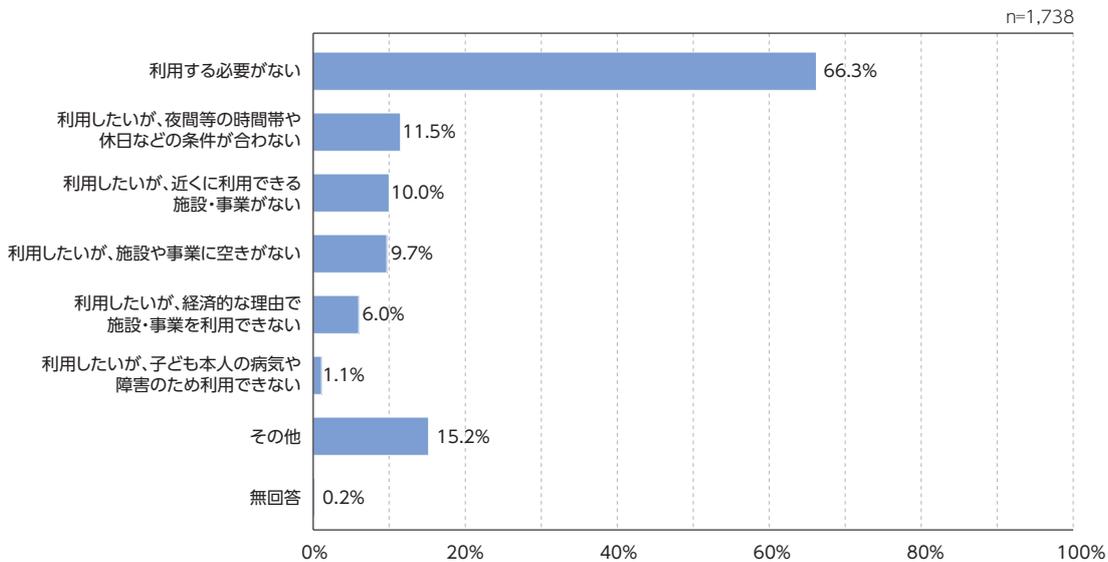
(1-1) 不定期に利用している預かり事業の利用頻度



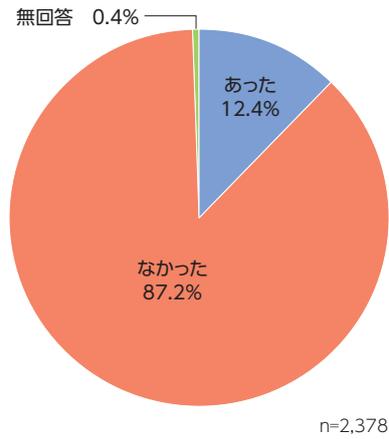
(1-2) 不定期に預かり事業を利用している理由 (複数回答可)



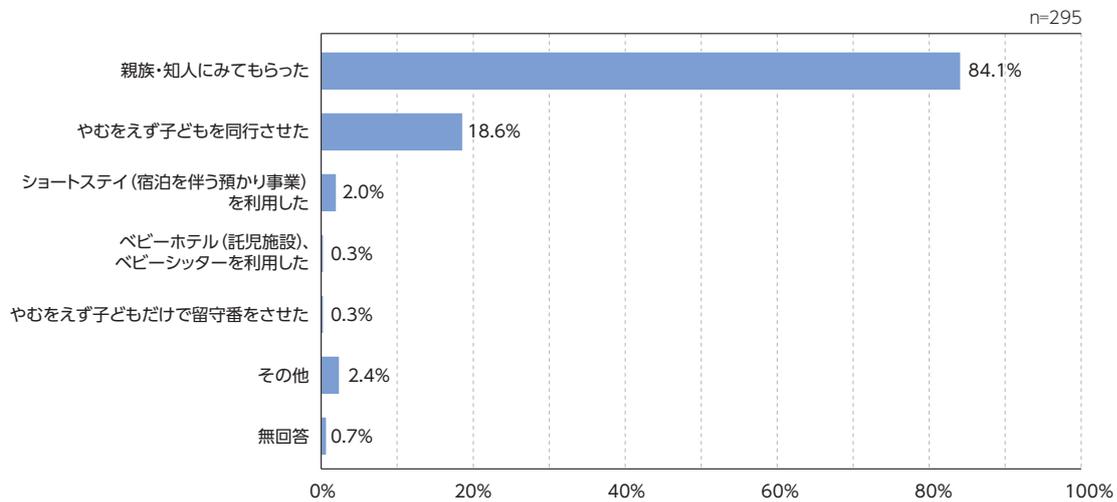
(1-3) 不定期の預かり事業を利用していない理由 (複数回答可)



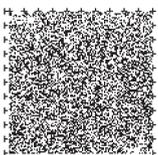
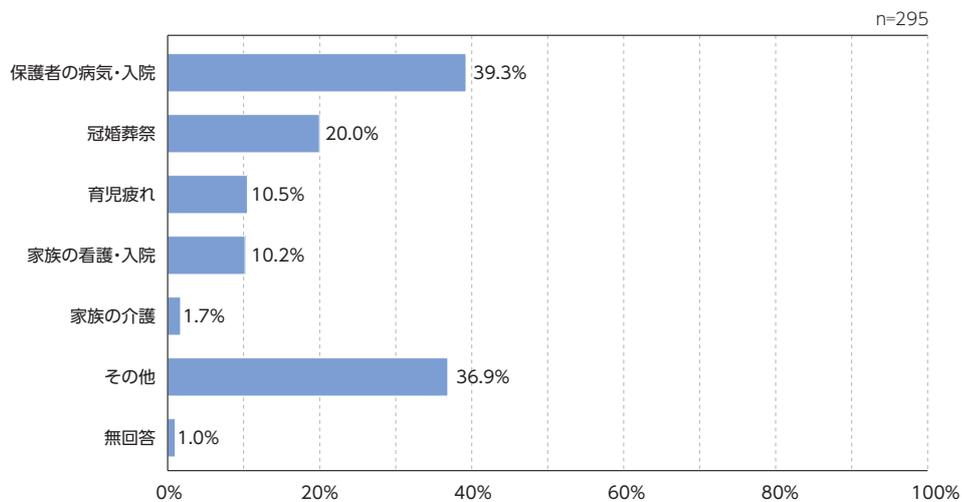
(2) 宿泊を伴って子どもを預けた経験の有無



(2-1) 宿泊を伴って子どもを預けた際の行動(複数回答可)

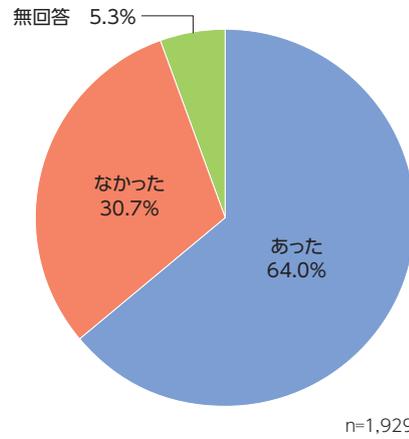


(2-2) 泊りがけで子どもを家族以外にみてもらわなければならなかった理由(複数回答可)

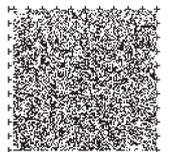
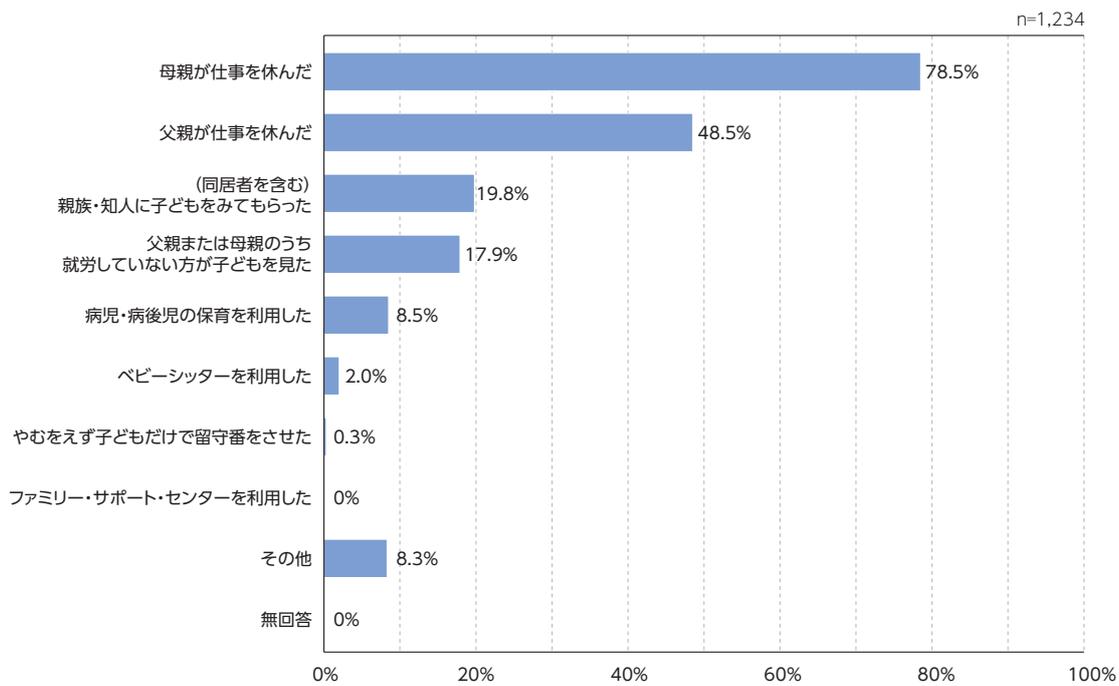


6 子どもの病気の際の対応

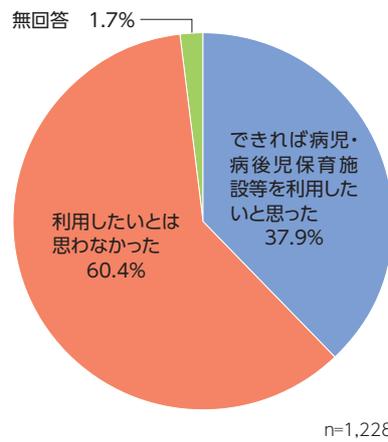
(1) 子どもの病気やけがで定期利用している施設・事業が利用できなかった経験の有無



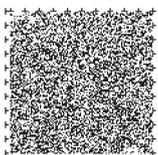
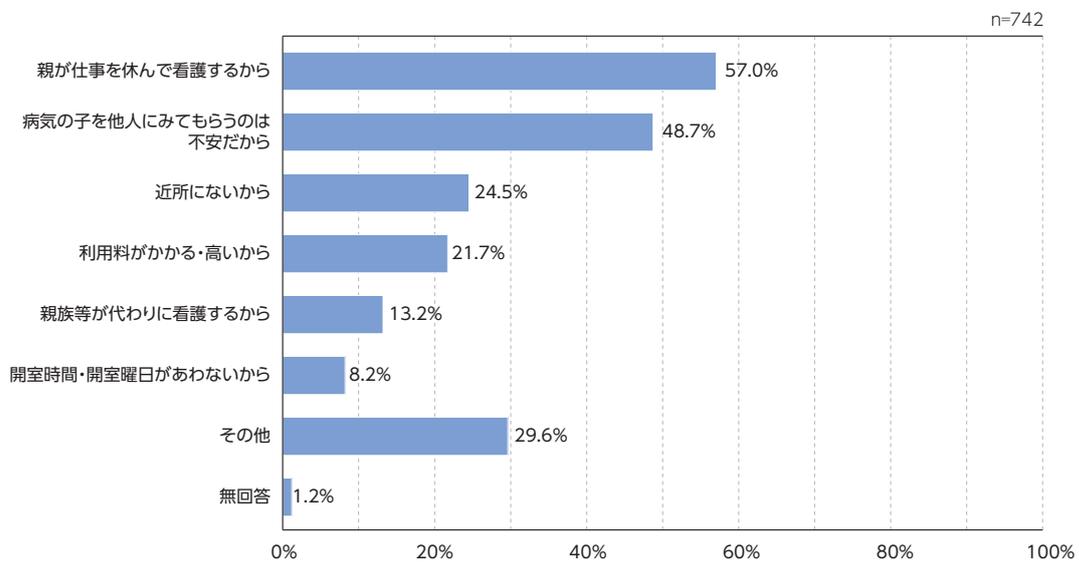
(1-1) 子どもの病気やけがで施設・事業が利用できなかった時の対応 (複数回答可)



(1-2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

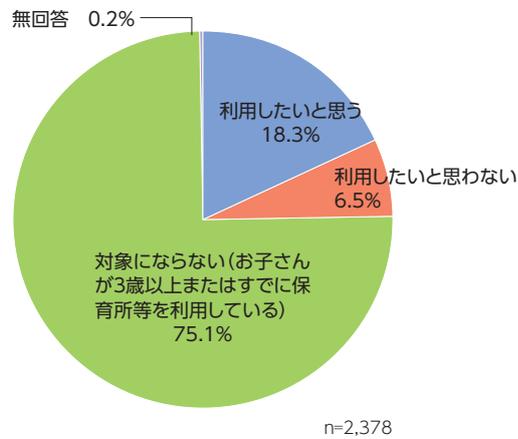


(1-3) 病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない理由 (複数回答可)

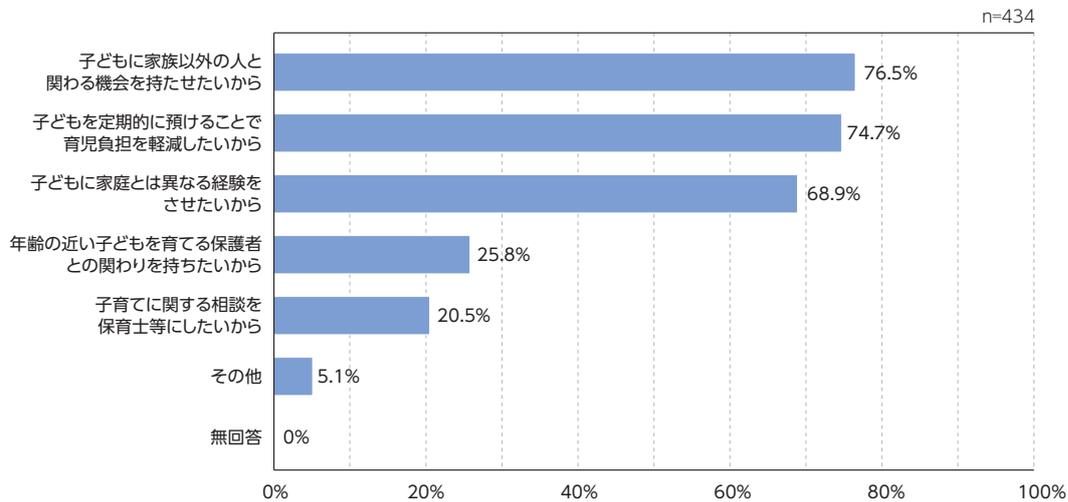


7 こども誰でも通園制度について

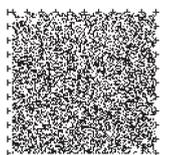
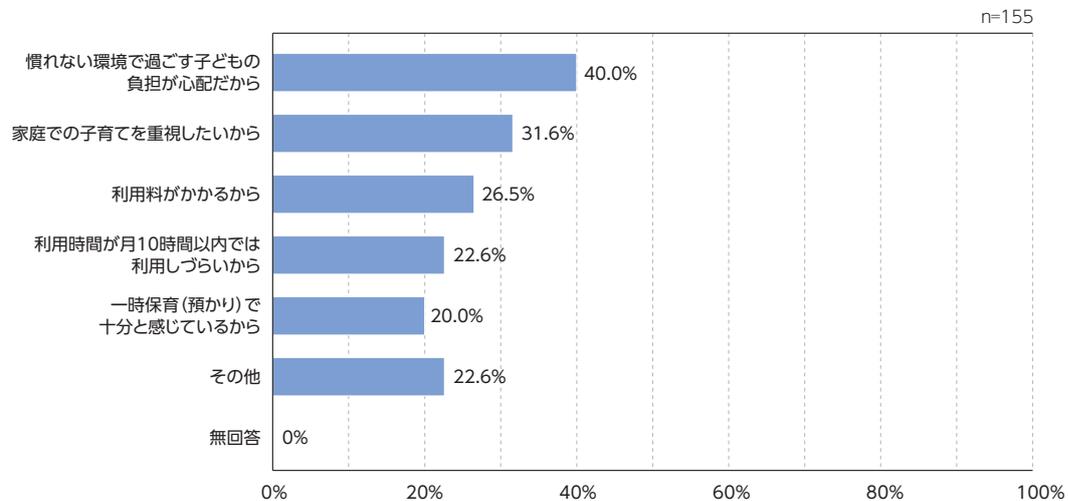
(1) 利用希望の状況



(1-1) 利用を希望する理由 (複数回答可)

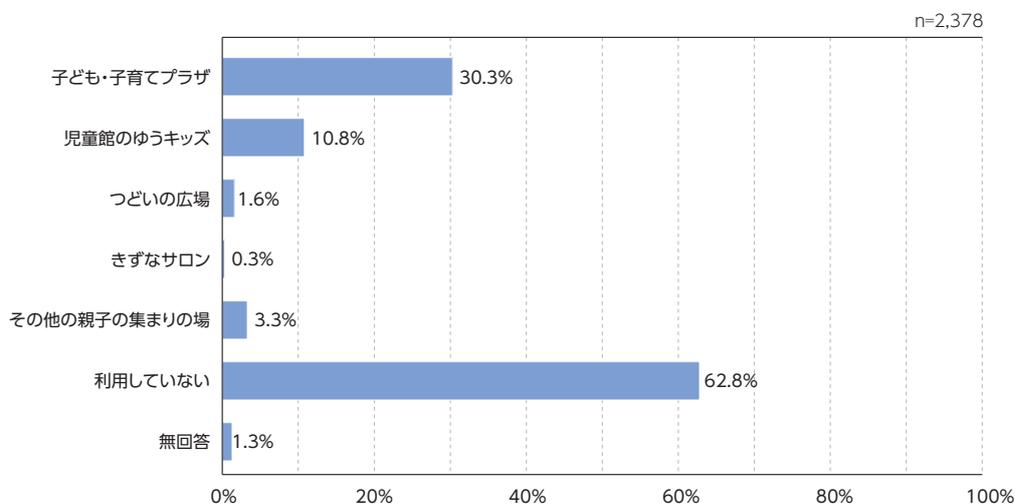


(1-2) 利用したいと思わない理由 (複数回答可)

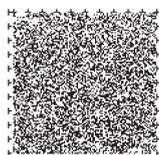
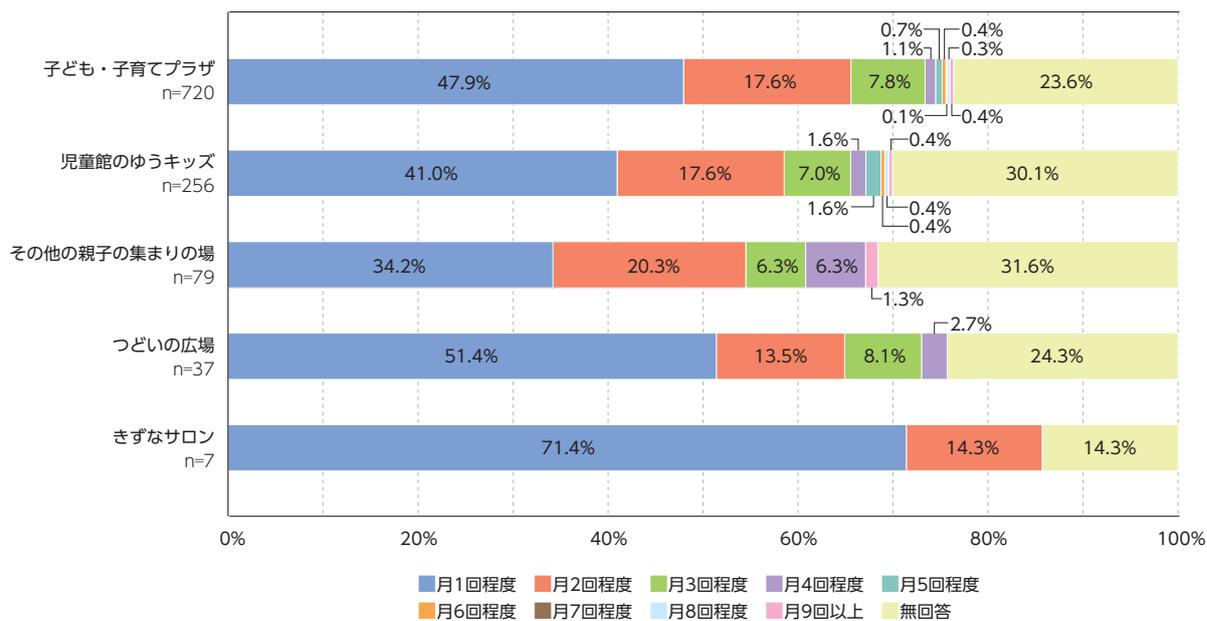


8 地域での親子の集まりの利用状況

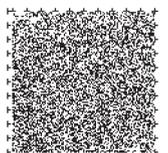
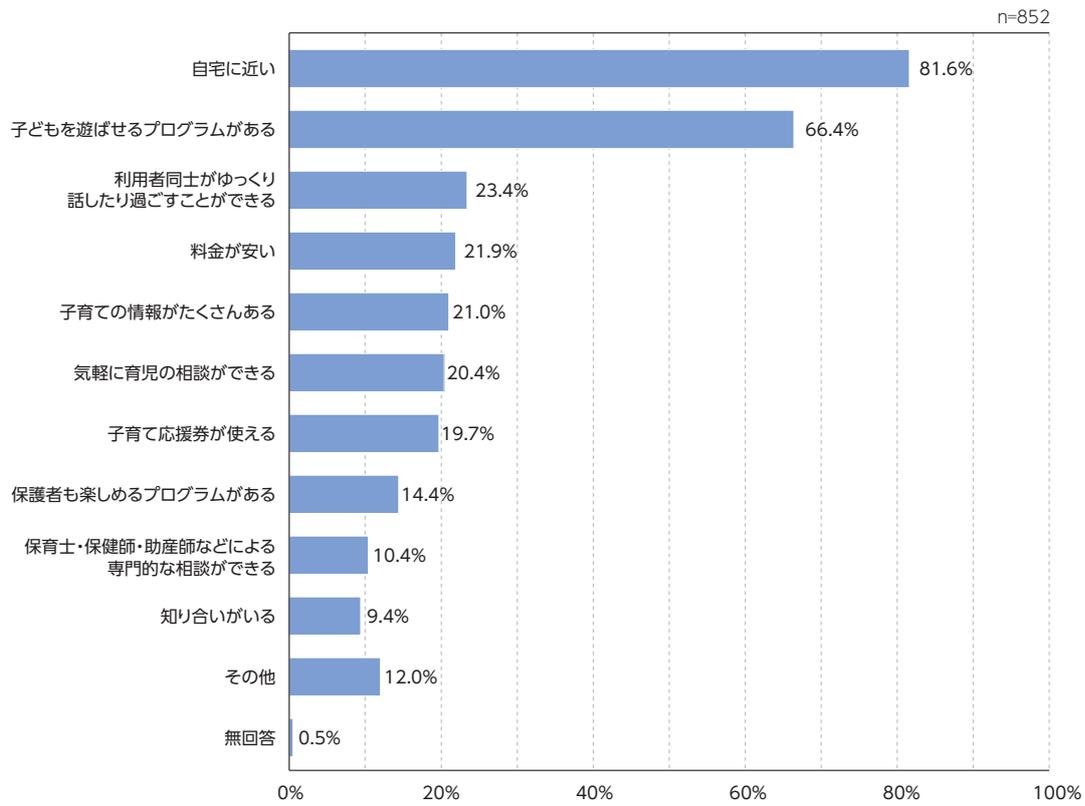
(1) 親子が集まって過ごす施設・事業の利用状況 (複数回答可)



(1-1) 親子が集まって過ごす施設・事業の1か月あたりの利用状況 (利用頻度別)



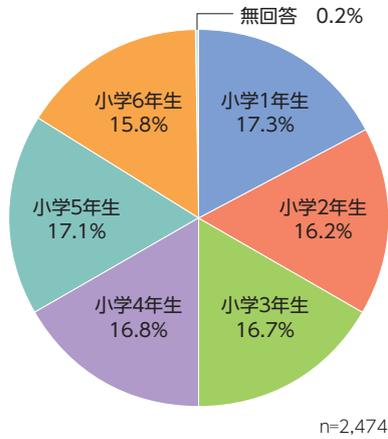
(1-2) 施設・事業を利用した際に大事だと思った点 (複数回答可)



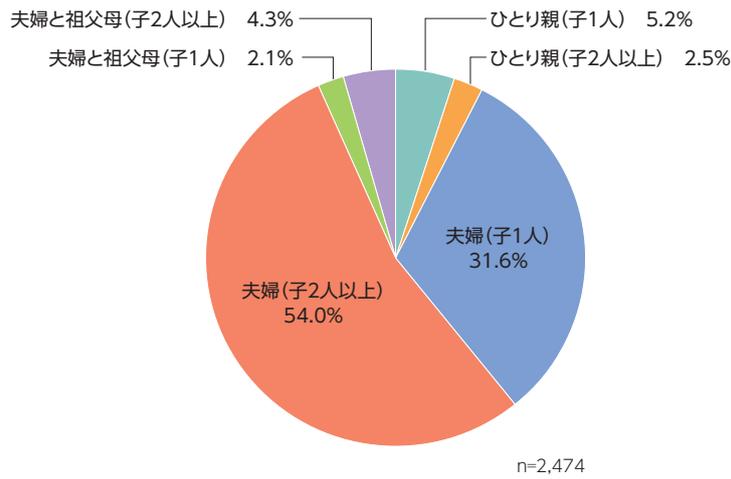
小学生の結果概要

1 家族の状況

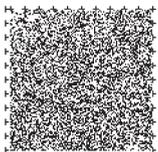
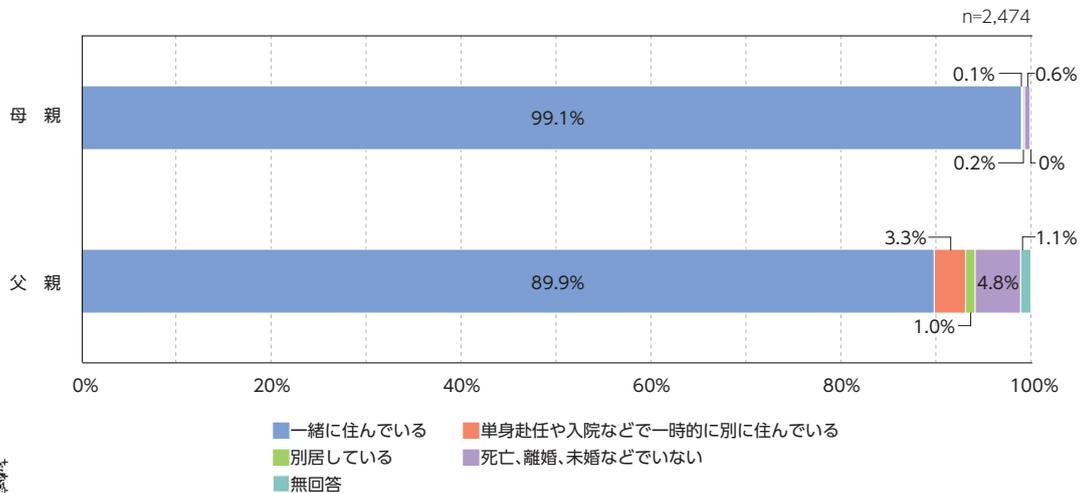
(1) 宛名の子どもの学年



(2) 宛名の子どもの家族(家族構成)

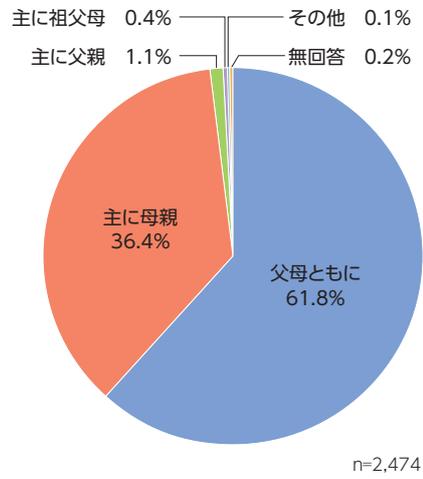


(3) 保護者の状況

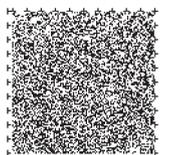
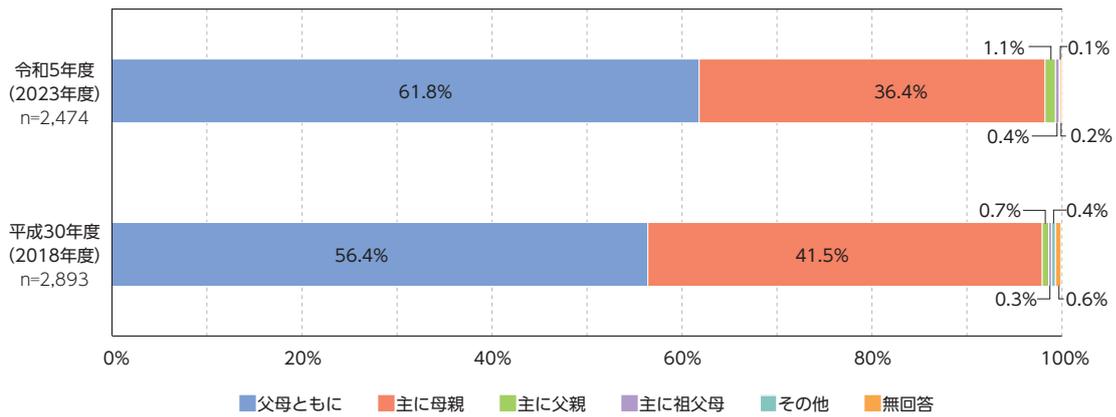


2 子育ての環境

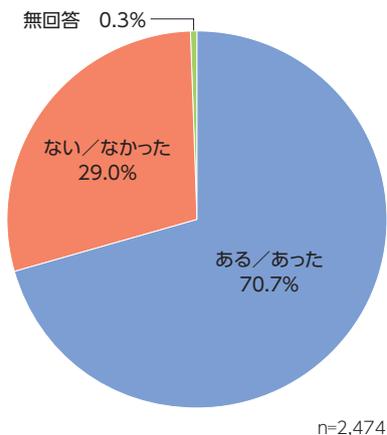
(1) 子育てを主に行っている人



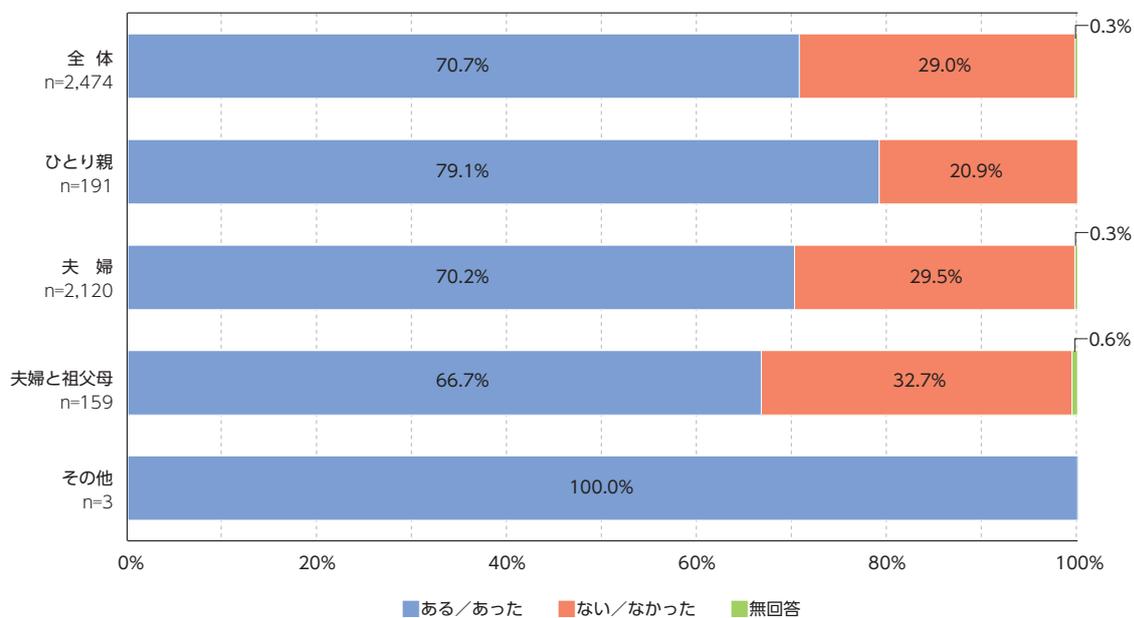
●子育てを主に行っている人(経年比較)



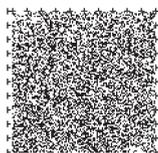
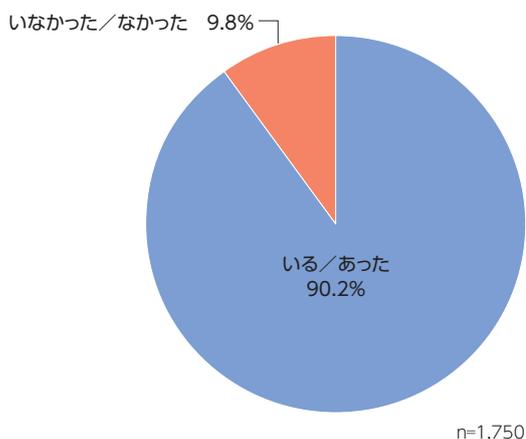
(2) 子育てをする上での心配や悩みの有無



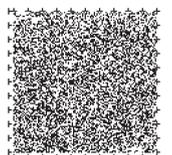
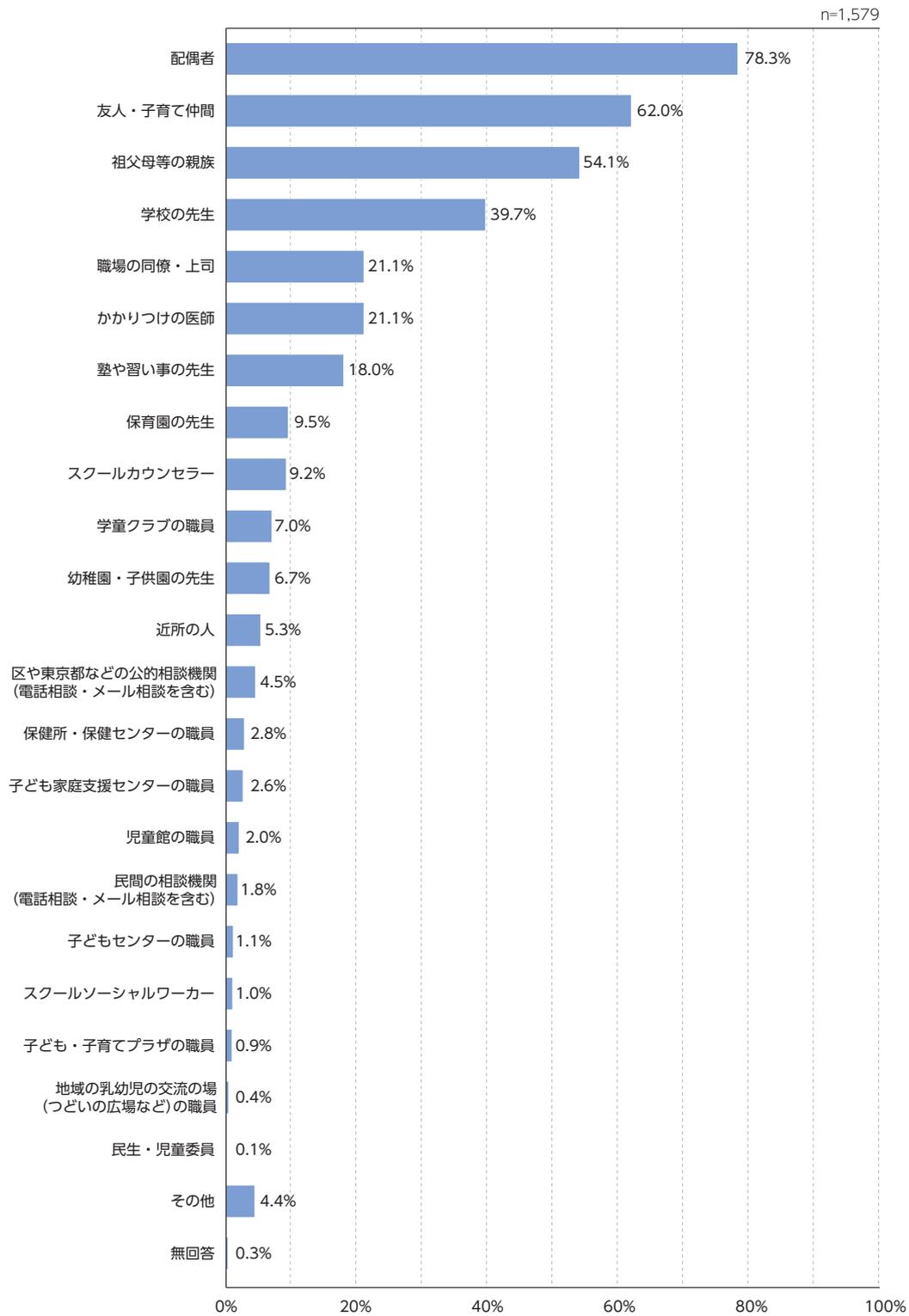
●子育てをする上での心配や悩みの有無 (家族構成別)



(2-1) 子育てに関して相談できる相手 (場所) の有無

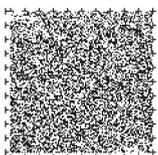
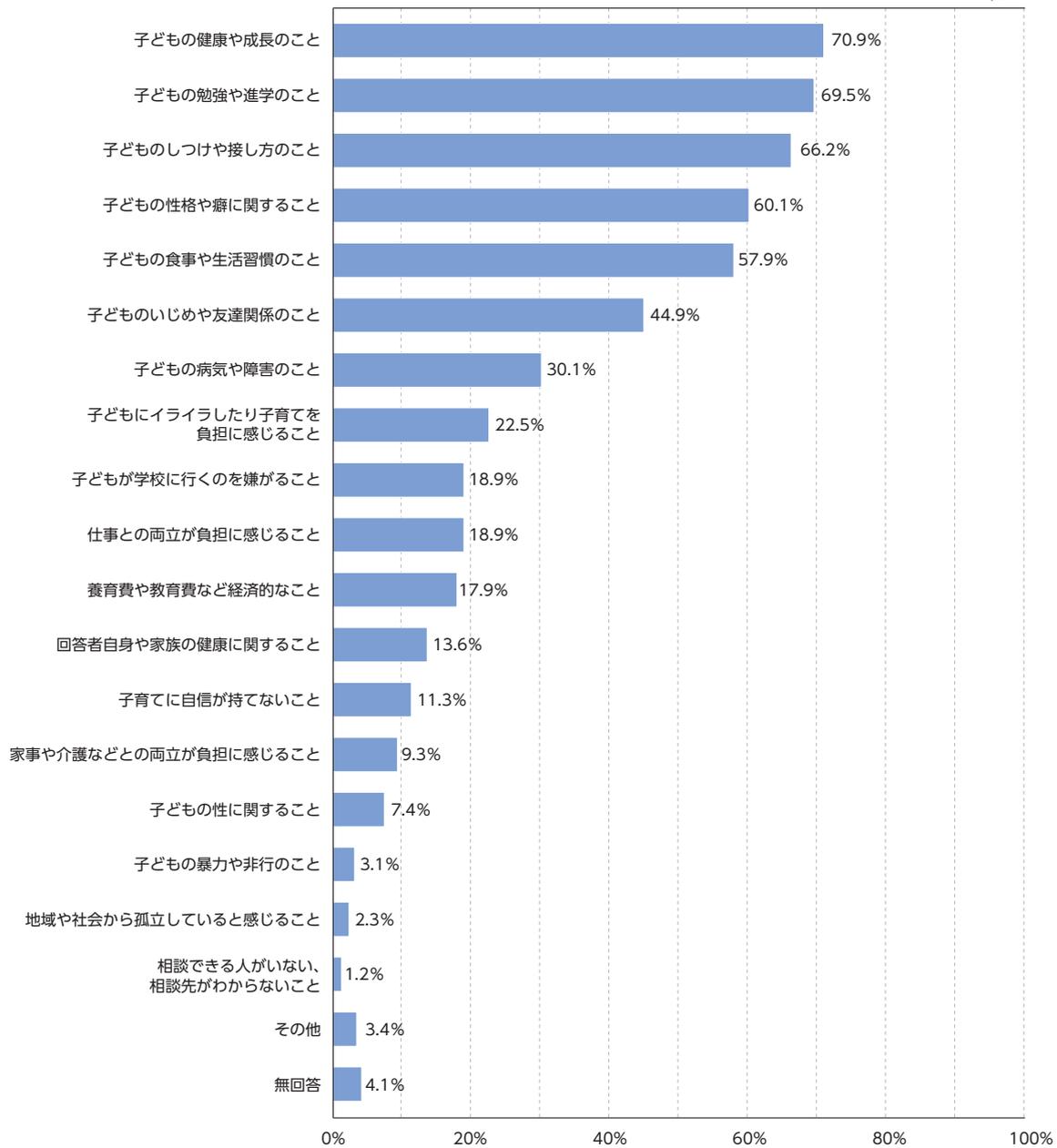


(2-2) 子育てに関する相談先(複数回答可)



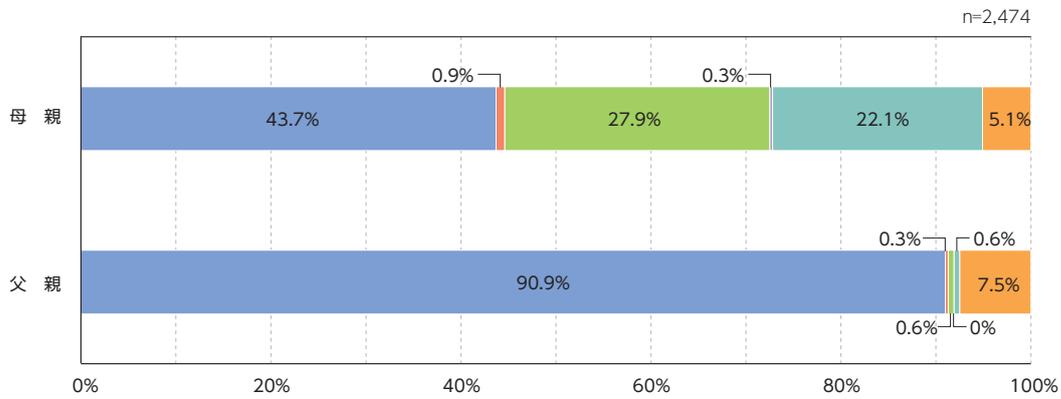
(2-3) 子育てに関して相談した内容 (複数回答可)

n=1,579



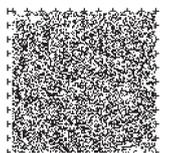
3 保護者の就労状況

(1) 保護者の就労状況

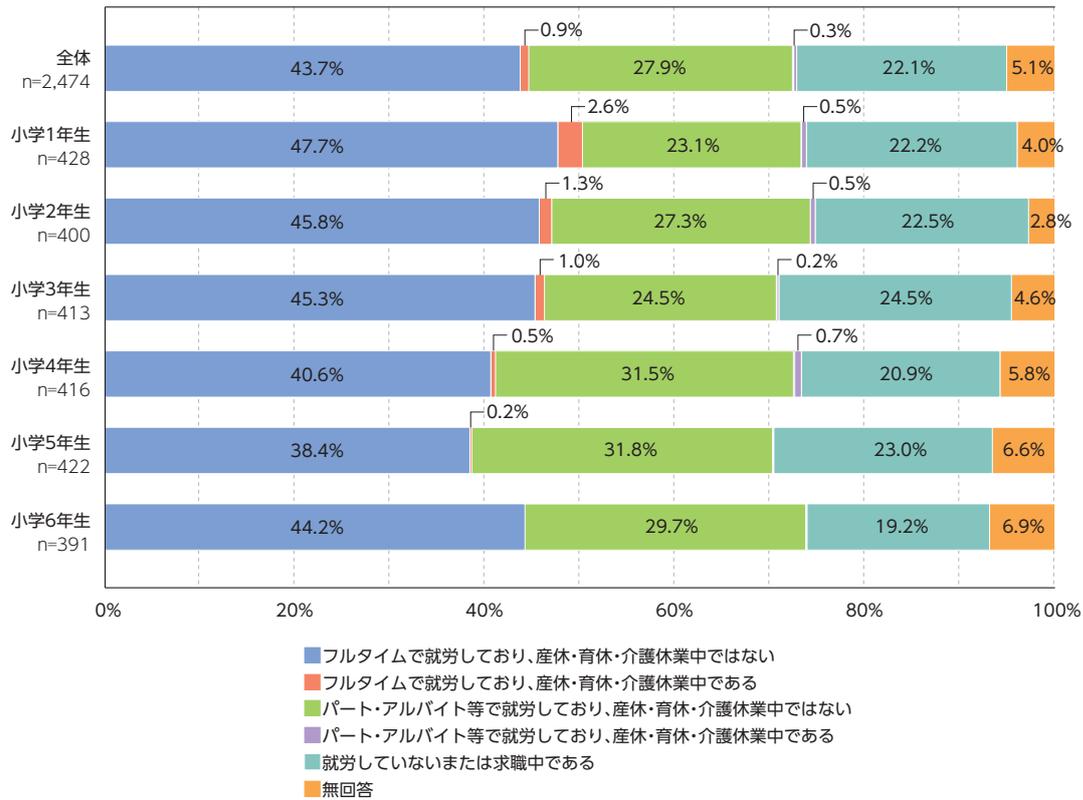


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 就労していないまたは求職中である
- 無回答

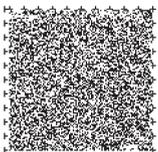
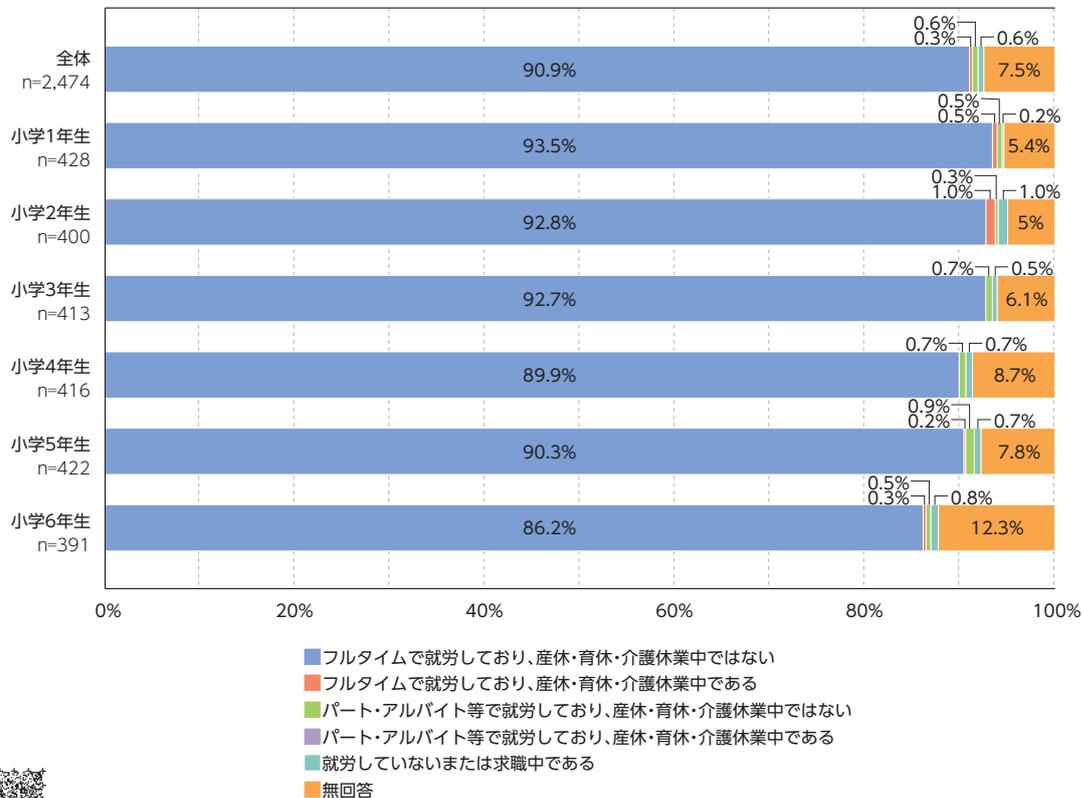
※「フルタイム」とは、1週間に5日・8時間程度の仕事をさします。
「パート・アルバイト等」とはフルタイム以外の就労をさします。



●保護者の就労状況(子どもの学年別)【母親】

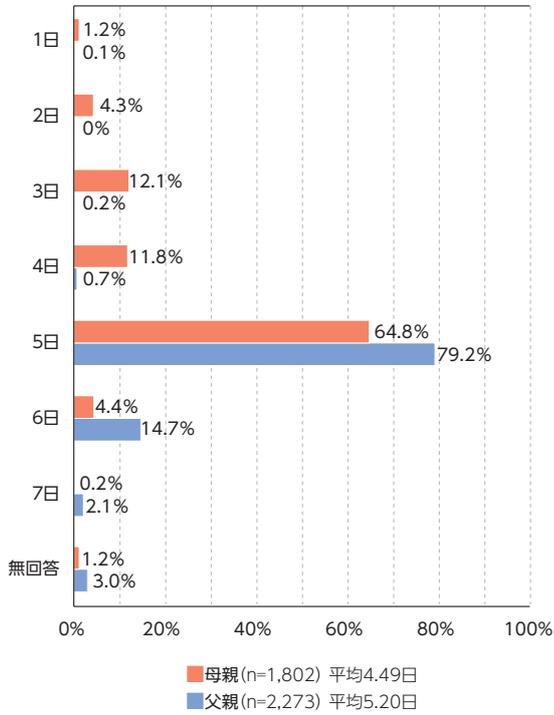


●保護者の就労状況(子どもの学年別)【父親】

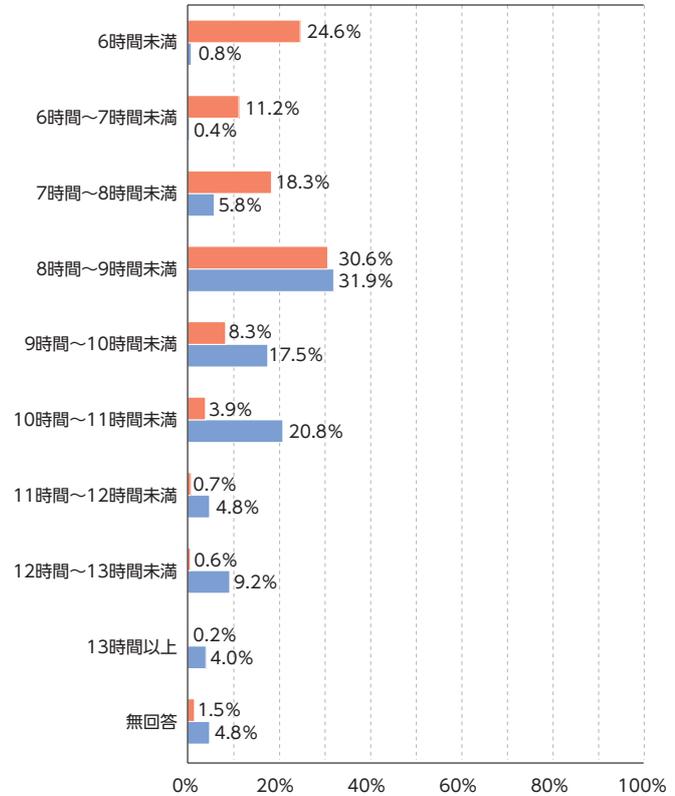


(1-1) 1週あたりの就労日数・1日あたりの就労時間数

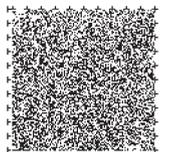
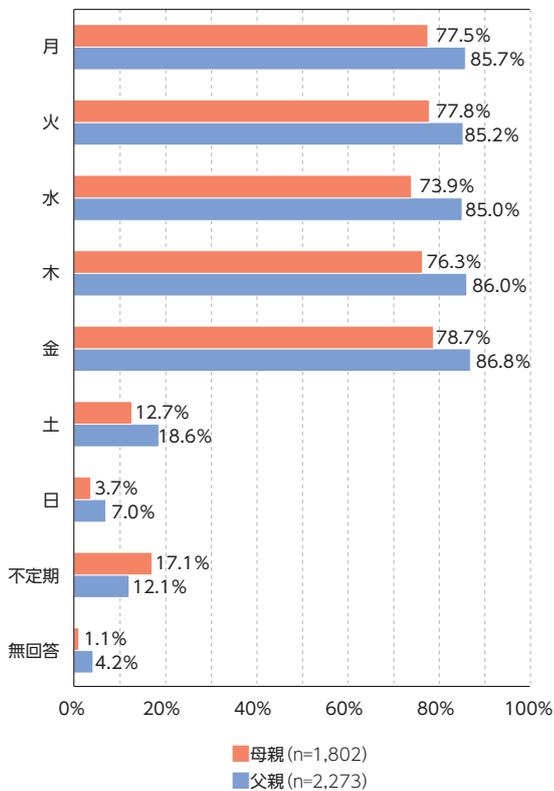
●1週あたりの就労日数



●1日あたりの就労時間数

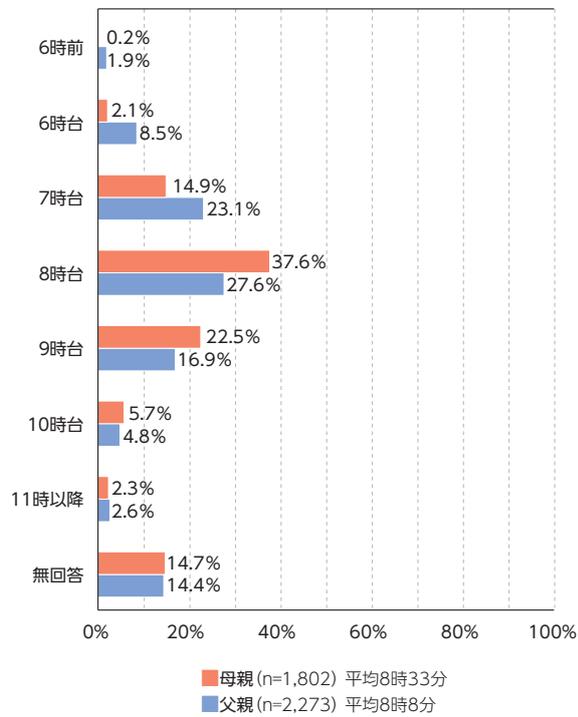


(1-2) 就労している曜日

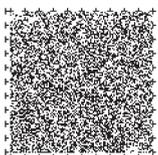
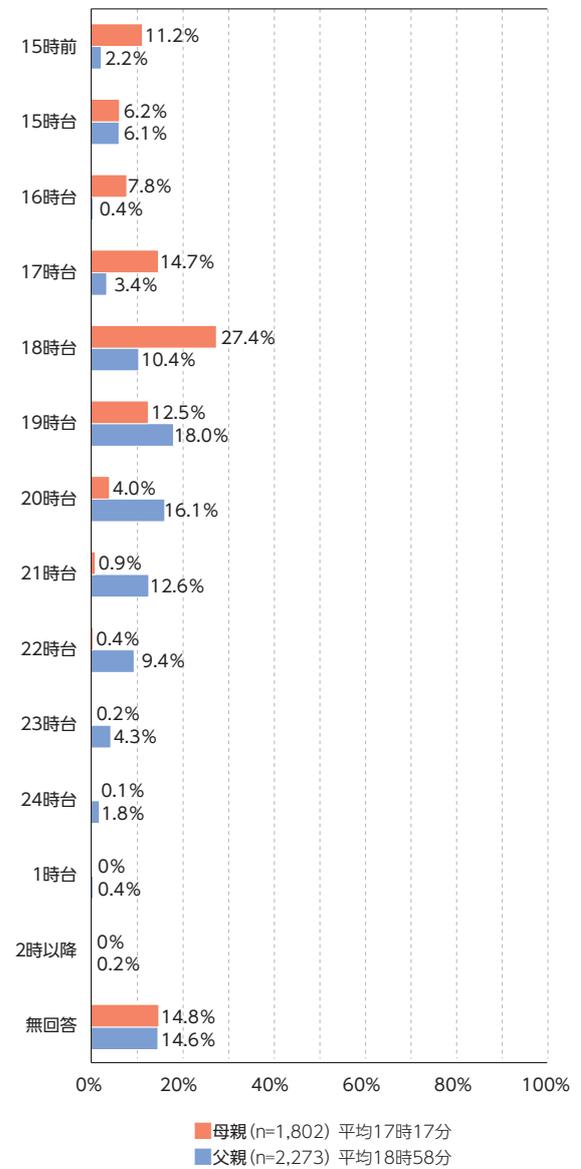


(1-3) 出勤時刻と帰宅時刻

●出勤時刻

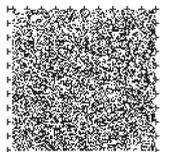
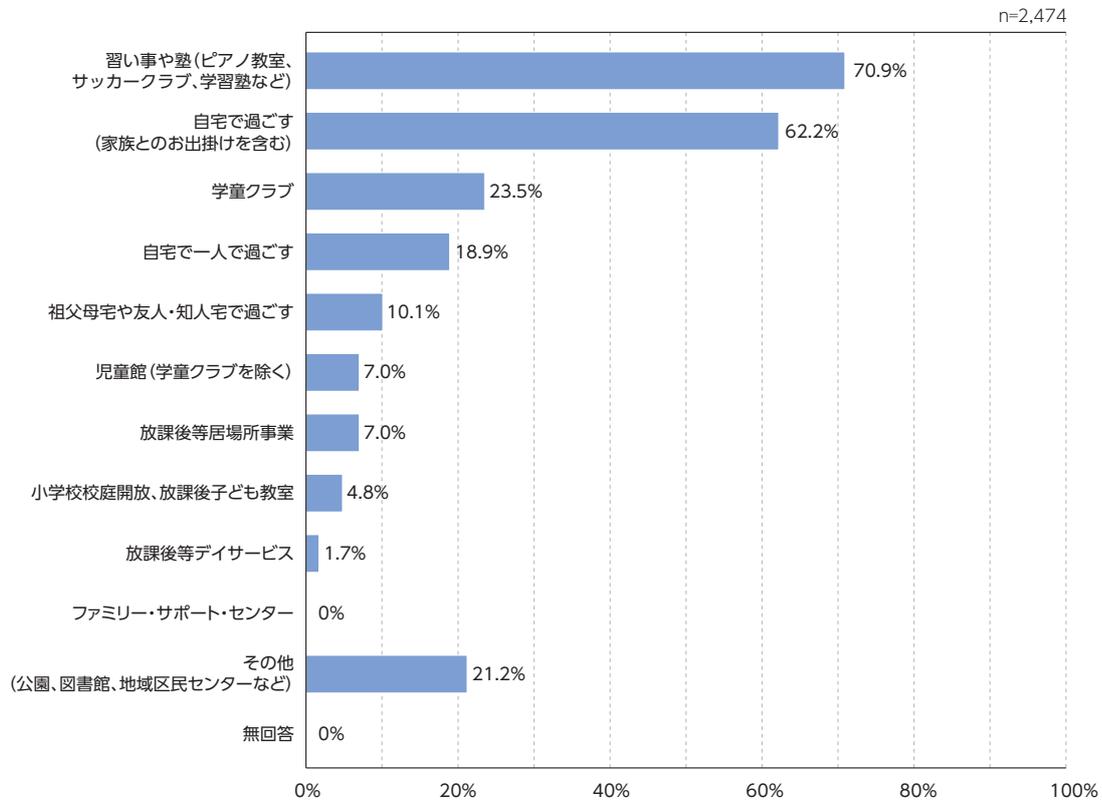


●帰宅時刻

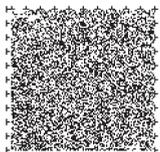
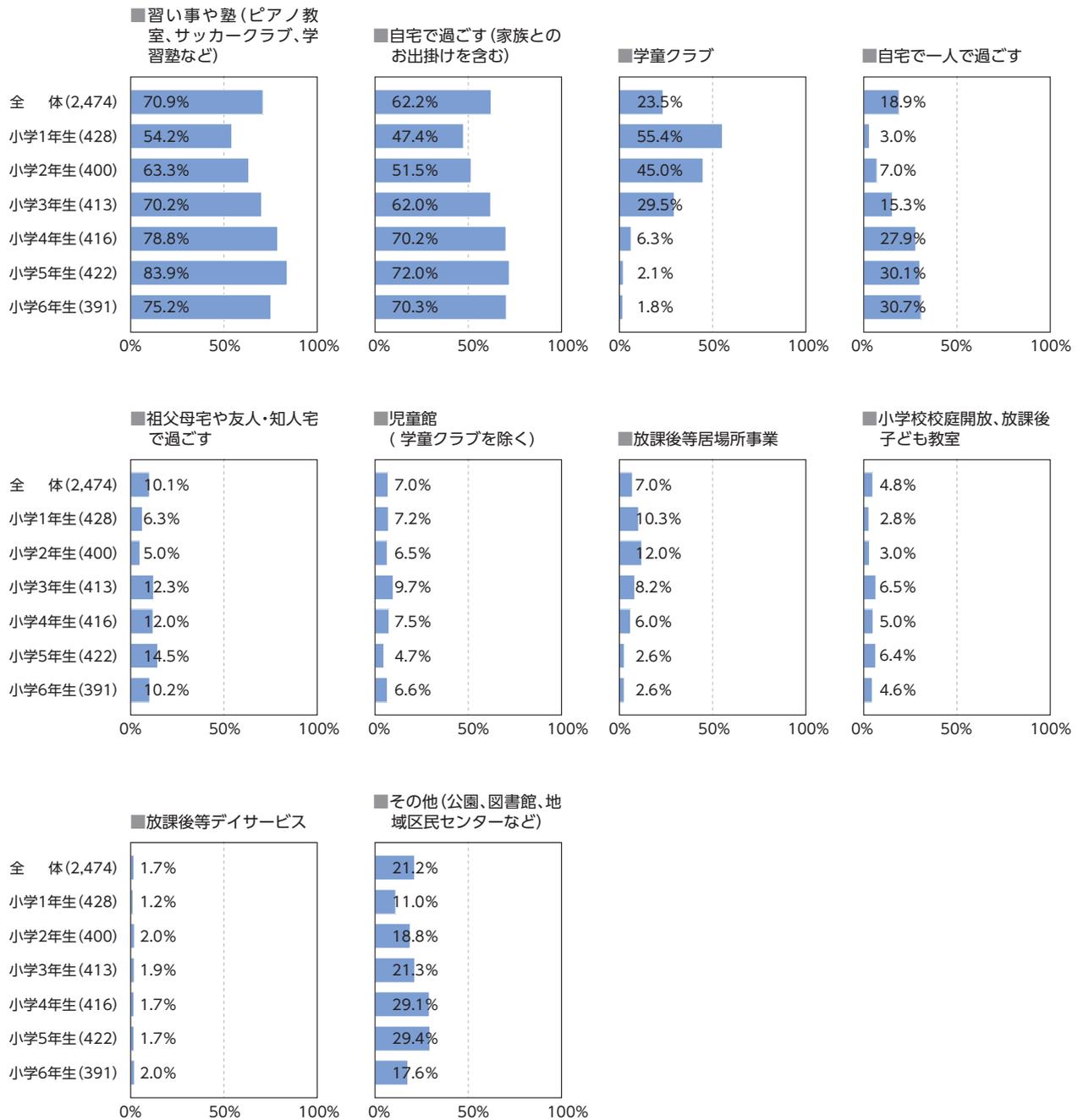


4 子どもの放課後の過ごし方

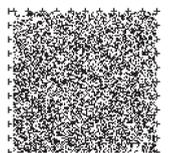
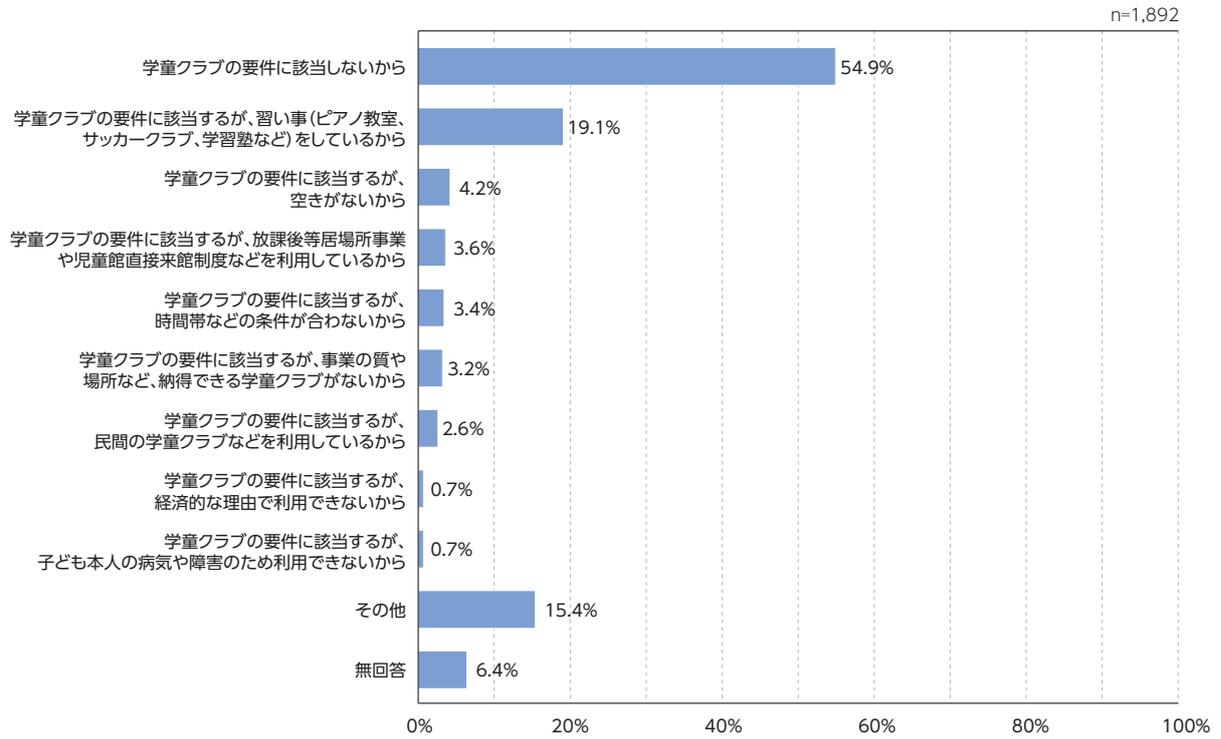
(1) 普段の放課後の過ごし方 (複数回答可)



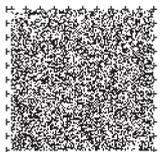
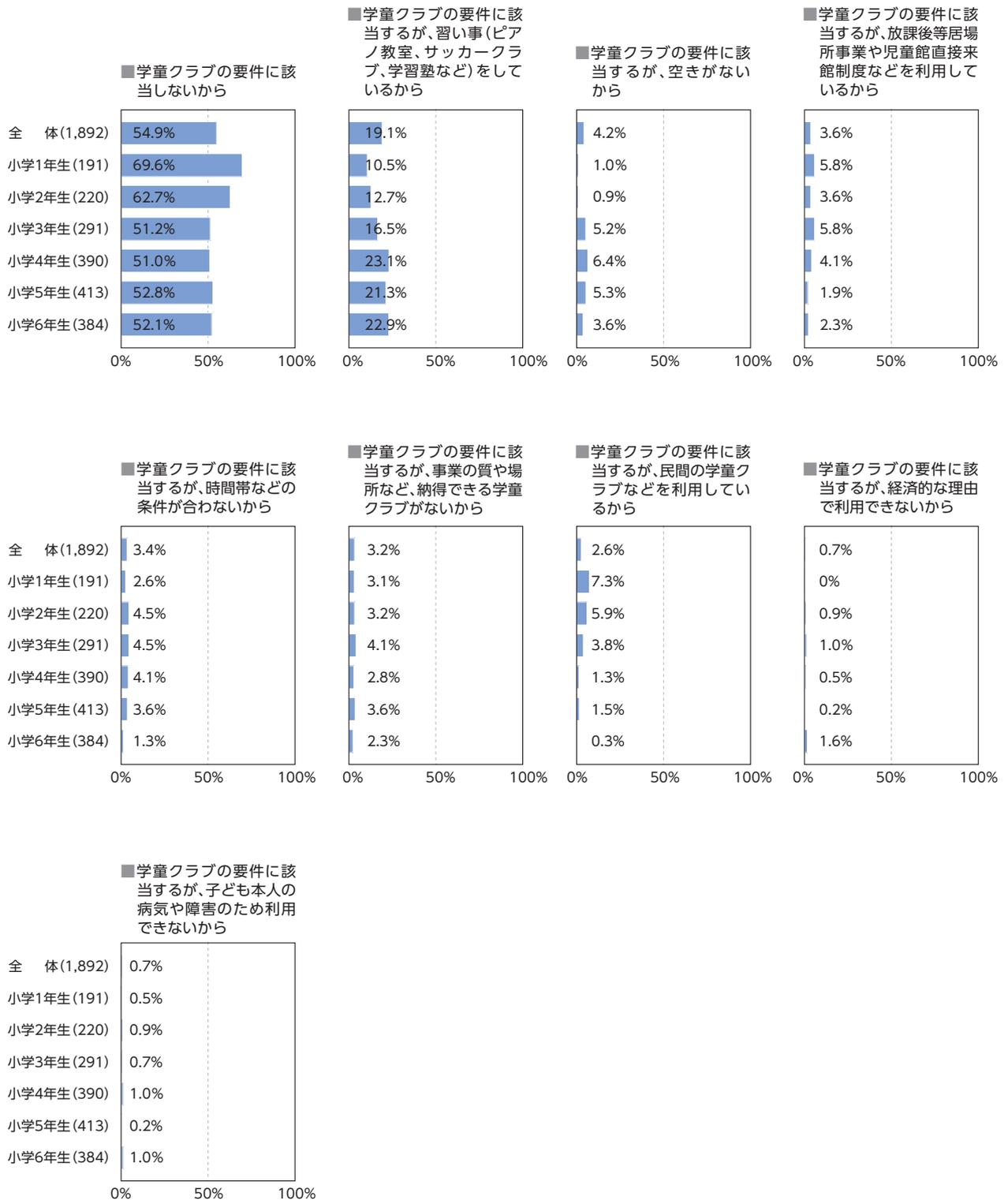
● 普段の放課後の過ごし方 (学年別)



(1-1) 学童クラブを利用していない理由 (複数回答可)

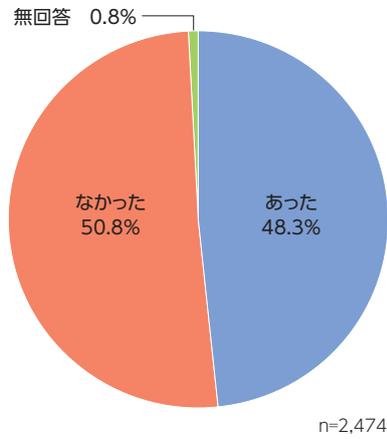


●学童クラブを利用していない理由(学年別)

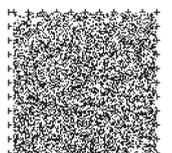
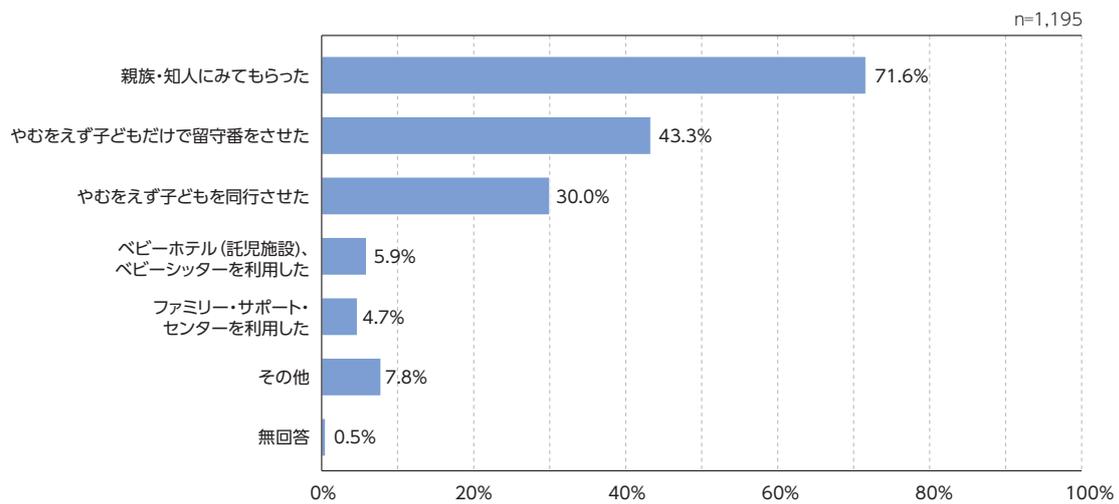


5 一時預かり等の利用状況

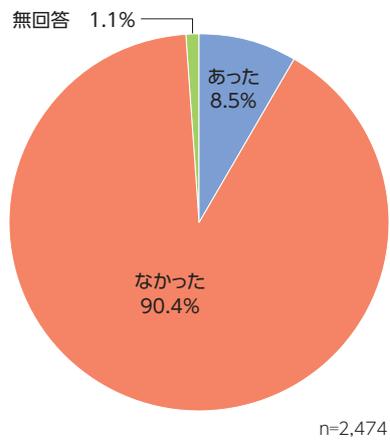
(1) 保護者の用事等で子どもを預けた経験の有無



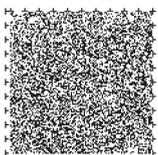
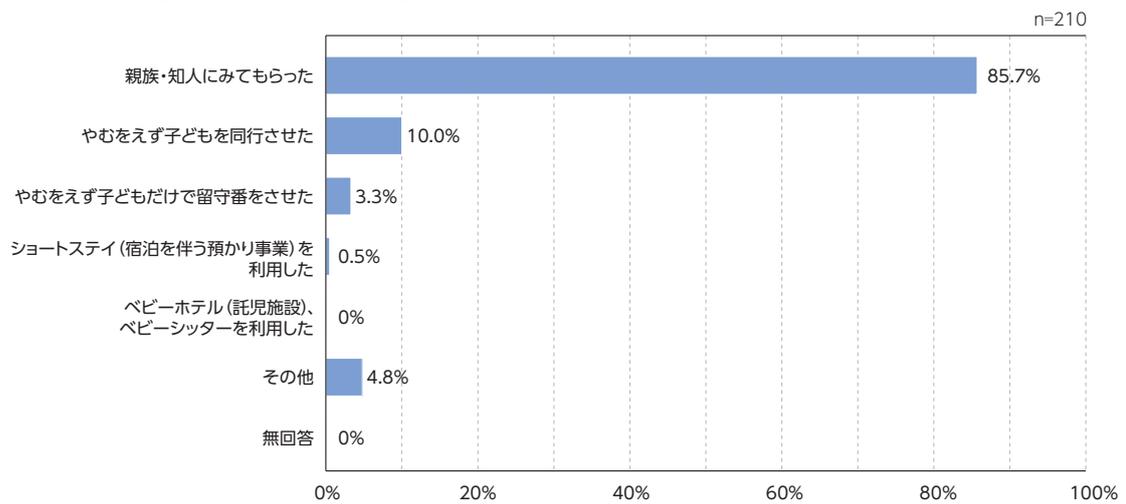
(1-1) 保護者の用事等で子どもを預けた際の行動 (複数回答可)



(2) 宿泊を伴って子どもを預けた経験の有無



(2-1) 宿泊を伴って子どもを預けた際の行動 (複数回答可)



【用語一覧(五十音順)】

○杉並区子ども家庭計画に注釈として記載した用語の一覧です。

<ア行>

●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

●医療的ケア児等コーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ

●大人が歩いていける距離

毎分80mで、徒歩15分程度で移動できる距離

<カ行>

●健康危機

食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

●公民連携プラットフォーム

区や民間事業者等の多様な主体が相互に地域の課題を共有し、その解決を目指して連携・協力するための仕組み

●子どもアドボカシー

子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

●子どもの権利

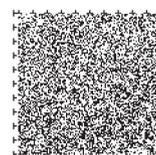
「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

●子ども・子育てプラザ

乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊び場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

●コミュニティふらっと

乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設



<サ行>

●児童館再編の取組の検証結果

この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を「杉並区立施設再編整備計画検証報告書」においてまとめた

●児童支援利用計画

対象となる子どもの課題と支援方針を踏まえ、児童発達支援や放課後等デイサービスなど必要なサービスを適切に提供するために作成する計画

●児童発達支援事業所

発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援(療育)を行う、都の指定を受けた事業所

●就学支援シート

子どもの就学に当たり、保育園・幼稚園・療育機関等での生活の様子や保護者が大切にしてきたことを学校に引き継ぎ、教育活動に生かしていくための資料

●社会的養育

虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

●住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に配慮を要する者

●障害児指定園

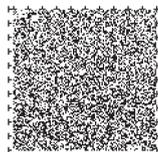
障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

●杉並区子どもの居場所づくり基本方針

今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定

●セーフティネット専用住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)として登録されたもののうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定した住宅



<タ行>

●地域支援機能

療育を受けている児童の保護者、児童発達支援事業所、保育園・幼稚園等の支援者に対し、専門相談や、支援講座、コンサルテーション等を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

●地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者の地域生活を支えるために相談支援事業の運営や地域の関係機関との連携体制等に関する意見を聴くことを目的に設置された協議会

<ナ行>

●入園相談チャットボット

スマートフォンのアプリを使い、いつでも問い合わせが可能な自動会話プログラム

●認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

<ハ行>

●放課後等居場所事業

放課後等に区立小学校で実施する小学生を対象とした居場所事業で、平日と土曜日(祝日を除く)に通年で実施

●放課後等デイサービス事業

学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く)又は専修学校等(専修学校及び各種学校)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

●放課後等デイサービス事業所

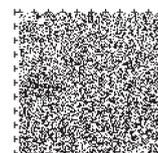
学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く)又は専修学校等(専修学校及び各種学校)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業所

●フォスタリング業務

里親のリクルートや登録前からの里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、里親養育への支援等を行うこと

●併行通園

障害児通所支援事業所を利用しながら保育園や学童クラブにも通園することで、子ども一人ひとりに合った成長発達をめざす取組



<ヤ行>

● ゆうライン

杉並子ども家庭支援センターに設置した、電話又は来所による子どもと家庭に関する相談窓口

● 幼児教育アドバイザー

幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

● 幼保小の架け橋プログラム

子どもに関わる大人が立場の違いを越えて連携・協働し、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、学びや生活の基盤を育むことを目指すプログラム

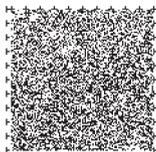
● 幼保小連携担当者

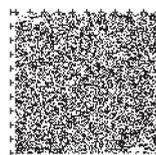
就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員

<ラ行>

● ライフステージ

乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老齢期など、人が生まれてから亡くなるまでの生活環境の段階のこと





杉並区保健福祉計画(子ども家庭分野)

杉並区子ども家庭計画

令和7年度(2025)年度

～令和11年度(2029)年度

登録印刷物番号

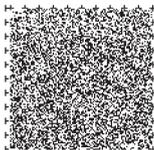
07-0025

頒価 1,800円

令和7(2025)年発行

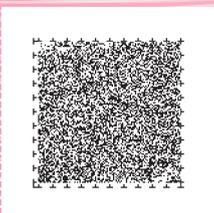
編集・発行 杉並区子ども家庭部管理課子ども政策担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 03-3312-2111 (代)

●杉並区のホームページでご覧になれます。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp>





杉並区



この冊子の各ページにはUni-Voiceコードが印刷されています。スマートフォンのアプリ等を利用して、音声で掲載内容を聞くことができます。また、文字数に制限があるため、本文の記述を一部省略する場合があります。なお、位置をわかりやすくするために、ページの端に切り欠きを入れています。